

内閣官房(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
22	B 地方に対する規制緩和	その他	正確な根拠に基づいた家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行うための、EBPMに対する課税情報目的外利用要件の緩和	本市では、EBPM(証拠に基づく政策立案)を推進しようとしており、家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行いたい。所得情報や、その手段として、住民税の課税データを活用することは、現状、地方税法第22条、地方公務員法第34条により情報の目的外利用が禁止され、これが取組の支障となっている。 他方で、空家等対策の推進に関する特別措置法のように、これを緩和する個別法もあることから、これを参考に、「EBPMのための調査研究」にかかる課税情報の目的外利用を可能とさせていただきたい。	【支障事例】 子どもの貧困問題をはじめ、学力や健康と所得との関係性は以前から指摘されており、今般、分析・研究を行うとともに、その結果を、エビデンスに基づく政策展開に反映し、その効果を市民に浸透させるべく、全力で取り組んでいる。しかしながら、こうした分析に際しては、個人の所得を悉皆で把握する必要があるが、その手段として、住民税の課税データを活用することは、現状、地方税法第22条との関係において、不適切であると考えられる。このことが、市民に質の高い政策を提供する際の大きな支障となっている。 【制度改正の必要性】 代替手段として、アンケートを用いて所得の情報を把握することが考えられるが、過去の経験から、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。	【効果】 本市では、EBPMを推進しており、市や教育委員会が所有するデータの分析・研究を進めている。こうした研究に基づく政策を通じて、市民の健康や子どもの学力等を向上させることにより、限られた財源、人員等のリソースで効率的・効果的な政策を打ち出し、対処ではなく、予防型の政策を取ることができれば、それは社会保障費の減につながり、市民にとっても利益が還元されていくものと考えている。なお、こうした考え方は、国のEBPM推進の動きと整合性のとれたものになっていると認識している。 【懸念・解消策】 懸念として、個人情報の保護・管理体制の構築が挙げられるが、たとえば第三者機関を置いてチェック体制を充実させるなど、客観性のある監視体制を整備することも必要であると考えている。	地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪) 地方公務員法34条(秘密を守る義務)	内閣官房、総務省、文部科学省	尼崎市	平成30年第5回経済財政諮問会議資料3-1 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/0424/shiryo_03-1.pdf	足立区、川崎市、兵庫県、熊本市、宮崎市	○住民税の課税データをはじめとする行政組織内で既に保有している情報を組み合わせて活用することは、「子どもの貧困」の実情を正確に把握し、実情に応じた適切な施策を検討する上で不可欠であると考ええる。 ○市民の生活実態等を把握したうえで、必要な政策を実施していくことは、自治体にとって重要な課題である。 ○限られた経営資源の中で、効率的・効果的な行政運営を推進していくためにも、市民生活の把握に資するデータを有効活用し、市民に質の高い政策を提供できるよう規制緩和を希望する。 ○アンケートを用いた所得情報の把握には、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。また、より深く、正確性の高い分析には課税データの活用が必須である。
193	B 地方に対する規制緩和	その他	電子申請における本人確認手段の統一	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「オンライン化法施行規則」という。)の本人確認手段である電子署名に関する文言を統一する。 具体的には、「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言を追加する。	【支障事例】 本人確認手段が電子署名のみの場合、電子申請を行うにあたってはマイナンバーカード及びカードリーダーを持っていることが必須条件となる。この条件は、電子申請サービスの利用を推進するにあたっての阻害要因となっている。 【懸念事項】 マイナンバーカードを用いた電子署名の推進が図られない。 【懸念事項の解消策】 マイナンバーカードが普及するまでの経過措置として位置付け、マイナンバーカードの普及促進を引き続き積極的に行っていく。	各府省庁の所管する法令に係るオンライン化法施行規則において、本人確認手段である電子署名に関する文言が統一されていない。 具体的には、内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係るオンライン化法施行規則第3条第3項に「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言があるが、厚生労働省や経済産業省の施行規則にはこの文言がない。 行政機関等の指定する方法による本人確認を認める旨の文言を追加することで、マイナンバーカードを持っていない者でも電子申請を行うことができるようになる。	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	内閣官房、内閣府、総務省	八王子市		山形市、福島県、石岡市、芦屋町	○マイナンバーカードを持っていないでも電子申請を行うことができるようにした場合については、カードの普及促進が図られない恐れがあるため、慎重に判断したい。 ○本人確認手段が電子署名の場合、マイナンバーカード及びカードリーダーを持っていない住民は電子署名での電子申請サービスを利用することができない。しかし、市が指定する方法での本人確認が認められれば、マイナンバーカードを持っていない住民でも申請が可能になり、電子申請サービス利用拡大を図ることができる。

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分			求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野	提案事項 (事項名)								団体名	支障事例
115	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	認定こども園整備に係る交付金制度について、内閣府による一元化する。	認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。そのうえ、一方の省が本省繰越した財源を活用したため、もう一方の省の本来「事故繰越」する必要のない予算まで「事故繰越」として扱った事例があり、繰越手続を煩雑にさせている。制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。 これまで同様の提案が他地方自治体から提出され、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)」において、申請に関する書類の統一化や、事前協議の年間スケジュールの明示化等の措置がされることとなったが、抜本的に支障の解消が図られていない。	厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請手続きを行うなどの必要がなく なり、県・市町村・事業者とも相当の事務負担が軽減される。	認定こども園施設整備 交付金交付要綱、 保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、伊勢崎市、新潟県	旭川市、宮城県、いわき市、須賀川市、沼津市、川崎市、横浜市、山梨県、須賀川市、山梨県、豊田市、田原市、草津市、大塚市、八尾市、和泉市、兵庫県、和歌山県、西宮市、和歌山県、徳島県、徳島市、高松市、高知県、北九州市、松浦市、熊本県、熊本市、宮崎市、九州地方知事会	<ul style="list-style-type: none"> ○当初においても幼保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請を行なかつた事例あり、申請書類の統一化等の措置では本格的な解決となっていない。 ○本市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内示時期が遅い。施設整備のスケジュール的に既存施設の解体費や仮設園舎の補助が受けられず、事業者(法人)が負担するや内閣府機能補助(車庫)にたいし、補助事業者(市町村)が差額を負担せざるを得ないケースがあり、補助制度の根本的な解決に至っていない。 ○文部科学省と厚生労働省にそれぞれ申請手続きを行っており、手続き事務が煩雑になっている。 ○認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれに拠出される手続的な煩雑さに配慮があり、自治体での事務作業は非常に煩雑になっている。また、文部科学省と厚生労働省にそれぞれ事前協議、申請、実績報告を提出しなければならない事務作業が負担になっている。認定こども園整備に係る交付金を一元化できれば事務作業の負担が半分になるための改善が必要であると考え。 ○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。そのうえ、一方の省が本省繰越した財源を活用したため、もう一方の省の本来「事故繰越」する必要のない予算まで「事故繰越」として扱った事例があり、繰越手続を煩雑にさせている。制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。 これまで同様の提案が他地方自治体から提出され、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)」において、申請に関する書類の統一化や、事前協議の年間スケジュールの明示化等の措置がされることとなったが、抜本的に支障の解消が図られていない。 ○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。そのうえ、一方の省が本省繰越した財源を活用したため、もう一方の省の本来「事故繰越」する必要のない予算まで「事故繰越」として扱った事例があり、繰越手続を煩雑にさせている。制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。 ○本市で現在予定している再補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること、追加補助金申請補助金の申請・審査の煩雑さなどによる事務負担の増加が懸念されている。 ○本市においても、提案と同様に事務が煩雑化し、対応に苦慮している。 ○認定こども園は一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならない、経費の控分には相当の負担が生じ、申請等に必要書類も厚生労働省、文部科学省で統一されておらず、対応に苦慮しているため改善が必要である。 ○厚生労働省と文部科学省にそれぞれ申請する際に認定こども園整備の事務費を重複して申請しているが、施工の建築確認検査等において重複の審査が実施される場合があり、申請時に影響が与えられやすくなる。審査費及び補助金の申請書類が重複し、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務負担が煩雑になっている。 ○本市においても、施設整備交付金の活用を予定しており同様の支障が生じていると懸念されている。見直しを要する。 ○事務の簡便化は従来の申請書に比べて、補助金の一本化を行うことが必要。これにより、施設の基準統一一本化され、授分等や変更申請等の事務も単純化し、自治体にとってもメリットは大きい。 ○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。補助手続の際に、工事費を最小の単位から算出しなければならない、事務量が膨大となっている。 ○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。 ○平成29年度、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業者負担する事態が生じ、円滑・安定的に整備を行う上で重大な支障となった。 また、厚生労働省と文部科学省両方に申請手続きが必要で、授分計算などの事務負担が非常に大きいことに加え、幼稚園部分には追加の申請が必要で、申請書が異なること、授分計算をする際に一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことなどの課題も生じている。 ○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。 ○本市においても、施設整備の所管が分かれており、申請書類は授分計算し、審査費やいかなるの各費用部分ごとに定員による授分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 ○本市において、同様の支障が懸念される。 ○【審査等業務(都道府県)上の支障】 統一施設の場合(認定こども園)に比べて、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付金要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担が増えている。 特に、2つの制度にまたがる共用部分の授分計算については、一方で修正が他方での補助金額申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。 ○【その他の課題】 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の高減が減少している中、今後の一元化の施設整備に対する懸念も高まっており、簡便な事務手続きの簡便化は支援は期待できず、改めて抜本的な改善が必要と考え。 【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助 ○認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚生労働省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備でも関わらず、2つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業者間の理解しづらい構造となっている。 ○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。 ○本市においても保育所機能部分と幼稚園部分で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重行政(手続き)となっており非効率的であるため、財源を含めた手続きの一元化を図るべきと考え。 ○厚生労働省と文部科学省で採択結果が異なれば、事業者は資金計画等を再検討する必要が生じ、整備を取りやめざるを得なくなることも懸念される。 また、交付金を一本化することで、申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減される。 ○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚生労働省からの交付金となるため、2つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が滞り交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うに当たり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。 ○互に関係が密接に、補助金の滞りや滞りなど、影響を及ぼしていることにより、事業者の授分や申請手続きなど、各省の考え方に異なる部分があり、事務が煩雑で負担が生じている。 そのため、一元対応が必要だと考える。 ○本市においても同様の支障が懸念される。 事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や園種に応じて細かい授分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく取りまとめの都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担が生じている。 ○互にのり、幼稚園機能部分と保育所機能部分で財源が異なり、事務が煩雑である。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設の場合でも関わらず、変更に対して申請手続が必要であり、また整備業務にたいし補助金の算出計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務負担は大変複雑なものとなっている。 ○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両者の交付金の申請を行う必要があることから、手続きが煩雑にならなければならず、交付金申請書に統一されること、施設整備を行う法人に不都合な影響も懸念される。認定こども園整備については、内閣府において一本化した交付金を創出していただきたい。また、募集時期等の制約により複数対応が困難であること、毎年制定される要綱に基づき実施する事業者であることから、柔軟に対応できる交付金にしていただくこと、恒久的な事業として位置づけ、平成31年度も継続していただきたい。 ○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にずれが生じており、園内の整備案件において支障を生じている。 ○本市においても当該案件に際し、交付金の決定時期等に違いがあるため支障が生じており、制度改正が必要だと考えている。 ○一旦施設を整備するに当たっては、申請書の提出をそれぞれで別々にする必要があり、労力も多量に必要となる。また、出大方法が明確にならなければ、手続きの負担は存在する。例えば、特種付帯工事費について、認定こども園施設整備交付金では大型遊具が対象となるのに対し、保育所等整備交付金では対象とならない。 また、それぞれで異なる取り扱いがなされたため、施設費についてもそれぞれ異なる取り扱いとなってしまっている。 ○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張の通り、依然として事務が煩雑であるとともに、平成29年度の各市における認定こども園整備費において、認定こども園施設整備交付金の一方が予算額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一した対応がなされておらず、財政的にも不安定・不確実が生じている。 	
126	A 権限移譲	医療・福祉	認定こども園及び保育所の認可権限を都道府県から市に移譲	認定こども園及び保育所の認可権限を市に移譲すること。	子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体を市町村として就学前の教育・保育に関して一体的、包括的な施策を実施している。この一環として、市町村では、それぞれの施設に対して運営上の確認を行っているところである。現在、認定こども園の認定等の事務・権限が指定都市や中核市への権限委譲が進んでいる一方で、各種施設の認可権限が保育の実施主体である市町村以外となっているものがあり、統一されていない。 ○幼保連携型認定こども園及び保育所…都道府県、指定都市及び中核市 ○幼保連携型以外の認定こども園…都道府県、指定都市 ○地域型保育事業所…市町村 A市で幼保連携型認定こども園の整備を進めているB法人では、設備面や職員配置について、A市から保育の実施に伴う確認を求められるとともに、県から認可を受けることとなり、二重の対応が求められる結果となっている。地方の市では、大きな面積を有することなどにより、子育てを含めた生活区域は、この市内で完結することも想定されることから、保育の実施主体において、制度の理念と地域の実情に沿って、一体的、包括的な施策展開ができるように、指定都市及び中核市以外の市にも認定等の事務・権限を移譲することが必要である。なお、都道府県による区域を超えた調整のための協議は、これまでと同様に必要である。	都道府県が有する認定こども園及び保育所の認可権限が市に移譲すること。	子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体を市町村として就学前の教育・保育に関して一体的、包括的な施策を実施している。この一環として、市町村では、それぞれの施設に対して運営上の確認を行っているところである。現在、認定こども園の認定等の事務・権限が指定都市や中核市への権限委譲が進んでいる一方で、各種施設の認可権限が保育の実施主体である市町村以外となっているものがあり、統一されていない。 ○幼保連携型認定こども園及び保育所…都道府県、指定都市及び中核市 ○幼保連携型以外の認定こども園…都道府県、指定都市 ○地域型保育事業所…市町村 A市で幼保連携型認定こども園の整備を進めているB法人では、設備面や職員配置について、A市から保育の実施に伴う確認を求められるとともに、県から認可を受けることとなり、二重の対応が求められる結果となっている。地方の市では、大きな面積を有することなどにより、子育てを含めた生活区域は、この市内で完結することも想定されることから、保育の実施主体において、制度の理念と地域の実情に沿って、一体的、包括的な施策展開ができるように、指定都市及び中核市以外の市にも認定等の事務・権限を移譲することが必要である。なお、都道府県による区域を超えた調整のための協議は、これまでと同様に必要である。	児童福祉法第35条、 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	福島県、新潟県	山梨県、徳島県、沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育の需要と供給は市町村の判断によることから大きい。そのような市町村が認可することで、より合理的な判断の下で、より地域の実情に応じた園を整備することでできると考える。また、法人としても、協議から認可取得までワンストップで行える。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
127	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の施設整備に関する所管や制度の一元化	保育所等の施設整備に関する厚生労働省と文部科学省の補助制度を内閣府に一元化し、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一すること。	保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を經由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を經由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。	厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があることで繁雑であった事務が、内閣府に所管を一元化したうえで、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一されることにより、事務負担の軽減と効率的な施設整備が可能となる。	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県	旭川市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、習志野市、柏市、神奈川県、横浜市、川崎市、福井県、須賀川市、山梨県、豊田山、田原市、津市、大飯町、大原市、八尾市、和泉市、東大原町、兵庫宮市、神戸市、西宮市、岡山市、山口県、徳島県、徳島市、高松市、愛媛県、高知県、北九州市、松浦市、熊本市、宮崎市、沖縄県	<p>○本市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の両者補助がないため、施設整備の進捗が遅延し、補助事業者(市町村)が差額を負担せざるを得ないケースがあり、補助制度の抜本的な見直しが必要である。</p> <p>○保育所等と厚生労働省にそれぞれ申請手続きを行っており、手続き事務が煩雑になっている。</p> <p>○保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を經由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を經由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。</p> <p>○担当する事によって、交付率が高くなって補助内容が出たこともあり、財源の不安定さが整備スケジュール等にも影響し、設置者である法人にも不安を抱かせている。</p> <p>○概ね全ての市町村において、子ども子育て支援制度の担当部署は一元化している状況であることに対し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分れていることで、担当部署が複雑化している。</p> <p>○本市で現在予定している間接補助を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること、直接補助と間接補助の違い等の制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があることで煩雑化している。事務手続きの時期も異なることから、制度の複雑化が課題となっている。</p> <p>○本市においても、提案市町村に事務が複雑化し、対応に苦慮している。</p> <p>○認定こども園の一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならない。経費の按分には相当の時間を要し、申請先がいつに別れることも改善が必要である。</p> <p>○申請等に必要書類も厚生労働省、文部科学省で統一されておらず、対応に苦慮しているため改善が必要である。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省に分けて申請する際に認定こども園運営の事業費を重複して申請しているが、竣工後の建築確認申請等において当初の建築申請が変更になる場合があり、重複申請にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。</p> <p>○事業費の削減は本来的に必要だが、補助金の一本化を行うことが必要。これにより、施設の標準額も一本化され、按分等や変更交付申請等の事務も単純化、自治体にとってもメリットは大きい。</p> <p>○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。</p> <p>○保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を經由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を經由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。</p> <p>○平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事態が生じ、円滑・安定的に整備を行う上で重大な支障となった。</p> <p>また、厚生労働省と文部科学省の交付金申請手続が必要で、按分計算などの事務負担が非常に大きいことに加え、幼稚園部分では対象とならない経費があることや、按分計算をする際に一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。</p> <p>○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である</p> <p>○本市においても、施設整備費の所管者が分かれていることで、申請書類を双方作成しなければならず、また、単一施設であるにもかかわらず共同部分で按分して計算する必要もあるなど、非効率な事務作業が生じている。</p> <p>また、認定こども園の幼稚園部分の交付金が重複交付にならないよう、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。</p> <p>○【申請手続(市町村)上の支障】 施設整備認定こども園の申請に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っており、この際、明確に区別できない共同部分、クロス定員等により重複的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共同部分ごとに異なる文部科学省部分の交付金を重複交付にならないよう、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。</p> <p>○【申請手続(国)上の支障】 単一施設に異なる申請があるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付金申請に基づき協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。</p> <p>特に、この調整にまつ共同部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすこともあり、差額・申請業務における課題となっている。</p> <p>【これまでの国の対応】 補助金の申請手続について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査業務も厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率な状況にある。また、安心こども基金の積高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。</p> <p>【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県を經由して市町村への間接補助 ○認定こども園の施設整備にあたっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚生労働省からの交付金となっており、事務の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業概要が複雑しづらい構造となっている。</p> <p>○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省で採択結果が異なる場合は、事業者は資金計画等を再検討する必要が生じ、整備を取りやめざるを得ないことも懸念される。</p> <p>また、交付金を一本化し、直接補助とすることで、申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減される。</p> <p>○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚生労働省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本邦として、文科省部分の補助金が重複交付とならず、事務もなくなるから、施設整備を行うに当たり、補助事業者は両方に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。</p> <p>○保育施設と一体的に子育て支援を推進する際、厚生労働省の保育所等整備交付金と内閣府の子ども子育て支援整備交付金を活用して整備した。当該交付金は、補助内容が類似しているものの、対象外経費に差異があり、対象経費の一元管理が困難である。</p> <p>○左記事例と同様に、補助申請先が二元化していることにより、事業者の按分や申請手続きなど、各省の考え方に異なる部分があり、事務が煩雑で負担が生じている。</p> <p>そのため、一元的な対応が必要だと考える。</p> <p>○事業者からすれば「認定こども園」という施設をやるだけにもかかわらず、児童数や園種に応じて細かい按分が生じ、その考え方や制度において市町村だけでなく都道府県においても煩雑な事務が生じ、その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。</p> <p>○左記のとおり、幼稚園機能部分と保育所機能部分で財源が異なっており、制度が複雑である。</p> <p>○幼稚園機能部分と保育所機能部分の交付金については、両省が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設での整備であるにもかかわらず、両省に対して申請手続きが必要であり、また整備面積等に依じた補助額の按分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務負担は大変煩雑なものとなっている。</p> <p>○保育所等整備交付金は、国から市町村への直接補助、認定こども園施設整備交付金は、県を經由して市町村に交付する間接補助となっているが、年度途中で新たな整備箇所が発生する、又は工事費が増え補助額の増額が必要となった場合、保育所等整備交付金では国の予算枠で執行対応できないにもかかわらず、認定こども園施設整備交付金では県の補正・活用などの予算措置が必要となり、すぐには対応できないという課題が生じている。</p> <p>○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の申請を行う必要があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付金申請に統一がないこと、施設整備を行う法人に不利な点も生じる。認定こども園施設整備については、内閣府において一元化した交付金を創設していただく。また、募集時期等の制約により複数回の交付金が困難であること、毎年制定される要綱に基づき実施する事業であることから、柔軟に対応できる交付金にしていただくこと、恒久的な事業として恒常的・年次計画でも継続していただく。</p> <p>○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を生じている。</p> <p>○都道府県による予算措置についても、同一園整備にもかかわらず、措置すべきものも、そうでないものに分かれてしまい、不明確となっている。</p> <p>また、直接補助に統一することにより、市町村において急務となった整備についても、都道府県の予算措置を待たずに即応することができる。</p> <p>さらに、従来の按分手続きも、幼稚園が直接補助として市町村から申請でき、簡便化、明確化されると考える。</p> <p>○認定こども園施設整備交付金については、防犯対策事業のメニューが追加された際に、県予算への計上が必要であったことから、園への募集時期が遅くなった。</p> <p>○従来、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が煩雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園施設整備において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一の対応がなされておらず、財政的にも不安定・不透明が生じている。</p> <p>○園において、書類の統一や対象事業の按分の明示等がされたところがあるが、依然として、各省担当の算定や関係課との整合性の確認等に時間を要している。</p> <p>一元化により、事務負担の軽減や作業ミスによる不適切な交付等を防ぐことができる。</p>	

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
128	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育士等の処遇改善 等加算の認定事務等 の簡素化	保育士等の処遇改善等加算に 関する認定事務等を簡素化するこ と。	保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育 士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件と なっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村におい て処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。	処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されることにより、県、市町村にお いて当該事務の円滑な執行が可能になる	・子ども・子育て支援 交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	福島県、茨 城県、群馬 県、新潟県		盛岡市、仙台 市、福島市、い わき市、須賀川 市、石岡市、ひた ちなか市、川口 市、練馬区、川 崎市、石川県、 須坂市、山梨県 市、豊田市、大 阪府、大阪市、 兵庫県、神戸 市、伊丹市、玉 野市、山口県、 山陽小野田市、 徳島県、北九州 市、松浦市、宮 崎市	<p>○本市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮して おり、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要 望する。</p> <p>○本市においても、保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施 設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件と なっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、処遇改善等加算の認定事 務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○本市においても、提案内容と同様の事例があり、対応に苦慮している。</p> <p>○施設ごとの勤続年数など確認事項が多く、それが膨大な事務量となっている。</p> <p>○処遇改善等加算の事務については、本来、年度初めに認定かつ実績を確認するべき ではあるが、複雑な制度かつ事務量の多さから確認・認定事務に年度中旬から後半に 跨いでいる状況であることから、施設側の次年度に向けた処遇改善計画に遅れが生じて いる。</p> <p>来年度の無償化等に伴う事務が増える為、処遇改善等加算の認定事務の簡素化 に向けた早急な対応をお願いしたい。</p> <p>○本市においても同様に膨大な事務量となっている。</p> <p>○本市でも制度が複雑なことによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、在職証明書の添付を必須とする が、経験年数が長いほど他施設での取得の必要が多くなる。しかしながら、その退職の 理由によっては、過去の施設や保育士と事業者との関係性に影響する事例がある。さら に、他自治体の園へ転職した際は新たな自治体で同様の審査をする必要があり、在職 証明書発行の事務的負担も大きい。よって、このような事務負担を簡素化できるような全 面的な保育士登録情報システムの構築を懇願する。</p> <p>○加算認定事務もさることながら、実績報告の審査事務も膨大となっている。その背景と して、制度自体が複雑であるため、再三説明しているにも関わらず多くの事業者が制度 の基本的な考え方を理解できないことにある。事業者にとってもわかりやすい制度にする とともに、事業者が資金改善の見込みや実績を額を簡易に算出できるフォーマットを示して いただきたい。</p> <p>○市において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。最優先課 題。</p> <p>○本県においても、提案団体と同様の支障が生じているため、現行制度を見直しほし い。</p> <p>○処遇改善加算の認定や実績報告については、制度が複雑な上、毎年のように制度改 正があるため、本市においても事業者及び職員に多大な負担がかかっているため、簡素 化を求めます。</p> <p>○本市においては、年々施設が増加しており、それに伴い処遇改善等加算の事務量も 増加し、認定にも時間を要している。</p> <p>そのため、処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されれば、円滑な事務の実施につ ながると考える。</p> <p>○本市においては、処遇改善等加算認定事務とキャリアアップ研修の受講記録の管理を 異なる部署が担当しており、今後研修受講の必須化に伴い連携して認定事務を執行す る必要があることから、簡素化について賛成します。</p> <p>○本市においても、処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっており、簡素化 することで、当該事務の円滑な執行が可能となる。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一 人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリア アップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認 定事務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○処遇改善等加算の認定事務に係る審査において、勤続年数の算定などの複数回の 確認が必要な事務が大量に発生し、当該審査に係る事務が膨大な量となっている。その ため、施設に対する認定までが長期化・複雑化している。</p> <p>○事業者にとっても、職員一人ひとりに対して基準年度の賃金水準と比較して資金改善 を行う等、手続きが非常に複雑で事務負担も大きいことから、適切な処遇改善を進めるう えでも、事務手続きの簡素化は必要不可欠である。</p> <p>○各施設へ提出をを求める認定申請書と実績報告書で様式が全く異なる等の理由により、 各施設への指導等に係る事務が膨大となっている。</p> <p>○処遇改善加算Ⅰおよび処遇改善加算Ⅱに加え、都独自の補助制度の「キャリアアップ補 助金」がある。これまで、保育士等の資金改善、経験や技能に応じた職員・給与体系の 整備について成果を上げている。</p> <p>しかし、対象要件や実績報告など、制度全体が非常に難解である。加算認定は都が行う ことから、認定の審査は、市町村→都の2段階で膨大な作業の事務量が生じている。 特に、複数の施設を開設し、多数の職員を雇用している事業者等からは、制度の趣旨に 理解は得られているが、「事務負担が大きすぎる」「作業に時間が割かれ、保育に影響し てしまう」等の意見や要望もきている。</p> <p>また、事務負担に見合わないため、申請を見送る事業者も出ている。 事業趣旨を踏まえつつ、わかりやすく活用しやすくすることで、一層の処遇改善につな がる。</p> <p>また、制度の簡素化により、都道府県はキャリアアップ研修の積極的な実施をはじめ、こ れまでのような費用面の支援だけでなく、キャリアアップ制度の整備に取り組む事業者 の好事例の横展開など、広域的な視点による処遇改善の支援に取り組むことができると 考えられる。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一 人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリア アップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認 定事務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務は、制度が複雑であり、それぞれの施設の 保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや、県、市町 村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。(施設におい ても事務量が増加している。)</p> <p>○認定に係る資料の審査・修正等に膨大な時間を要している。 また、施設においても、申請書類の整備等に膨大な負担がかかるため、申請しない例 も生じている。</p>

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
176	B 地方に対する 規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加	家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費は、応援職員も含めて災害救助費の対象外とされているが、災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与等を行うための経費として、家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。	【現状】 災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、避難所・応急仮設住宅の供与、食品の供給、埋葬等と定められており、これらの「救助」に要した費用は、災害救助費として全額支弁される。 【支障事例】 発災後、迅速に行わなければならない応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査に基づく罹災証明書が必要不可欠であるが、「家屋被害認定調査」及び「罹災証明書の発行」業務に要する費用は、応援職員も含めて災害救助費の対象外となっている。 今後想定されている南海トラフ地震や首都直下型地震等大規模災害では、被災自治体職員だけで迅速な対応が困難であることは明らかであり、国から被災自治体への応援職員の派遣要請があつたとしても、負担が大きいため、被災地応援に二の足を踏むこととなり、多数の被災者が避難所での長期生活を強いられることが想定される。これらの応援職員に係る経費は特別交付税で措置されるものの、最大でも措置率0.8となっている。熊本地震の際にも、国等から応援職員の派遣要請がなされ、兵庫県及び県内市町村から家屋被害認定調査、罹災証明発行等業務に延べ1,610人・日の職員を派遣しており、応援自治体にとって負担は大きい。	家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務が「救助」に必要な業務とされ、救助費の対象となることで、多数の応援職員の派遣が可能となり、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理の迅速化につながり、避難所での長期生活者が減少し、震災関連死の増加防止にもつながる。	・災害救助法第4条 ・災害救助法施行令第3条	内閣府	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		ひたちなか市、八王子市、山梨市、浜松市、豊田市、田原市、堺市、千早赤阪村、奈良県、大村市、熊本県、熊本市、大分県、宮崎市、九州地方知事会	○本市は、平成29年度に被災者生活再建支援システムを導入し、同時期に、被害認定調査計画及び罹災証明書発行計画を策定した。計画上、平常時においては、罹災証明書の発行端末5台を常備するが、災害時においては、54台の端末を必要と想定しており、家屋の被害認定調査や発行体制の構築のための負担が大きい。 ○熊本地震被災地支援で、本市は家屋被害認定調査業務にのべ60人を派遣し、520日の活動を実施、罹災証明書発行業務にのべ12人を派遣し、69日の活動を実施した。結果、現地経費など約1,900万円を支出した。支援自治体の人的負担及び経済的負担は非常に大きい。 大規模災害において、罹災証明書の発行業務は被災自治体にとり非常に大きな負担となり、自組織だけでは迅速な業務遂行が難しい。 本業務を災害救助費の対象にし、支援自治体が被災自治体に応援に入りやすい体制をつくることで、被災地の早期の復興につながることを考える。 ○家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費については、熊本地震においても、最終的には交付税等による財政措置をして頂いたところ。しかし、提案で求められているように、災害救助費等で恒久的な財政支援を制度化して頂けると、実際の対応においても被災自治体が躊躇することなく、迅速に家屋被害認定調査等を進めていくことが可能になると思われる。 ○災害救助法で定められた事項に該当する項目のみが求償の対象となっているが、対象外の項目についても国等からの応援要請があれば、自前にて対応しており、一部については交付税措置がされている。 ただし、熊本地震に対する熊本市からの家屋被害調査及び罹災証明発行業務について派遣要請を受け職員派遣を行ったが、熊本市での経費負担が困難だったことにより、財政的負担が大きかった。 ○熊本地震においては、災害救助と不可分の関係にある住家被害認定業務や罹災証明書の交付等の業務が災害救助法の対象とならず、応援自治体や被災自治体の負担が大きいものとなった。 被災自治体の負担軽減を図るため、災害救助法の対象経費としていただきたい。
193	B 地方に対する 規制緩和	その他	電子申請における本人確認手段の統一	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「オンライン化法施行規則」という。)の本人確認手段である電子署名に関する文言を統一する。 具体的には、「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言を追記する。	【支障事例】 本人確認手段が電子署名のみの場合、電子申請を行うにあたってはマイナンバーカード及びカードリーダーを持っていることが必須条件となる。この条件は、電子申請サービスの利用を推進するにあたっての阻害要因となっている。 【懸念事項】 マイナンバーカードを用いた電子署名の推進が図られない。 【懸念事項の解消策】 マイナンバーカードが普及するまでの経過措置として位置付け、マイナンバーカードの普及促進を引き続き積極的に行っていく。	各府省庁の所管する法令に係るオンライン化法施行規則において、本人確認手段である電子署名に関する文言が統一されていない。 具体的には、内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係るオンライン化法施行規則第3条第3項に「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言があるが、厚生労働省や経済産業省の施行規則にはこの文言がない。 行政機関等の指定する方法による本人確認を認める旨の文言を追加することで、マイナンバーカードを持っていない者でも電子申請を行うことができるようになる。	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	内閣官房、内閣府、総務省	八王子市		山形市、福島県、石岡市、芦屋町	○マイナンバーカードを持っていないでも電子申請を行うことができるようにした場合については、カードの普及促進が図られない恐れがあるため、慎重に判断したい。 ○本人確認手段が電子署名の場合、マイナンバーカード及びカードリーダーを持っていない住民は電子署名での電子申請サービスを利用することができない。しかし、市が指定する方法での本人確認が認められれば、マイナンバーカードを持っていない住民でも申請が可能になり、電子申請サービス利用拡大を図ることができる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
229	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	<p>幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。</p> <p>一方、その施設整備に係る補助制度は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と分かれている。</p> <p>一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管及び予算を一本化すること。</p>	<p>施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方で作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。</p> <p>また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。</p>	<p>認定こども園の整備を進めていく市町にとって、予算の所管省庁が一元化されれば大いに事務の軽減を図ることができ、財源的にも安定した補助金を見込むことができる。</p> <p>保育所と幼稚園双方の機能を有した認定こども園は、子育て家庭の多様なニーズに対応することができる施設であり、その施設整備が計画・工事ともスムーズに進められることは、地域における子育て支援を推進することができる、待機児童の解消に寄与することもできる。</p>	児童福祉法第56条の4の3、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	三重県、宮城県、広島県、日本創生未来世代応援知事同盟	旭川市、いわき市、須賀川市、皆志野市、柏市、川崎市、海老名市、新潟県、福井県、福井市、山梨県、須賀川市、山梨市、豊田市、田原市、重津市、大阪市、大阪市、大阪市、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、徳島県、徳島市、高松市、愛媛県、高知県、北九州市、松浦市、熊本県、熊本市、宮崎市、九州地方知事会	<p>○本市においても幼保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請代行のみで工事開始(施工)を希望する等、非効率な事務作業が生じている。</p> <p>○本市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内外事務が異なるため、施設整備のスケジュールや施設整備の補助が受けられず、事業者は法人が負担するが、内閣府が補助事業に限りなく、補助事業(市町村)が負担を担う必要となり、補助事業の根本的な解決に至っていない。</p> <p>○文部科学省と厚生労働省がそれぞれ申請書類を提出し、申請書類が重複している。</p> <p>○認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの低価格設定の手続きなどに相違があり、自治体での事務作業は非常に煩雑になっている。また、文部科学省と厚生労働省にそれぞれ事前協議、申請、実績報告を提出しなければならず、事務作業の負担が増えている。認定こども園整備に係る交付金を一元化できれば事務作業の負担が半分になるため改善が必要であると考える。</p> <p>○施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方で作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があり、非効率な事務作業が生じている。</p> <p>また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。</p> <p>○1つの認定こども園の改修・改良に対し、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、工事費の按分などの事務作業が複雑・膨大であり、また、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあるなど、施設整備の推進に支障がある。</p> <p>○認定こども園の整備に当たり、子ども子育て支援制度の推進は一元化している状況であることに対し、誰が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分業していることで、複雑な事務負担が強い状態にある。</p> <p>○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と異なるため、二重の交付金申請が必要であり、事務が非常に煩雑となっている。</p> <p>○本市で現在予定している共同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の算出要件の内容が異なること、直接補助と間接補助の違いの制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○本市においても、提案内容に事務局が関係し、対応が滞っている。</p> <p>認定こども園は一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならない、経費の按分には相当の時間を要し、申請先が2つに分れることも改善が必要である。</p> <p>○申請等に必要な書類も厚生労働省、文部科学省で統一されておらず、対応に支障しているため改善が必要である。</p> <p>○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を重複申請しているが、竣工時の建築確認検査等において当時の建築基準が変更になる場合があり、申請按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助金にも影響があるため、申請の簡便化が必要であり、経費が認定こども園の施設整備費において重複申請されている。</p> <p>○事務の簡便化では根本的な解決につながらないため、補助金の一元化を行う必要がある。これにより、施設の基本額も一本化され、按分等や変更交付申請等の事務も単純し、自治体にとって困らなくなる(1/2は大きい)。</p> <p>○施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方で作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。</p> <p>○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。</p> <p>○施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方で作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。</p> <p>また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。</p> <p>○平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業者が負担する事態が生じ、円滑・安定的に整備を行う上で大きな支障となった。</p> <p>また、厚生労働省と文部科学省双方に申請書類が必要なため、按分計算などの事務負担が非常に大きいために加え、幼稚園部分では対象とならない経費があることや、按分計算をする際に一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。</p> <p>○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である</p> <p>○本市においても、施設整備費が分かれていることで、申請書類を双方で作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。</p> <p>また、29年度の文部科学省部分の交付金が滞り交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の整備に支障をきたしている。</p> <p>○申請業務(市町村)上の支障</p> <p>幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請書類を行っている。この際、申請書類に異なる部分があり、申請書類に異なる部分が生じている。具体的には、申請書に記入する各部分ごとに規定により異なる部分があり、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。</p> <p>同一の法に基づく同一の施設であり、本案は不要である手続きが生じている。</p> <p>【審査等業務(都道府県)上の支障】</p> <p>単一施設の本質に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づき協議・調整を行う必要があり、事務の負担が増えている。</p> <p>特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金額申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。</p> <p>【以上を踏まえた支障】</p> <p>補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が増減している中、今後の一元化の施設整備に対する認識も高まっており、効率的な事務手続きの簡便化は支援は期待できず、改めて根本的な改善が必要と考える。</p> <p>【参考】</p> <p>■保育所等整備交付金(厚生労働省所管)：国から市町村への直接補助</p> <p>■幼稚園相当部分</p> <p>「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」：国から都道府県経由で市町村への間接補助</p> <p>○認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚生労働省からの交付金となり、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業費が理解しづらい構造となっている。</p> <p>○本市においても保育所機能部分と幼稚園部分で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重の申請(手続き)となり申請負担が膨らむ。財源を別々の申請の一元化を図るべきと考える。</p> <p>○厚生労働省と文科省で申請書類が異なり、事業者は両方の申請書類を再提出する必要が生じ、整備を取りやめざるを得なくなることも懸念される。</p> <p>また、交付金を一元化することで、申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減される。</p> <p>○保育所機能部分は文科省、幼稚園機能部分は厚生労働省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が滞り交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うにあたり、補助事業者に円滑に交付金を交付する仕組み、一元化を行い、交付金に対する考えを統一する必要があると考える。</p> <p>○事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけでもかわらず、児童数や園種に応じて細かい按分が生じ、その考えが申請方法において市町村に伝わり、申請書類が異なり、事業者は両方の申請書類を再提出する必要が生じ、その結果として事業者からすれば負担が増えることとなり、過度な負担をかけることとなっている。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設の整備であるにもかかわらず、申請書類が必要であり、また整備費等に同じ補助金の案分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務負担は大きな負担となっている。</p> <p>○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付金申請書に違いがあるため支障が生じており、制度改正が必要だと考えている。</p> <p>○同一施設を整備するための補助金が区分けされているために、対象経費をそれぞれで申請する必要が生じる。両方の申請書の算出方法が明確にならなければ、手続きの負担は存在する。例えば、特殊作業工事費について、認定こども園施設整備交付金では大規模建設費の対象となるのに対し、保育所等整備交付金では対象とならない。</p> <p>また、それぞれ異なる取扱いがなされるため、財源区分についてもそれぞれ異なる取扱いが必要となってしまう。</p> <p>都道府県による予算措置についても、同一園整備にもかかわらず、措置すべきものと、そうでないものとに分かれてしまい、不明確となっている。</p> <p>また、直接補助に統一することにより、市町村において急務となった整備についても、都道府県の予算措置を待たずに申請することができる。</p> <p>さらに、将来の財産処分手続きも、幼稚園が直接補助として市町村から申請でき、簡便化・明確化されると考える。</p> <p>○市町村においても、予算額の定員が増加しないことから保育所の増築部分が認定こども園整備交付金の対象からず、整備内容に影響を及ぼした事例があった。</p> <p>○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が複雑であることに加え、平成29年度の本市における認定こども園前年度において、認定こども園施設整備交付金の一方の予算額の99%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一した対応がなされておらず、財政的にも不安定・不信感が生じている。</p>	
262	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	<p>災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うこと。</p>	<p>災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)。これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされているが、気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。</p> <p>また、災害時には被災者のニーズに可及的速やかに対応すべきであり、都度内閣総理大臣への協議を必要とする現行制度は、現場の実情を踏まえたものとは言えない。実際、協議に時間を要しているとの意見や、過去の災害で認められた事例であっても特別協議を要するなど、被災地域に裁量の余地がなく、被災地の実情に応じた対応が困難であったとの意見もある。</p> <p>したがって、災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うことを求める。</p>	被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、的確で十分な被災者支援が実現する。	災害救助法施行令第3条	内閣府	関西広域連合	熊本県、大分県	<p>○熊本県においても、一般基準を超える救助を行う場合は、災害救助法施行令第3条第2項に基づき特別基準の協議を行う必要があった。</p> <p>○県の裁量の余地がなく、仮設住宅の仕様に關することやその他避難所の修繕費等、随時特別基準の協議が必要であったことから、被災地の実情に応じた迅速な対応が困難な状況であった。</p> <p>今後の災害を見据え、県の裁量により災害に応じて適的確に対応できるよう、災害救助法の見直しを行っていただきたい。</p> <p>○現行規定では、最短で7日ごとに国に協議を行う必要があり、救助の妨げとなっている。</p> <p>基準額についても、避難所の設置や炊き出し等、単面の把握が短期的には困難な経費も多く、運用上支障がある。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
295	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園に係る施設整備財源の一元化	認定こども園の施設整備にあたっては、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省からの交付金となっていることから、その財源を統合し、内閣府において交付決定することを求めるもの。	【支障事例】単体の認定こども園の施設整備に関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。	【制度改正の経緯】平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度では、法定代理受領の仕組みを用いて、幼稚園、認定こども園(保育所は委託)という園の種類に関わらず、同一の給付制度を適用する「施設型給付」が始まり、この制度を円滑に実施するため、全国の市町村で施行までに多大な準備作業が行われてきた。【現状】現在、課題がありつつも新制度は円滑に行われており、残る大きな問題が、「施設整備の一元化」である。今回の提案は、財政負担を生じる新たな交付金制度を設けるものではなく、文部科学省と厚生労働省に分かれていた運営費を、内閣府の「施設型給付」に一元化したように、施設整備に係る既存の財源を統合し、内閣府において交付決定してほしいということだけである。【制度改正による効果】自治体、補助事業者とも事務負担軽減につながるほか、特に補助事業者は、不採択等によりインシャルコストが増えるというリスクが低減するため、開園後の園の安定運営に寄与する。	児童福祉法第56条の4 内閣府、文部科学省、厚生労働省	中核市長 会		旭川市、秋田市、福島県、いわき市、須賀川市、柏市、横浜市、川崎市、新潟県、福井県、山梨県、須賀川市、山梨県、磐田市、田原市、草津市、大分県、大阪市、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、岡山県、徳島市、高知県、北九州市、松浦市、熊本市、宮崎市、九州地方知事会	<p>○本市においても幼保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請を行うのみで事業開始しない等、事務負担の増大が顕著な事例も生じている。</p> <p>○本市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の両方申請が必要である。施設整備が完了し、施設整備費が支払われ、事業主体(法人)が負担する前や内示後(待機児童削減)に「ない」、補助事業者(市町村)が負担を要する必要があるケースも発生し、補助事業者の根本的な解決に至っていない。</p> <p>○文部科学省と厚生労働省それぞれ申請手続を行っており、申請手続が重複している。</p> <p>○認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの低価格設定の手続きなどに相違があり、自治体での事務作業は非常に煩雑になっている。また、文部科学省と厚生労働省にそれぞれ事前協議、申請、実施報告を提出しなければならず、補助事業者が負担している。認定こども園整備に係る交付金を一元化できれば事務作業の負担が半分になるため改善が必要であると考える。</p> <p>○単体の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。</p> <p>○認定こども園の施設整備については、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。</p> <p>○認定こども園整備については、二つの交付金を申請するため、事務が煩雑となっている。</p> <p>○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と異なることから、二重に交付金申請を行う必要があり、事務が非常に煩雑となっている。</p> <p>○H29年度の認定こども園整備事業(施設型給付)で、文部科学省部分の交付金が満額交付とならず、差額を市が負担した。今後、市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に支障となることが懸念される。</p> <p>○本市で現在予定している補助金を活用した施設整備においては、それぞれの後で補助金の要領要領の内容が異なること、直接補助と間接補助の違い等の制度が複雑化することによる事務負担の増加が顕著となっている。</p> <p>○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事務費を重複分しているが、竣工時の建築確認検査等において両方の申請が必要になる場合があり、申請期間に余裕がなくなる可能性がある。事業費及び補助金に影響があるため、変更申請の処理が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。</p> <p>○事務の簡素化では根本的な解決につながらないため、補助金の一元化を行うことが必要。これにより、施設の基準統一も本体化し、処分費や運営費も削減できる。自治体にとってメリットも大きい。</p> <p>○本市でも当該提案と同様の提案をしている。</p> <p>○文部科学省、厚生労働省双方に申請執行をしなければならない支障が生じている。</p> <p>○単体の認定こども園の施設整備に関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。</p> <p>○保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。</p> <p>○単体の認定こども園の施設整備に関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。</p> <p>○このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。</p> <p>○また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を市が負担した件や採択される時期が各市によってズレがあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。</p> <p>○平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事態が生じ、円滑・安定的に事業執行上で運営が支障を来している。</p> <p>○また、厚生労働省と文部科学省双方に申請手続が必要となり、採分計算などの事務負担が大きくなることに加え、幼稚園部分には対象とならない経費があることや、採分計算をする際に一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。</p> <p>○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である</p> <p>○本市において、施設整備費は認定こども園の整備にあたって、申請書類を双方に分けて提出しなければならない。単一施設であるにもかかわらず費用部分は採分して精算が必要となるなど、事務が非常に煩雑になっている。</p> <p>○またH29年度の文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。</p> <p>○【申請業務(市町村)上の支障】幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続を行っている。この際、申請に必要でない費用部分は、ついでに併せて申請している。具体的には、保育費や入園料などの各費用部分ごとに定員による採分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。</p> <p>○同一の施設に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。</p> <p>○【審査業務(都道府県)上の支障】単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付業務に基づく協議・調整を行う必要があり、審査業務が非常に煩雑になっている。特に、二つの制度にまたがる費用部分の補助金の採分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。</p> <p>○【これまでの課題】補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元化の施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化は支援は期待できず、改めて根本的な改善が必要と考える。</p> <p>【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:園から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:園から都道府県経由で市町村への間接補助 ○認定こども園の施設整備にあたっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚生労働省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業概要が理解しづらい構造となっている。</p> <p>○本市においても保育所機能部分と幼稚園部分所管で分かれており、一つの園の施設整備に対して二重行政(手続き)となっており効率的であるため、財源を含めた手続きの一元化を図るべきと考える。</p> <p>○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚生労働省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うに当たり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。</p> <p>○補助事業者が完済しているにもかかわらず、事業費の採分や申請手続など、各々の考え方に異なる部分があり、事務が煩雑で負担が生じている。</p> <p>○そのため、一元化の対応が必要だと考える。</p> <p>○本市において同様の支障事例がある。</p> <p>事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童や園児に応じて細かい採分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく県庁までの都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から職員の資料も膨大なものとなり、運営に負担がかかることとなっている。</p> <p>○左記のとおり、幼稚園機能部分と保育所機能部分で財源が異なっており、補助金額が不安定である。</p> <p>○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人に不利となる場合もあることから、認定こども園整備については、内閣府において一元化した交付金を創設していただきたい。また、募集時期等の制約により差額な対応が煩雑であること、募集決定後に募集開始に間に合わない募集があることから、募集に対応できる交付金にしていたことと、恒久的な事業として位置づけ、平成31年度以降も継続していただきたい。</p> <p>○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を生じている。</p> <p>○当該一定の改善が図られているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が煩雑であることと、平成29年度の各市における認定こども園施設整備事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一した対応がなされておらず、財政的にも不安定・不信感が生じている。</p>
300	A	権限移譲	その他	地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限について、都道府県知事の都道府県への移譲	市町村が作成する地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	【支障事例】広島県内においては、エリアマネジメント活動に必要な財源確保の課題がある中、エリアマネジメント団体が継続的に地域の価値を高める活動が実行できるよう、県は市町と連携して取組への支援を行っているが、今回の法改正により、県と市町の一体的な取組に支障を生じる恐れがある。	【権限移譲による効果】地域の実情に精通した都道府県が認定することにより、県・市で連携した取組を行うことが可能となり、計画の実効性が高まる。	地域再生法第5条	内閣府	広島県		
					また、エリアマネジメントは、特定のエリアにおいて行われるものであるが、エリアマネジメント活動を通じてにぎわいを創出し地域の価値を高め、いくためには、市町村域外を超えて人の流れを創出するなど、都道府県全体へ効果を波及させていくことも重要となっている。さらに、都市計画など、県の権限等との整合性を図る観点も不可欠であり、移譲を受けた都道府県(手上げ方式で移譲された場合を含む)が認定事務を行うことで、広域的な視点でより効果的かつ地域の実態に即した計画とすることができる。	本県では、将来的な都市像を実現するために、県が独自に策定する都市計画制度運用方針や、都市計画法に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等を定めているが、これらの運用方針等の中で住民や地域が主体となったまちづくりに関する事項を盛り込んでおり、こうしたまちづくりを進めていく際に、地域の実情を踏まえた県が「地域再生エリアマネジメント負担金制度」の活用を積極的に促すことで、県及び市町の施策・事業との整合性が図られ、当該制度のより一層の推進につながる。						
					<p>また、エリアマネジメントは、特定のエリアにおいて行われるものであるが、エリアマネジメント活動を通じてにぎわいを創出し地域の価値を高め、いくためには、市町村域外を超えて人の流れを創出するなど、都道府県全体へ効果を波及させていくことも重要となっている。さらに、都市計画など、県の権限等との整合性を図る観点も不可欠であり、移譲を受けた都道府県(手上げ方式で移譲された場合を含む)が認定事務を行うことで、広域的な視点でより効果的かつ地域の実態に即した計画とすることができる。</p> <p>■県・市連携の取組例 ＜広島市との連携＞ 本県は広島市とともに、中長期的な視点で広島市の都心の将来像や目指す姿、その具体化に向けた施策等を示す「ひろしま都心活性化プラン」を共同で策定している。その中の具体的な施策「市民、企業、行政などの連携・協働によるまちづくり」を掲げ、先導的な取組としてエリアマネジメント活動の支援を、本県と広島市が連携して行っている。</p> <p>＜福山市との連携＞ 福山駅が福山市の「顔」として、また、備後圏域の玄関口として、市民、事業者、行政がめざす福山駅前の姿を共有し、連携して再生に取り組んでいくための方向性を示すため、福山市と連携し、「福山駅前再生ビジョン」を策定し、今後、具体の取組を行っていくことである。</p>							

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
22	B 地方に対する規制緩和	その他	正確な根拠に基づいた家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行うための、EBPMに対する課税情報目的外利用要件の緩和	本市では、EBPM(証拠に基づく政策立案)を推進しようとしており、子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行いたい。所得情報のエビデンスとなる住民税課税情報第22条、地方公務員法第34条により情報の目的外利用が禁止され、これが取組の支障となっている。 他方で、空家等対策の推進に関する特別措置法のように、これを緩和する個別法もあることから、これを参考に、「EBPMのための調査研究」にかかる課税情報の目的外利用を可能としたい。	子どもの貧困問題をはじめ、学力や健康と所得との関係性は以前から指摘されており、今般、分析・研究を行うとともに、その結果を、エビデンスに基づく政策展開に反映し、その効果を市民に浸透させるべく、全力で取り組んでいる。しかしながら、こうした分析に際しては、個人の所得を悉皆で把握する必要があるが、その手段として、住民税の課税データを活用することは、現状、地方税法第22条との関係において、不適切であると考えられる。このことが、市民に質の高い政策を提供する際の大きな支障となっている。 制度改正の必要性は、代替手段として、アンケートを用いて所得の情報を把握することが考えられるが、過去の経験から、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。	本市では、EBPMを推進しており、市や教育委員会が所有するデータの分析・研究を進めている。こうした研究に基づく政策を通じて、市民の健康や子どもの学力等を向上させることにより、限られた財源、人員等のリソースで効率的・効果的な政策を打ち出し、対処ではなく、予防型の政策を取ることができれば、それは社会保障費の減につながり、市民にとっても利益が還元されていくものと考えている。なお、こうした考え方は、国のEBPM推進の動きと整合性のとれたものになっていると認識している。 懸念として、個人情報の保護・管理体制の構築が挙げられるが、たとえば第三者機関を置いてチェック体制を充実させるなど、客観性のある監視体制を整備することも必要であると考えている。	地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪) 地方公務員法34条(秘密を守る義務)	内閣官房、総務省、文部科学省	尼崎市	平成30年第5回経済財政諮問会議資料3-1 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/0424/shiryo_03-1.pdf	足立区、川崎市、兵庫県、熊本、宮崎市	○住民税の課税データをはじめとする行政組織内で既に保有している情報を組み合わせ活用することは、「子どもの貧困」の実情を正確に把握し、実情に応じた適切な施策を検討する上で不可欠であると考ええる。 ○市民の生活実態等を把握したうえで、必要な政策を実施していくことは、自治体にとって重要な課題である。 ○限られた経営資源の中で、効率的・効果的な行政運営を推進していくためにも、市民生活の把握に資するデータを有効活用し、市民に質の高い政策を提供できるよう規制緩和を希望する。 ○アンケートを用いた所得情報の把握には、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。また、より深く、正確性の高い分析には課税データの活用が必須である。
72	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	防災行政用無線の「伝搬障害防止区域」の指定に係る電波法関係審査基準の見直し	防災行政用無線については、全ての電波伝搬路が「伝搬障害防止区域」の指定を受けることができるよう、区域指定基準の一つである「電波伝搬路の中心線のすべて又は一部が地上高45m以上であること。」を見直す。	【支障事例】 愛知県と県内市町村等とを結び、各種防災情報システムの通信基盤となっている防災行政用無線回線が、名古屋市内に建設された高層建築物(地上高99m)による電波遮蔽のため、平成28年8月頃から一部通信できない状況となった。そのため、平成29年6月補正予算に195,434千円を計上し、迂回ルートを構築するための改修工事を余儀なくされた。	【制度改正の必要性】 電波法に定める「伝搬障害防止区域」内であれば、防災行政用無線が不通となる事態を未然に防げるが、現在の区域の指定基準では、防災行政用無線の通る区域であっても、「伝搬障害防止区域」の指定ができない箇所がある。こうした「伝搬障害防止区域」外においては、民間事業者等が地上高31mを超える高層建築物を建築する場合でも、電波法第百二条の三に規定する事前届出が義務付けられておらず、建築がある程度進んだところで伝搬障害が発生し、その時点で初めて無線免許人が伝搬障害を把握することとなる。その段階では建築主と設計変更等の調整もできず、防災行政用無線が不通となると、無免許人側の全面的な負担により対策を講じなければならない。 また、今回の支障事例を受け、高層建築物等の建築を事前把握する取組を右記関係団体との調整状況等のとおり実施しているが、事業者による自主的な報告による把握方法であり、抜本的な解決に至っていない。 【制度改正による効果】 防災行政用無線の電波伝搬路が「伝搬障害防止区域」として指定できれば、伝搬障害の可能性のある高層建築物の建築に係る情報が事前に把握でき、障害原因部分に係る工事の制限期間である2年間、電波伝搬路の変更や工事の計画の変更等、無線通信の確保と高層建築物に係る財産権の行使との調整を図るために必要な措置をとることが可能となる。	・電波法第102条の2から第102条の7 ・電波法関係審査基準第40条及び第41条	総務省	愛知県	(1)総務省東海総合通信局窓口及びインターネットにより縦覧に供している電波法に定める「伝搬障害防止区域」図面への指定外伝搬路の掲載を依頼済み (2)名古屋市(住宅都市局リーニア関連都心開発部)市街地再開発事業の事前情報提供を依頼済み (3)建築基準法に定める特定行政庁(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市)及び指定確認検査機関(民間26社)建築確認申請等の情報提供を依頼済み	静岡県、岡山市、広島県、愛媛県	○首都圏では高層建築物による電波伝搬障害が、継続的に発生しており、電波障害防止区域に指定されていても、それに伴う建築主との協議や迂回路構築のための調査設計業務等が、負担となっている。 ○また、提案団体の提案と同様に、地上高が低いため電波障害防止区域に指定できない電波伝搬路も存在しており、その場合、何も情報がないまま建設が進み、電波伝搬路が断絶される恐れがある。 ○平成19年度に原因不明の電波障害が発生し、原因を調査したところ、電波伝搬路上で建設が行われていることが分かり、急ぎ、建築主と中継所設置や費用負担について協議を行い、中継所設置により対策を行った事例がある。 ○本県と市町村等とを結び、災害対応の際に使用する防災行政用無線回線のうち、市内の県出先機関と中継所間の無線回線(伝搬障害防止区域外)が、市内に建設された高層建築物(40m程度)による電波遮蔽のため、平成22年6月頃から通信できない状況となった。
79	B 地方に対する規制緩和	その他	地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)の制定を求める。	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。 現在、民間人材の活用方法としては、地方公共団体の一般職の任期付職員としての採用に関する法律に基づく任期付職員としての採用によって対応しているところであるが、平成26年度以降に実施している任期付職員採用選考において、7件の選考で、応募者、適任者がいない等の理由により、最終的な採用にまで至っていない。 このような場合に、民間企業における雇用関係を維持した上で、官民交流を行うことが可能であれば、専門的な知識経験が必要とされる行政課題への対応に有用な民間人材の活用が図れたものと考えられる。 なお、同法に基づく採用は、同法第3条及び第4条に規定される一定の条件に該当する場合に限定して行っているものであるとともに、その身分保障は不安定とならざるを得ない。 また、本県では、同法に基づく採用の他に、民間企業との間で、研修派遣の形態による人事交流を行っているが、この場合は身分保障の問題はないものの、給与負担の面から交流の実現は容易ではなく、実現した場合の担当職務についても、身分を有さない研修生の立場に限定された職責の範囲に留まらざるを得ず、十分な人事交流が図れていない。 こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で、民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、官民人事交流法と同様の制度の制定を求めるものである。	国では、平成12年3月に、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流法」という。)が施行され、国と民間企業の双方間の人事交流システムが整備されている。この人事交流は、民間企業が一定の期間を定めて国家公務員を自らの従業員として雇用する「交流派遣」と、国が期間を定めて民間企業の従業員を常勤の国家公務員として採用する「交流採用」から成っており、交流する者は、期間中、それぞれ交流先に採用され、期間終了後は派遣元の業務に復帰する仕組みとなっている。こうした透明性、公開性が確保された公正な手続きのもと、公務の公正な運営を確保しつつ、国の機関と民間企業との人事交流を通じて、相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることが可能な制度となっている。 一方、地方公共団体については、官民人事交流法のような制度がなく、地方公務員法の範囲内での任用とせざるを得ず、それゆえ、企業との雇用関係を維持したまま自治体に任用することが不可能となっており、民間企業の従業員を、身分の安定や守秘義務を担保した上で権限を行使する業務に従事させることができない。また、地方公務員の身分を有したまま民間企業に任用されることもない。こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、地方公共団体においても、地方公務員法によらずに任用できるように抜本的な見直しを行い、官民人事交流法と同様の制度を創設することが必要である。	地方公務員法第17条、第18条 (国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の制度整備)	総務省	神奈川県、さいたま市、鎌倉市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、相模原市、中井町、開成町、湯河原町、山梨県	郡山市、千葉市、島田市、大村市、熊本県、宮崎市	○本市では、平成28年度に地方創生の推進並びに双方の職員の資質の向上を目的として、民間企業と協定書を締結し、相互に職員を派遣した。その際、勤務条件等の問題で業務内容を限定する対応をとった。 ○当市においても、社会福祉法人や、市の施設を運営する指定管理者である法人等に派遣を行っていたケースにおいて、同様の支障により派遣に至らなかった事例があるため、制度改正の必要があると考える。 ○当方では、民間交流に関する独自の要綱を策定し、その要綱を基にした協定書を各企業と個別に締結することで民間企業の人事交流を実施している。当然ながら、それらの協定に基づき受け入れる従業員は地方公務員法上の身分を有するものではないことから、公権力の行使や公の意思形成への参画が不可であり、守秘義務が法に基づくものではなく、協定書に基づくものとなっている枠組みが他自治体と同様にある。 ○官民人事交流法の趣旨に沿った法的な枠組みについては必要であると考えているが、実際に導入を検討される場合は、給与等の支払いを相互の協定により決定できるようにするなど、相手方企業との調整で柔軟な対応が可能となる仕組みとしていただきたい。 ○本県においても、民間企業人材を任用する場合、地方公務員法の範囲内で任期付(営利企業従事等許可)や非常勤特別職として任用しており、当該制度の創設は官民人事交流の促進に資すると考える。 ○地方公共団体から民間企業へ派遣した場合の退職手当通算制度の構築等が必要である。		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
105	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公共施設等総合管理計画に基づき補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなどの基準の緩和	人口減少や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化に対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなどの基準の緩和を講ずること。	当県の所管する施設の事例では、社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)において実施した耐震補強工事から10年末経過のため除却する際に国庫納付が発生する見込みとなっている。また、社会資本整備総合交付金に限らず、公共施設の改修や修繕に交付金を活用した場合も、同事例のように国庫納付が発生することが支障となり、迅速な意思決定ができず、統廃合が進めにくい事例がある。	総合管理計画の柱の一つである公共施設等の総量の適正化(集約化、複合化、除却など)を計画的に推進することが可能となる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて(平成20年12月22日国住総第67号国土交通省住宅局長通知)	総務省、国土交通省	秋田県、男鹿市、湯沢市、鹿角市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、羽後町、東成瀬村		青森県、白河市、石岡市、厚木市、緑瀬市、魚沼市、山形市、稲沢市、京都市、伊丹市、出雲市、大村市、宮崎市	○公共施設総合管理計画には、具体的な目標値を記載しているが、各種補助事業を活用した公共施設の廃止・解体等については、計画策定時点で関係機関に協議したのではない。施設の集約の際に必ずネックとなるのが、地域住民の総意と補助金返還である。地方分権の流れにあって、地域住民の総意は当然必要と考えるが、今後の行政運営を見据えて総合管理計画を策定したものであり、スムーズに計画を実行し目標達成することで、持続可能な行政運営が成るものとする。 ○国のインフラ長寿命化基本計画及び本市の公共施設等総合管理計画に基づき、施設保有量の最適化に取り組んでいるところ、対象施設が国の補助金を受けている場合において、補助金等の国庫納付が最適化の支障となるときがある。 ○本市においても、文部科学省学校施設環境改善交付金を活用した耐震補強工事・大規模改修工事後10年末経過の施設があり、公共施設総合管理計画で示す公共施設の総量適正化を推進する支障となっているため、本提案事項に賛同する。 ○本市においても、公共施設等総合管理計画などの市の方針に基づき、公共施設の廃止や民間譲渡の取組を進めており、これまで民間譲渡にあたり、財産処分の事前協議や承認手続に時間を要する事例があった。また、譲渡にあたって、国庫納付の対象とならないよう無償譲渡とした事例もある。 ○本市では、建築後30年以上経過した施設が約半数を占め、今後市役所本庁舎や教育施設などの大規模な改修や更新を行う必要があるため、制度改正の必要性を感じる。 ○本市においても国庫補助を活用して建設・改修している公共施設は数多い。今後、公共施設の適正配置を進めていくうえで、施設の早期除却実施時に国庫補助の返還が求められるとなると、さらなる財政負担を強いられることとなり、公共施設マネジメントの推進の弊害となると考えられる。公共施設等総合管理計画、施設の個別計画に基づいて実施される施設の除却については、特例的に国庫補助金の返還対象外とする等の制度創設が必要と考える。 ○本県においても、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の保有総量の最適化の取組を進めているところであるが、個別の施設の処分を検討するにあたり、国への返納が生じる可能性もあるため、提案の趣旨には賛同する。 ○人口減少や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化が顕著で、地方公共団体では、公共施設の維持等に係る経費なども踏まえ、その統廃合などを行う必要が生じている。一方で、対象となる公共施設は、国庫補助対象財産(不動産)であり、一定期間を経過していない補助対象財産(不動産)を処分する場合には、国庫納付が発生することから、統廃合などが進めにくい事例となっている。人口減少や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、電気通信事業者等正事業費補助要綱に基づく補助対象財産を処分する場合、財産処分(不動産)に係る国庫納付を求めず承認するなどの措置を講ずること。 ○本県では、同交付金を活用し、県立高校の体育館耐震補強工事を実施している。今後、学校規模の標準を踏まえた計画的な学校配置を推進する上で、統合による閉校(用途廃止)とする際、同様の支障事例が生じ、施設整備に関する迅速な対応が困難となること懸念されることから、財産処分に係る基準緩和を求める。
193	B 地方に対する規制緩和	その他	電子申請における本人確認手段の統一	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「オンライン化法施行規則」という。)の本人確認手段である電子署名に関する文言を統一する。 具体的には、「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言を追加する。	【支障事例】 本人確認手段が電子署名のみの場合、電子申請を行うにあたってはマイナンバーカード及びカードリーダーを持っていることが必須条件となる。この条件は、電子申請サービスの利用を推進するにあたっての阻害要因となっている。 【懸念事項】 マイナンバーカードを用いた電子署名の推進が図られない。 【懸念事項の解消策】 マイナンバーカードが普及するまでの経過的措置として位置付け、マイナンバーカードの普及促進を引き続き積極的に行っていく。	各府省庁の所管する法令に係るオンライン化法施行規則において、本人確認手段である電子署名に関する文言が統一されていない。 具体的には、内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係るオンライン化法施行規則第3条第3項に「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言があるが、厚生労働省や経済産業省の施行規則にはこの文言がない。 行政機関等の指定する方法による本人確認を認める旨の文言を追加することで、マイナンバーカードを持っていない者でも電子申請を行うことができるようにする。	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	内閣官房、内閣府、総務省	八王子市		山形市、福島県、石岡市、戸屋町	○マイナンバーカードを持っていないでも電子申請を行うことができるようにした場合については、カードの普及促進が図られない恐れがあるため、慎重に判断したい。 ○本人確認手段が電子署名の場合、マイナンバーカード及びカードリーダーを持っていない住民は電子署名での電子申請サービスを利用することができない。しかし、市が指定する方法での本人確認が認められれば、マイナンバーカードを持っていない住民でも申請が可能になり、電子申請サービス利用拡大を図ることができる。
206	A 権限移譲	その他	基幹統計調査員に係る任命権の権限移譲	基幹統計調査員について、特別職の非常勤の地方公務員とされている統計調査員の任命権を都道府県知事から市町村長が行う事務に権限移譲された。 なお、本案件は事務処理特例規則が認められているが、事務処理特例ではなく統計法施行令の規定見直しでの権限移譲を求めるものである。	【支障事例】 調査員が辞退された場合や事故などにより急遽効果果が余儀なくされた場合など、代わりの調査員を確保し任命されるまでに3～5日程度かかる。調査員は70～100件程度の世帯を受け持っているが、配布などには期限が定められている。調査員が調査活動を行う際、その身分を証明するものが任命証であるため、任命されるまでは活動が行うことができず、活動期間が短くなり、支障が生じている。 また、調査員が調査世帯を訪問し、調査票の記入をお願いする際、問合せ先や提出先は市町村が記載されているが、調査員証任命権者は都道府県知事であるため所持している任命証には都道府県が記載される不一致が発生し、調査対象世帯から本当に調査員として任命された調査員かどうか疑われ調査拒否につながるなど、調査活動に支障が生じている。	急な調査員の辞退等に対して、調査員の確保から任命までの時間を3～5日短縮し、調査活動期間を可能な限り長く確保できる。 また、任命権者と調査を実施する市町村が一致することで、問合わせ先・提出先と任命権の不一致が解消され、調査対象世帯の不快感を払しょくでき、調査拒否件数の減少が期待できる。 任命権の移譲に伴い、事故報告などを市町村で実施することが想定されるが、本市では過去5年間で2件のみの発生で、業務負担はそれほど大きくはないと想定している。 以上のことから、任命権の移譲による任命責任的部分の業務量による負担より、調査回答率の向上の効果がのほうが大きいと考える。	統計法施行令第4条 別表第一 地方自治法施行令第1条 関係第一、二(第一条関係)	総務省	松山市、西条市、西予市、久万高原町、砥部町、伊予町、松野町、鬼北町		福井県、伊丹市、南あわじ市、徳島市	○オンライン回答の運用に伴う二段階配布方式の導入により、調査スケジュールがタイトとなっている中で、市町が関わる基幹統計にあつては、調査員任命事務を市町事務とすることで、効率化していく必要があると考える。 ○本市においても、国勢調査の複雑化、調査環境の悪化などに伴い、一旦調査員を引き受けたものの、途中で辞退する事例が増加しており、新たな調査員の確保やそれに伴う煩雑な事務に苦しんでいる。特に調査員の任命に係る県とのやりとり時間を要し、時間外勤務が発生するなど支障が生じている。 ○統計調査員に対する調査実施上の指導は、市町村が行っており、統計調査員の設置も市町村が行う方が効率的である。次の調査で急な調査員の辞退、変更があった。H27農林業センサス(5市町村17人)、H28経済センサス-活動調査(1市3人)、H29年就業構造基本調査(4市町村11人)
260	B 地方に対する規制緩和	その他	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることから要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)	国から移譲される事務と構成団体から持ち寄った事務を一体的に処理することにより、二重行政の解消や事務集約化による効果が得られる。	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項 第291条の2第4項	総務省	関西広域連合		-	-

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
268	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	利用者負担額に係る 審査請求手続の統一 化	利用者負担額に係る審査請求に ついて、議会に諮問するのではな く、地方公共団体に置かれる行政 不服審査会に諮問するよう措置さ れることを求めます。その理由に ついては、右欄の「その他(特記 事項)」に記載のとおりです。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子 育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利 用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。 当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあつては、 公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜ なら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度にお ける自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、 公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。 そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不 服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地 方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第 4項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。 一方で、私立保育所(幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しな いことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問され ることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。 以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済 手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、ま た、合理的な説明が困難と考えております。	救済手続が統一されると、公立保育所(公立幼稚園)に通っている児童の保 護者と、私立保育所(私立幼稚園)に通っている保護者が、利用者負担額に 不服がある場合において同一の救済手続を経ることができるようになり、より 公平性が保たれると考えられる。	子ども・子育て支援法 第27条第3項第2号、 地方自治法第229条	総務省、厚生労働省	松原市	措置を求める理由として次 の2点が挙げられます。 まず1点目として、議会の 定例会については、地方自 治法第102条第2項の規 定に基づき各自治体の条 例で招集回数を定めている ところ、本市においては年 4回としており、同様の自治 体が多数であると考えられ ます。そうすると諮問の時 期によっては、答申まで一 定の期間が空くことが想定 されます。一方、行政不服 審査会に諮問された場合 には、速やかに開催に向け た準備を進めることができ るものであり、行政不服審 査法の目的の一つである 迅速な手続という観点から すると、行政不服審査会に 諮問する形式が望ましいも のです。 次に2点目として、利用者 負担額について使用料に 該当するとして審査請求が なされた場合には、地方自 治法第229条第4項の規 定により、議会の諮問を経 た後しか訴訟をできない不 服申立前置制度が適用され ます。行政不服審査制 度の見直しにおいては、不 服申立前置についても見 直しが行われ、当該見直し においては、不服申立てを するか、直ちに出席できるこ とが原則であるとされていま す。対象となる保育所(幼 稚園)が、公立・私立である かの違いのみをもって不服 申立前置制度が適用され るか否か区分されることに 合理的な理由がないと考え ます。この趣旨からも、利 用者負担額についての審 査請求においては、不服申 立前置制度が適用されな い制度設計が望ましいもの です。 したがって、左欄の「求める 措置の具体的内容」とお り提案するものです。	川崎市、山県 市、池田市、尼 崎市、北九州 市、松浦市、宮 崎市、那覇市	○昨年度、本市においても、私立保育所にかかる利用者負担額の処分にかかる審査請 求書が提出され、その審査を進める中で、松原市の指摘と同様に、入所する保育所の公 立私立の違いで審査請求の審査手続きが異なることに、合理性や公平性に課題がある との認識を持つところとなった。このことから、松原市の提案に賛同し、公立保育所の利 用者負担額決定の処分が公の施設の使用料の決定であっても、私立保育所の利用者 負担額決定処分に対する審査請求と同様の手続きで審査する制度に改正すべきと考え る。

財務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
171	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	定期借地権を利用した未利用国有地の貸付方法の見直し	定期借地権を利用した未利用国有地の貸付において、貸付け希望受付時に適正な時価に基づく貸付料の参考価格を示すこと。	平成27年に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に、貸付料が50%減額(10年間)されることとなった。貸付料は、貸付相手方決定後に国が鑑定評価を行って決まるが、貸付希望時には貸付料の参考価格が示されないため、事業者が収支を見込むことが困難となり、事業参入の支障になっている。	あらかじめ貸付料の参考価格が示されることで収支予測が的確に行え、事業者は安心して参入できることから、都市部等における施設整備の促進が期待でき、緊急対策の目的とされている高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保に資する。	平成27年12月21日付財第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達	財務省	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	一億総活躍社会の実現	中野区、横浜市、川崎市、名古屋市	<p>○介護施設整備のための未利用国有地等の利用要望の照会があり、本市においては施設整備に適した土地確保の課題があったことから、特別養護老人ホーム等(地域密着型サービスなど)の候補地としての利用希望を国に示したところである。</p> <p>しかしながら、貸付相手方決定後に鑑定評価を行うという現在の国の事業プロセスでは、支障事例と同様に事業者参入の支障になることに加え、収支見込みの予測が難しいことで、事業資金計画の精査が出来ず、適正な事業者選定にも支障となることから、利用希望の取り下げを行った。</p> <p>現在も施設整備に適した土地の確保は継続した課題であるため、制度改正により施設整備の促進が期待できる。</p> <p>○現状、特別養護老人ホーム整備に係る公募時に、土地貸付料の参考価格が示されていないため、参入する事業者が事業計画時に想定する貸付料と国の鑑定評価に基づく実際の貸付料に大きな差が出るなど、事業者が資金計画を立てる上で、支障になっている。</p> <p>○当団体においても、未利用国有地の地代に関する国の情報提供が貸付事業者の決定後に行われることにより、事業者の参入意欲低下や、選定後の事業者撤退のリスク増大といった問題が生じている。このため、未利用国有地に対する公募時期には地代を自治体に提示する等、情報提供時期についての見直しを求める。</p>

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
22	B 地方に対する規制緩和	その他	正確な根拠に基づいた家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行うための、EBPMに対する課税情報目的外利用要件の緩和	本市では、EBPM(証拠に基づく政策立案)を推進しようとしており、家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行いたい。所得情報のエビデンスとなる住民税課税情報を利用しようとすると、地方税法第22条、地方公務員法第34条により情報の目的外利用が禁止され、これが取組の支障となっている。 他方で、空家等対策の推進に関する特別措置法のように、これを緩和する個別法もあることから、これを参考に、「EBPMのための調査研究」にかかる課税情報の目的外利用を可能としていただきたい。	【支障事例】 子どもの貧困問題をはじめ、学力や健康と所得との関係性は以前から指摘されており、今般、分析・研究を行うとともに、その結果を、エビデンスに基づく展開に反映し、その効果を市民に浸透させるべく、全力で取り組んでいる。しかしながら、こうした分析に際しては、個人の所得を悉皆で把握する必要があるが、その手段として、住民税の課税データを活用することは、現状、地方税法第22条との関係において、不適切であると考えられる。このことが、市民に質の高い政策を提供する際の大きな支障となっている。 【制度改正の必要性】 代替手段として、アンケートを用いて所得の情報を把握することが考えられるが、過去の経験から、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。	【効果】 本市では、EBPMを推進しており、市や教育委員会が所有するデータの分析・研究を進めている。こうした研究に基づく政策を通じて、市民の健康や子どもの学力等を向上させることにより、限られた財源、人員等のリソースで効率的・効果的な政策を打ち出し、対処ではなく、予防型の政策を取ることができれば、それは社会保障費の減につながり、市民にとっても利益が還元されていくものと考えている。なお、こうした考え方は、国のEBPM推進の動きと整合性のとれたものになっていると認識している。 【懸念・解消策】 懸念として、個人情報の保護・管理体制の構築が挙げられるが、たとえば第三者機関を置いてチェック体制を充実させるなど、客観性のある監視体制を整備することも必要であると考えている。	地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪) 地方公務員法34条(秘密を守る義務)	内閣官房、総務省、文部科学省	尼崎市	平成30年第5回経済財政諮問会議資料3-1 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/0424/shiryo_03-1.pdf	足立区、川崎市、兵庫県、熊本市、宮崎市	○住民税の課税データをはじめとする行政組織内で既に保有している情報を組み合わせて活用することは、「子どもの貧困」の実情を正確に把握し、実情に応じた適切な施策を検討する上で不可欠であると考え。 ○市民の生活実態等を把握したうえで、必要な政策を実施していくことは、自治体にとって重要な課題である。 ○限られた経営資源の中で、効率的・効果的な行財政運営を推進していくためにも、市民生活の把握に資するデータを有効活用し、市民に質の高い政策を提供できるよう規制緩和を希望する。 ○アンケートを用いた所得情報の把握には、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。また、より深く、正確性の高い分析には課税データの活用が必須である。
46	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	地方と都市の学校を自由に行き来できる「デュアルスクール」制度の創設	地方への一時的な移住や二地域居住する家庭の児童が他の小学校で受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなす。	テレワークを活用し、都市部と地方を行き来する新しい働き方や「二地域居住」を行う家庭が増えているが、子供の教育が制約となることがある。新たな働き方において要する中、昨年度文部科学省から「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について」(通知)が出され、区域外就学制度を活用した短期間の学校間移動は承認を得られやすくなったが、転出入の度に除籍と指導要録の作成を繰り返すなど、まだなお、転校事務手続を行う教員の負担や二校間の事務の非効率が生じている。	地方への新しいひとの流れをつくり、教育における地方創生の実現につながる。	学校教育法施行規則	文部科学省	徳島県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、美波町、愛媛県		福島県、塩尻市、南伊豆町、松茂町	○区域外就学制度を利用しやすいものにするためにも教育現場の負担軽減を図っていただきたい。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
115	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	認定こども園整備に係る交付金制度について、内閣府による一元化をする。	認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。そのうえ、一方の省が本省繰越した財源を活用したため、もう一方の省の本業「事故繰越」する必要のない予算まで「事故繰越」として扱った事例があり、繰越手続を煩雑にさせている。制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。これまで同様の提案が他地方自治体から提出され、「平成29年の地方からの提案等」に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)において、申請に関する書類の統一化や、事前協議の年間スケジュールの明示化等の措置がされることとなったが、抜本的に支障の解消が図られていない。	厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請手続を行うなどの必要がなく、県・市町村・事業者とも相当の事務負担が軽減される。	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、伊勢崎市、新潟県		旭川市、宮城県、いわき市、須賀川市、富沢野市、柏市、横浜市、川崎市、福井県、山梨県、須賀川市、山梨県、豊田市、田原市、葛川市、大飯町、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、和歌山市、岡山県、徳島県、徳島市、高松市、高知県、北九州市、松浦市、熊本県、熊本市、宮崎市、九州地方知事会	<p>○本市においても幼保連携型認定こども園の整備が加速しており、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請を行わなかった事例(例)、申請書の統一化等も本市においても進められている。</p> <p>○本市においても認定こども園の施設整備にあたっては、申請書類の統一化が図られてはいるものの、保育所部分と幼稚園部分の内時期が異なるため、施設整備の入札の入札に取付票の取付票や取付票の補助が受けられず、事業者主体に法人が負担する例や内閣府自体が補助(前期)に充当し、補助事業者(市町村)が負担を負担する等のケースがあり、補助制度の抜本的な見直しが必要とされている。</p> <p>○文部科学省と厚生労働省がそれぞれ申請手続を行っており、手続が煩雑になっている。</p> <p>○認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの施設整備の手続きなどによって異なり、自治体での事務作業が非常に煩雑になっている。</p> <p>○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。そのうえ、一方の省が本省繰越した財源を活用したため、もう一方の省の本業「事故繰越」する必要のない予算まで「事故繰越」として扱った事例があり、繰越手続を煩雑にさせている。制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。</p> <p>○これまで同様の提案が他地方自治体から提出され、「平成29年の地方からの提案等」に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)において、申請に関する書類の統一化や、事前協議の年間スケジュールの明示化等の措置がされることとなったが、抜本的に支障の解消が図られていない。</p> <p>○平成29年度の私立認定こども園整備事業において、繰越せざるを得ない事例が発生したが、文科省が本省繰越した財源を活用したため、近畿財務局から「明許繰越ではなく事故繰越の事業となるが、交付決定前での発生事業であるため、事故繰越も差し」との見解があり、厚労省も自費で平成30年度で再申請するよう指示があり、文科省・厚労省両省と相談し、平成29年度の補助金を取下げ、平成30年度での再申請を行った。</p> <p>○このように、一方の省で繰越予算で補助決定がなされると、通常は明許繰越事業でも事故繰越事業となり、場合によっては、繰越そのものも認められない事例となっている。制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。</p> <p>○概ね全ての市町村において、子ども子育て支援制度の担当部署は「一元化」している状況であることに対し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分けていることで、種々な事務負担が強いられている。</p> <p>○本市で現在予定している補助金を活用した施設整備においては、それぞれの省で補助金の要綱や届出の届出が若干異なること、直接補助と間接補助の違い等の制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○本市においても、提案市同様に事務が複雑化し、対応が困難している。</p> <p>○認定こども園は一つの施設であるが、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならない。経費の区分には相当の時間を要し、申請先が2つに別れることも改善が必要である。</p> <p>○申請等に必要書類も厚生労働省、文部科学省で統一されておらず、対応が難しいため改善が必要である。</p> <p>○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。そのうえ、一方の省が本省繰越した財源を活用したため、もう一方の省の本業「事故繰越」する必要のない予算まで「事故繰越」として扱った事例があり、繰越手続を煩雑にさせている。制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。</p> <p>○事務の簡素化では根本的な解決につながらないため、補助金の一元化を行うことが必要。これにより、施設の基準額も一本化され、区分等や交付金申請等の事務も単純化し、自治体にとっても負担が軽減される。また、安心こども基金の増設も必要とされている。</p> <p>○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。補助手続の際に、工費費を最小の単位から差引なければならない事例が数多く発生している。</p> <p>○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。</p> <p>○平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事例が生じ、円滑・安定的に整備を行う上で重大な支障となった。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省双方に申請手続が必要なため、授分計算などの事務負担が非常に大きくなり、申請期間中には対象となる経費があることや、授分計算をする際に一方での修正が他地方での補助金額に影響を及ぼすことなどの課題も生じている。</p> <p>○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。</p> <p>○本市においても、施設整備費の所管が分かれており、申請書類も取付票が異なる必要がある。また、同一施設であるにもかかわらず共用部分は授分して積算する必要があり、非効率な事務作業が生じている。</p> <p>○平成29年度の文科省予算不足により幼稚園部分の交付金が滞り交付できなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の増設に大きな支障となっている。</p> <p>○【申請業務(市町村)上の支障】 幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助金を申請する単体、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続を行っており、この際、申請に分別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に授分している。具体的には、保育室やトイレなどの共用部分ごとに職員による授分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。</p> <p>○【審査業務(都道府県)上の支障】 同一施設の費用に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付金申請に基づき協議・調整を行う必要があり、事務が煩雑となっている。</p> <p>○また、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の授分計算については、一方での修正が他地方での補助金申請額に影響を及ぼすことあり、審査・申請業務における課題となっている。</p> <p>○【経費の区分】 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率な状況にある。また、安心こども基金の増設も減少している中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まっており、細かな事務手続の簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要とされている。</p> <p>○【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助 ○認定こども園の施設整備については、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚生労働省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、2つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業費が複雑かつ高い構造となっている。</p> <p>○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。</p> <p>○本市においても保育所機能部分と幼稚園部分で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重行政(手続)となっており非効率であるため、財源を含めた手続の一元化を図るべきと考えられている。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省で個別に算定される場合は、事業費を資金計画等を再検討する必要が生じ、整備を取りやめざるを得なくなることも懸念される。</p> <p>○また、交付金一元化することで、申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減される。</p> <p>○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚生労働省からの交付金となるため、2つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が滞り交付できなかった事例もあることから、施設整備を行うに当たり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。</p> <p>○施設整備に併せて、補助業務が強化されていることにより、審査費の授分や申請手続など、各省の考え方に異なる部分があり、事務が煩雑で負担が生じている。</p> <p>○そのため、一元的な対応が必要だと考えられている。</p> <p>○本市においても申請書の審査業務が事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や園種に応じた細かい授分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく取りまの都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、運営に支障をきたすこととなっている。</p> <p>○認定のとおりに、幼稚園機能部分と保育所機能部分で財源が異なっており、事務が煩雑である。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、同一施設の整備であるにもかかわらず、両方に別れて申請手続が必要であり、申請書類も取付票が異なること、申請書の取付票が異なることなど、市町村及び都道府県の事務負担は大変複雑なものとなっている。</p> <p>○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。そのうえ、一方の省が本省繰越した財源を活用したため、もう一方の省の本業「事故繰越」する必要のない予算まで「事故繰越」として扱った事例があり、繰越手続を煩雑にさせている。制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。</p> <p>○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内閣府の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を来している。</p> <p>○本市においても施設整備に当たり、交付金の決定時期が違っていたため、制度改正が必要だと考えている。</p> <p>○同一施設を整備するために補助金が区分されているために、対象経費をそれぞれで区別して事務が必要である。以前より授分の算出方法が明確になったとはいえ、手続の負担は存在する。例えば、特待生等工事費について、認定こども園施設整備交付金では大型道具が対象となるのに対し、保育所等整備交付金では対象とされていない。</p> <p>○また、それぞれ異なる取り扱いがなされるため、財源部分についてもそれぞれ異なる取り扱いとなってしまっている。</p> <p>○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が煩雑であるとともに、平成29年度の市町村における認定こども園施設整備において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されると、厚生労働省と文部科学省でも一体的な対応がなされず、財政的に不安定・不確実が生じている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
121	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の配置要件の緩和	小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の配置要件の緩和	小学校における英語の教科化に伴い、地域全体の英語指導力の向上が求められるが、そのためには、まずは、学級担任一人ひとりの指導力を向上させる必要がある。 専科指導を行う教員は、教員定数措置上、担当する授業分(1週間あたり24コマ)しか算定されず、近隣の学校を訪問して学級担任をサポートする部分等は措置されない仕組みとなっており、地域全体の英語指導力の向上が図れない。すべての小学校に英語専科指導教員が配置されるわけではない(H30は15名分が措置)ことから、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。また、市町村教育委員会は、小学校に教科としての英語科を混乱なく導入することができるか懸念している。	専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学級担任の指導力が向上し、ひいては、地域全体の英語指導力が向上し、英語教育の質を確保することができる。	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第7条第2項 H29.12.22文科省初等中等教育局財務課長事務連絡「平成30年度公立義務教育諸学校の研修等定数等の計画に係る資料の提出について」(別紙)小学校の英語教育の充実に対応する専門人材の教育定数措置について	文部科学省	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県		北海道、青森県、仙台市、いわき市、須賀川市、ひたちなか市、埼玉県、横浜市、川崎市、相模原市、上越市、田原市、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、玉野市、徳島県、香川県、福岡県、熊本県	<p>○新学習指導要領における小学校英語教育の授業時数増に伴い、全ての小学校において一定の英語指導力を有する教員の育成が必要。</p> <p>○教員定数措置上、専科で担当する授業分(1週間あたり24コマ)しか算定されず、学級担任とのチーム・ティーチングにより授業を行う場合は措置されない仕組みとなっており、学級担任も含めた本市全体の小学校英語指導力の育成を図ることが困難なため、チーム・ティーチングも含めた多様な指導形態の場合も定数措置の対象となることとする。</p> <p>また、専科で担当する教員については、任用に当たっての要件が「中高英語の免許所有者であること」のほか「OEPR32以上(英検準1級程度等)の資格所有者」であること等、基準が高く、人材集めに苦労しているため、要件の緩和を求めらる。</p> <p>○現行では、専科教員が単独で授業を実施することが、要件となっているが、広域分散型で小規模校が多い当団体においては、単独で週24コマ実施することが困難な状況である。また、小学校における英語の教科化に伴い、地域全体の英語指導力の向上が期待される中、学級担任一人ひとりの指導力を向上させる必要があるが、現行の要件では、専科教員が学級担任をサポートし、英語指導力の向上を図る仕組みではないことから、配置要件の緩和を要する。</p> <p>○平成30年度、本市内の英語専科教員は1名配属されたのみである。また、市内には50校の小学校があるが、中学校の英語の教員免許(専修、1種、2種)を所持している小学校在籍の教職員は30名に満たないのが現状である。</p> <p>そのため、外国語及び外国語活動を推進できる教諭のない学校がほとんどであり、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。各校の小学校校長からも現場の混乱や大変さが教育委員会に報告されている。</p> <p>○小学校における英語の教科化に伴い、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。町教育委員会においても、小学校に教科としての英語科を混乱なく導入することができるか懸念している。小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の適正な配置が必要と考える。</p> <p>○多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えているため、専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学級担任の指導力が向上する。本市では小規模校が多いため、専科指導教員が24時間授業を行うためには、3～5校兼務する必要があるため専科教員の負担が大きく、専科指導教員が確保できない。</p> <p>○本市のような小規模化が進む自治体では、英語の専科加配の配置要件を満たす小学校は無く、今年度も2校掛け持ちでやっとな要件をクリアした状態である。今後は、それも非常に苦しい状態があるため、英語専科加配は見込めなくなる。そうした小規模化が進む学校に対しても、小学校英語教育の充実を図ることができる施策にしていきたい。</p> <p>○英語専科は、チーム・ティーチングでの活用ができないため、学級担任の指導力の向上につながらない。</p> <p>○本市においては、英語に關して専科教員が未配置であるが、専科教員の配置要件が緩和されれば、活用の充実が図られ、学級担任のみならず、児童との正しい関係性が構築しやすいと思われる。その関係性が英語力の指導力向上につながると予想される。</p> <p>○本市においても、小学校の英語教育の教科化に向け、教員の英語力・指導力の向上が課題となっている。</p> <p>このため、英語力・指導力の高い中核となる教員を育成し、全小学校に配置するとともに、その教員を巡回指導する教員の配置をすることで推進体制を整備している。しかし、巡回指導する教員は、国の専科指導教員の対象外となっているため、専科指導教員の配置要件の緩和により、推進を充たすことができる。</p> <p>また、専科指導教員の加配定数は、すべての小学校に配属されるわけではなく、特に、小規模校が多い地域については授業時間分しか加配措置の対象ではないことで、今後、配置が困難になることが懸念される。学校の規模に関わらず専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学級担任の指導力が向上し、ひいては、地域全体の英語指導力が向上し、英語教育の質を確保することができる。</p> <p>○本市では、平成27年度から29年度までの3年間、文部科学省指定「外国語教育強化地域拠点事業」を行う中で、英語専科の加配教員が学級担任をサポートする形で授業に入っていた。その結果、学級担任一人ひとりの指導力が向上し、児童の学習意欲や学力においても成果が見られた。また、担任からも指導力を向上すると同時に、負担軽減につながったという声も上がっている。英語専科指導教員が学級担任をサポートできるようにすることで、学級担任の指導力が向上し、ひいては、地域全体の英語指導力が向上することが期待できる。</p> <p>○英語専科指導教員の配置要件が厳しいため、多くの小学校では学級担任が英語の授業を行っている現状がある。</p> <p>そのため学級担任の英語指導力の向上が急務であるが、専科指導を行う加配教員は、教員定数措置上、専科指導を行う授業分しか算定されず、チーム・ティーチングや学級担任をサポートする時間をとることができないため、専科指導教員を活用した学級担任の英語指導力の向上が図れないことが課題である。</p> <p>また、英語専科教員の資格要件が厳しく、専科教員の確保自体が困難でもある。</p> <p>○専科指導教員の専門性に係る要件が厳しく、担える教員が限られている現状。特別免許状制度の活用も検討しているが、国の中央研修受講者等、高い指導力を有し地域の英語教育リーダーとして活躍している教員が専科指導を担えるように配置要件を緩和することで質の高い英語教育の実施につながる。</p> <p>また、国は専科指導の体制をどこまで拡大するのか、これまで示してきた担任が指導する方針との関連をどうするのか早急に示すべき。例えば、市町村では、国の専科指導を進めた場合、担任が授業する経験(参観も)がなく、指導力向上の機会が減少することとなる。そのため、専科指導の活用を躊躇している状況も見られる。</p> <p>○英語専科指導教員は単独指導のみが認められているが、複数の学校を兼務している専科教員もおり、児童生徒との接点が英語の授業としての週1時間程度しかない中で、専科教員1名で児童生徒の成績評価をしていくのは厳しいと考える。</p> <p>また、学級担任が外国語の指導をするにあたり、指導力の向上が今後の課題である中で、高い専門性を有する専科教員とチーム・ティーチングを行うことで、指導力の向上が図れると考える。</p> <p>○英語専科指導教員の授業時数(1週間あたり24コマ)が決まっているため、配置が困難で、複数の小学校を兼務している事例が生じている。授業時数の制限を撤廃するか、各都道府県の政策や実態に応じた弾力的な運用を認めていただきたい。</p> <p>○教員定数算定の上で必要な時数を満たすため、複数校で指導を行っており、専科教員が多忙を極めている。</p> <p>専科教員が学級担任とともにチーム・ティーチングを行う場合は、教員定数算定上は対象外となることから、必要な時数を満たすためにチーム・ティーチングは行っていない。このため、特に児童理解が求められる年度初めの指導に支障を来している。</p> <p>専科指導教員が学級担任をサポートしたり、学級担任とチーム・ティーチングを児童の状況等に応じてできるようにすることで、専科教員と学級担任の指導力が向上するとともに、英語に関する指導力が向上し、小学校における英語教育の質を高めることができる。</p> <p>以上のことから、教員定数算定上の必要時数を緩和していただきたい。</p> <p>○本市では、特に山間部等の地域において専科指導教員の配置要件を満たす人材がおりず、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。</p> <p>専科指導教員の授業時間の算定が見直され、近隣の学校訪問が可能になれば、地域全体の英語指導力の向上及び英語教育の質の確保に繋がる。</p> <p>○小規模校が多い本市では、1校のみで2コマを指導することは難しく、配置が限定される。また、兼務をする場合でも学校の距離が長く、専科教員の負担となっている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
125	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等の支弁区分に応じた定額支給化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、購入に要した実費を支給対象としているが、これを支弁区分に応じて定額支給することにより、事務処理の簡素化及び保護者の負担軽減を図る。	【現状】特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、寄宿舎居住に伴う経費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象として、保護者にレシートの提出を求めている。【支障事例】職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。また、保護者は用品購入時のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。	【行政の効率化】支給金額の確認に係る事務作業がなくなり、事務負担が大きく減る。【住民の利便性の向上】用品購入時のレシートの保存及び提出がなくなり、負担が大きく減る。また、手続の煩雑から申請を怠っていた世帯にも支給されるようになり、よりの趣旨に対応した制度となる。	・特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条 ・特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助補助金交付要綱 ・要保護児童生徒援助補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	文部科学省	岡山県		北海道、八戸市、福島県、所沢市、川崎市、平塚市、山梨県、多治見市、静岡県、浜松市、田原市、京都府、大塚市、東京都、島根県、玉野市、広島県、徳島県、高松市、愛媛県、松山市、熊本市	○ネットショッピングやポイント(割引)制度等で実費の確認が複雑になっており、定額支給にすることにより保護者・職員の負担を減らすことができる。 ○【現状・支障事例】特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法として、保護者にレシートの提出を求めており、それを職員が確認後、支給金額の決定をしている。また、学校で購入した学用品等も支給対象としているため、児童生徒が購入したものの金額の分かる書類(兼金袋や領収書、学費対り等)を添付して提出を求めている。職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。また、学校及び保護者は用品購入時のレシートや領収書等の保存及び書類提出が大きな負担となっている。 ○【現状】特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、寄宿舎居住に伴う経費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法として、保護者にレシートの提出を求めており、それを職員が確認後、支給金額の決定をしている。また、学校で購入した学用品等も支給対象としているため、児童生徒が購入したものの金額の分かる書類(兼金袋や領収書、学費対り等)を添付して提出を求めている。職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。また、学校及び保護者は用品購入時のレシートや領収書等の保存及び書類提出が大きな負担となっている。 ○【支障事例】職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。また、保護者は用品購入時のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。このことから、当該購入費を支弁区分に応じた定額支給化することにより、事務負担の軽減につながり、また、手続きの煩雑さから未申請であった世帯にも支給が可能となる。 ○学用品・通学用品、寄宿舎居住に伴う経費等は、学校生活を送る上で必ず必要となる経費であり、特別支援教育就学奨励費では、保護者が購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法は、レシート等の提出を求め、内容確認後、支給対象及び金額を決定し、支給している。制度上、レシートの紛失などの理由により保護者が購入したことが確認できない場合は、支給することができない。このため、保護者にはレシート等の保存及び提出が大きな負担となっており、実費の確認ができない場合は、自己負担となってしまう。 また、事前支給ができないため、新入学時に必要となる経費などは、経済的な負担も大きい。 ○本市においては、学用品金額の確認・事務処理は各学校に依頼しておりますが、学用品の金額の確認および確定作業は煩雑であり、教員の負担にもつながっている現状があります。 また、学用品・通学用品に当たるとか否かという判断ができればいい場合も多く、学校からの大変多くの問い合わせに教育委員会事務局の職員も負担感を感じています。学用品・通学用品が定額支給になることにより、学校現場、事務局職員の負担感が軽減できることから趣旨に賛同します。 ○【支障事例】本市でも岡山県同様、購入に要した実費を保護者から提出されるレシートをもとに、職員が確認後支給金額の決定を行っている。職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。また、保護者は用品購入時のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。例年レシートの一部または全部を紛失する保護者が多く、実際には学用品等を購入しているにも関わらず補助を受けられないケースが発生している。就学奨励費と似た場合、就学奨励費の方が支給金額が多いにも関わらず定額で支給している自治体が多く、就学奨励費だけレシートの保管・提出を求め理由が保護者へ説明しづらい。 ○【現状】特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費及び新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、実費支給であるため、保護者から提出されたレシートをチェックし集計して支給事務を行っている。 【支障事例】職員はレシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。また、保護者はレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。また、年度末の年間支給額集計に際しても、レシートが順次提出されるため、修正作業が何度も発生した。 ○本市においても、実費支給に当たり保護者から領収書・レシートの提出を求め職員が確認している。特に、入学前に保護者が購入する新入学学用品費については、領収書・レシートを保管しておくよう入学前に周知する必要がある。案内のための業務が発生している。 大半の児童生徒が限度額での支給となるが、限度額を下回る児童生徒については領収書・レシートの紛失によるものが多く、支給できない旨を説明するに当たり、保護者とのトラブルとなることもあり教職員に負担がかかっている。 定額支給とすることにより、教員の多忙化解消及び住民の利便性向上につながるかと期待できる。 ○特別支援教育就学奨励費における学用品・通学用品購入費等の支給については、実費支給(上限あり)となっており、学校では保護者から提出されたレシート・領収書等の内容確認や集計等の事務作業が、支給可否の判断も含め、膨大となり事務負担となっている。一方、保護者においても、レシートの保管や提出手続きの煩わしさ等から、支給が可能であるにもかかわらず申請を見合わせるケースも見受けられる。また、低所得世帯の教育費負担を軽減する高校生等奨学金給付事業においては、学用品費等、授業料以外の教育費が定額支給で行われていることから、高校生の兄弟姉妹等を持つ保護者にとっても負担が大きい。制度もなっている。なお、ケースによっては定額支給額に見合う学用品等が児童生徒本人のために使われない懸念が想定されることから、その使途については何らかの確認が必要であるもの、学校において通常必要とされる学用品等については、一定程度、どの児童生徒においても必要であると思われる。こうしたことから、適切な支給限度額の検討を行ったうえで定額支給とすることは、学校はもとより保護者の負担軽減につながり、より一層、特別支援教育の普及と奨励が図られる。 ○特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、文部科学省が発行する「特別支援教育就学奨励費負担金」に係る事務処理資料に別添物品が一次大に示しているのみであったため、学校は保護者から提出されたレシートを整理するとともに、購入物品が補助対象物品か逐一確認することにも時間を要する。 ○現在の制度では、特別支援教育就学奨励費を支給する際には保護者が負担した金額を確認する必要があるが、保護者がレシート・領収書等金額を確認できるものを紛失していた場合、本来補助対象となるものでも補助対象とすることが出来ない。 求める措置を実現することによってこれを解消し、「教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もってこれらの学校における教育の普及を促すことを目的とする。」特別支援学校への就学奨励に関する法律の目的に沿った取扱いになると考えられる。
126	A 権限移譲	医療・福祉	認定こども園及び保育所の認可権限を都道府県から市に移譲	都道府県が有する認定こども園及び保育所の認可権限を市に移譲すること。	子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体を市町村として就学前の教育・保育に関して一体的、包括的な施策を実施している。この一環として、市町村では、それぞれの施設に対して運営上の確認を行っているところである。現在、認定こども園の認定等の事務・権限が指定都市や中核市への権限委譲が進んでいる一方で、各種施設の認可権限が保育の実施主体である市町村以外となっているものがあり、統一されていない。 ○幼保連携型認定こども園及び保育所…都道府県、指定都市及び中核市 ○幼保連携型以外の認定こども園…都道府県、指定都市 ○地域型保育事業所…市町村 A市で幼保連携型認定こども園の整備を進めているB法人では、設備面や職員配置において、A市から保育の実施に伴う確認を求められるとともに、県から認可を受けられることになっており、二重の対応が求められる結果となっている。地方の市では、大きな面積を有することなどにより、子育てを含めた生活区域は、この市内で完結することも想定されることから、保育の実施主体において、制度の理念と地域の事情に沿って、一体的、包括的な施策展開ができるように、指定都市及び中核市以外の市にも認定等の事務・権限を移譲することが必要である。なお、都道府県による区域を超えた調整のための協議は、これまでと同様に必要である。	都道府県が有する認定こども園及び保育所の認可権限が市に移譲されることで、市が地域の事情に応じて就学前の教育・保育環境を一体的、包括的に整備することが可能となる。	児童福祉法第35条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、新潟県	山梨県、徳島県、沖縄県	○教育・保育の需要と供給は市町村の判断によるところが大きい。そのような市町村が認可することによって、より合理的な判断の下で、より地域の事情に応じた園を整備することできると考える。また、法人としても、協議から認可取得までワンストップで行える。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
127	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の施設整備に関する所管や制度の一元化	保育所等の施設整備に関する厚生労働省と文部科学省の補助制度を内閣府に一元化し、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一すること。	保育所等の整備は厚生労働省の保育所整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を經由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を經由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。	厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があることで複雑であった事務が、内閣府に所管を一元化したうえで、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一されることにより、事務負担の軽減と効率的な施設整備が可能となる。	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、川崎市、横浜市、横浜市、山梨県、豊田市、田原市、豊浦市、大飯町、八尾市、和泉市、東大阪市、兵庫県、神戸市、西宮市、岡山市、山口県、徳島県、徳島市、高松市、愛媛県、高知県、北九州市、松浦市、熊本県、宮崎市、沖縄県	旭川市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、晋志野市、柏市、神奈川県、横浜市、川崎市、横浜市、横浜市、山梨県、豊田市、田原市、豊浦市、大飯町、八尾市、和泉市、東大阪市、兵庫県、神戸市、西宮市、岡山市、山口県、徳島県、徳島市、高松市、愛媛県、高知県、北九州市、松浦市、熊本県、宮崎市、沖縄県	○本市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内務時期が遅いため、施設整備スケジュール的に保育所の解体費や転居費の補助を受けられず、事業主体法人が負担する際の内務負担が補助基準額に達しない。補助事業者(市町村)が差控を担担せざるを得ないケースがあり、補助制度の抜本的な見直しに迫られている。 ○認定こども園の施設整備は、厚生労働省(市町村)が差控を担担せざるを得ないケースがあり、補助制度の抜本的な見直しに迫られている。 ○保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を經由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を經由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。 ○該当する事によって、交付金が異なる補助内容が出ることもあり、経費の不安定さが事業者(市町村)にも影響し、設置者である法人にも不安を抱かせている。 ○認定こども園の施設整備については、子ども子育て支援制度の担担部事は「一元化」している状況であることに対し、国が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つに分断していることで、相当な事務負担が強いられる。 ○本市で現在予定している間接補助を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること、直接補助と間接補助の2種の制度が併存することによる事務負担の増加が課題となっている。 ○厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があることで複雑となっている。事務手続きの時期も異なることから、制度の複雑化が課題となっている。 ○本市においても、提案市間様にも事務が複雑化し、対応に苦慮している。 認定こども園は一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならない。経費の按分には相当の時間を要し、申請先が2つに割れることも改善が必要である。 申請先が必要な厚生労働省、文部科学省で統一せず、対応に苦慮しているため改善が必要である。 ○厚生労働省と文部科学省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を重複控分しているが、竣工時の建築確認検査において当初の建築面積が変更になる場合があり、重複控分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要となり、補助金を受け取るための設置者及び市町村において事務負担が偏重されている。 ○事務の簡素化では根本的な解決につながらないため、補助金の一元化を行うことが必要。これにより、施設の基準額も一元化され、控分や変更交付申請等の事務も単純化、自治体にとっても負担は大きい。 ○保育所等整備交付金(厚生労働省)、幼稚園施設整備交付金(文部科学省)と担当が別になっていることで事務が煩雑である。 ○保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を經由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を經由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。 ○平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業費を負担する事象が生じ、円滑・安定的に申請を行う上で重大な支障となった。 また、厚生労働省と文部科学省両方に申請手続きが必要なため、控分計算などの事務負担が非常に大きくなることに加え、幼稚園部分には対象とならない経費があることや、控分計算を他の一方で修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。 ○保育所等整備交付金(厚生労働省)、幼稚園施設整備交付金(文部科学省)と担当が別になっていることで事務が煩雑である。 ○本市においても、施設整備の申請を行うに当たって、申請書類の受付分限をしなければならない。また、同一施設であるにも関わらず、共用部分については控分計算が必要であるなど、非効率な事務作業が生じている。 また22年度に、文部科学省部分の交付金が満額交付ならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の増設に大きな支障となっている。 ○申請業務(市町村)との連携 幼稚園施設整備認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない事項は、クロスオーバー等により便宜を図っている。具体的には、保育室やトイレなどの共用部分に2つに定員による控分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。 ○申請業務(事業者)との連携 同一施設整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づき協議・調整を行う必要があり、事務の負担となる。 料、2つの報告にまたがる共用部分の補助金の控分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。 【これまでの取組】 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率な状況にある。また、安心こども園の推進が減少している中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まっており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考えられている。 【参考】 ■保育所等整備交付金(厚生労働省所管)：国から市町村への直接補助 ■幼稚園施設整備交付金(文部科学省所管)：国から都道府県を経由して市町村への間接補助 ○認定こども園の施設整備は、幼稚園部分が文科系、保育所部分が厚生労働省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、2つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業所要が複雑かつ多い構造となっている。 ○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所等整備交付金は厚生労働省、幼稚園施設整備交付金は文部科学省で採択結果が異なれば、事業者は資金計画等を再検討する必要がある。整備を取りやめざるを得なくなることにも懸念される。 また、交付金を一元化し、直接補助とすることで、申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減される。 ○幼稚園施設整備交付金は文科系、保育所等整備交付金は厚生労働省からの交付金となるため、2つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科系部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うにあたり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する厚生労働省と文部科学省の両方の申請が必要であると考えている。 ○保育施設と一体的に学費保育費を支援する際、厚生労働省の保育所等整備交付金と内閣府の子ども子育て支援交付金を活用して整備した。当該交付金は、補助内容が類似しているものの、対象外経費に差異があり、対象経費の一元管理が困難である。 ○施設整備に併せて、補助申請先が二元化していることにより、事業費の按分や申請手続きなど、各省の考え方に異なる部分があり、事務が煩雑で負担が生じている。 そのため、一元的な対応が必要だと考える。 ○事業者からすれば「認定こども園」として施設を整備するだけにもかかわらず、児童数や園規模に応じて細かい控分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく取りまの都道府県においても複雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から徴する資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。 ○施設により、幼稚園施設部分と保育所等整備交付金とで財源が異なること、制度が複雑である。 ○幼稚園施設整備認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていること、同一施設整備であるにもかかわらず、両省に対して申請手続きが必要であり、また整備面積等に応じた補助額の算分計算が必要となること、市町村及び都道府県の事務負担は必要経費の多いものとなっている。 ○保育所等整備交付金は、国から市町村への直接補助、認定こども園施設整備交付金は、県を經由して市町村に交付する間接補助となっているが、年度途中に新たな整備箇所が発生する。又は工事費が増え補助額の増額が必要となった場合、保育所等整備交付金では国の予算残額で執行対応できるにもかかわらず、認定こども園施設整備交付金は県の予算で、国の予算残額が必要となり、すでに対応できないという事象が想定される。 ○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることにより、交付金申請に遅れが生じ、施設整備を行う法人に不利な状況も発生している。また、認定こども園施設整備については、内閣府において一元化した交付金を創設していた。だが、また、募集時期等の制約により柔軟な対応が困難なこと、毎年認定される事業に基つて実施する事業であることから、柔軟に対応できる交付金としていたこと、恒久的な事業として位置づけ、平成31年度以降も継続していたこと。 ○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内閣府に申し出ており、県内の整備案件において支障を来している。 ○都道府県による予算残額についても、同一施設にも関わらず、措置すべきものと、そうでないものに分かれてしまし、不明確となっている。また、直接補助に統一することにより、市町村において急務となった整備についても、都道府県の予算残額を待つことができないことである。 また、従来の財源区分手続きも、幼稚園が直接補助として市町村から申請でき、簡便化、明確化されると考える。 ○認定こども園施設整備交付金については、施設整備事業のメニューが追加された際に、予算への計上が必要であったことから、園への要望時期が遅くなった。 ○過去、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張とおり、依然として事務が複雑であることと、平成29年度の申請における認定こども園施設整備において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一した対応がなされておらず、財政的にも不安定・不確実が生じている。 ○園において、事務の統一した対応や対象費用の按分の取扱いの明示等がされたところであるが、依然として、各省担当分の算定や関係団体の整合性の確認等に時間を要している。 一元化により、事務負担の軽減や作業ミスによる不適切な交付等を防ぐことができる。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
128	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士等の処遇改善等加算の認定事務等の簡素化	保育士等の処遇改善等加算に関する認定事務等を簡素化すること。	保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。	処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されることにより、県、市町村において当該事務の円滑な執行が可能になる	子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福島県、茨城県、群馬県、新潟県		盛岡市、仙台市、福島市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、川口市、練馬区、川崎市、石川県、須賀市、山梨市、豊田市、大府市、大阪市、兵庫県、神戸市、伊丹市、玉野市、山口県、山陽小野田市、徳島県、北九州市、松浦市、宮崎市、沖縄県	<p>○当市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。</p> <p>○本市においても、保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○本市においても、提案内容と同様の事例があり、対応に苦慮している。</p> <p>○施設ごとの勤続年数など確認事項が多く、それが膨大な事務量となっている。</p> <p>○処遇改善等加算の事務については、本来、年度初めに認定かつ実績を確認するべきではあるが、複雑な制度かつ事務量の多さから確認、認定事務に年度中旬から後半に跨っている状況であることから、施設側の次年度に向けた処遇改善計画に遅れが生じている。</p> <p>○来年度の無償化等に伴う事務が増える為、処遇改善等加算の認定事務の簡素化に向けた早急な対応をお願いしたい。</p> <p>○本市においても同様に膨大な事務量となっている。</p> <p>○本市でも制度が複雑なことによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、在職証明書の添付を必須とするが、経験年数が長いほど他施設での取得の必要が多くなる。しかしながら、その退職の理由によっては、過去の施設や保育士と事業者との関係性に影響する事例がある。さらに、他自治体の圏へ転職した際は新たな自治体で同様の審査をする必要があり、在職証明書発行の事務的負担も大きい。よって、このような事務負担を簡素化できるよう全国的な保育士登録情報システムの構築を懇願する。</p> <p>○加算認定事務もさることながら、実績報告の審査事務も膨大となっている。その背景として、制度自体が複雑であるため、再三説明しているにもかかわらず多くの事業者が制度の基本的な考え方を理解できないことにある。事業者にとってわかりやすい制度にするとともに、事業者が資金改善の見込みや実績を簡易に算出できるフォーマットを示していただきたい。</p> <p>○市において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。最優先課題。</p> <p>○本市においても、提案団体と同様の支障が生じているため、現行制度を見直ししてほしい。</p> <p>○処遇改善加算の認定や実績報告については、制度が複雑な上、毎年のように制度改革があるため、本市においても事業所及び職員に多大な負担がかかっているため、簡素化を求めます。</p> <p>○本市においては、年々施設が増加しており、それに伴い処遇改善等加算の事務量も増加し、認定にも時間を要している。</p> <p>○そのため、処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されれば、円滑な事務の実施につながるかと考える。</p> <p>○本市においては、処遇改善等加算認定事務とキャリアアップ研修の受講記録の管理を異なる部署が担当しており、今後研修受講の必須化に伴い連携して認定事務を執行する必要があることから、簡素化について賛成します。</p> <p>○本市においても、処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっており、簡素化すること、当該事務の円滑な執行が可能となる。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○処遇改善等加算の認定事務に係る審査において、勤続年数の算定などの複数回の確認が必要となる事例が大量に発生し、当該審査に係る事務が膨大な量となっている。そのため、施設に対する認定までが長期化・複雑化している。</p> <p>○事業者にとっても、職員一人ひとりに対して基準年度の賃金水準と比較して賃金改善を行う等、手続きが非常に複雑で事務負担も大きいことから、適切な処遇改善を進めるうえでも、事務手続きの簡素化は必要不可欠である。</p> <p>○各施設に提出を求める認定申請書と実績報告書で様式が全く異なる等の理由により、各施設への指導等に係る事務が膨大となっている。</p> <p>○処遇改善加算Ⅰおよび処遇改善加算Ⅱに加え、都独自の補助制度の「キャリアアップ補助金」がある。これまで、保育士等の賃金改善、経験や技能に応じた職員・給与体系の整備について成果を上げている。</p> <p>しかし、対象要件や実績報告など、制度全体が非常に難解である。加算認定は都が行うことから、認定の審査は、市町村⇒都の2段階で膨大な作業の事務量が生じている。</p> <p>特に、複数の施設を開設し、多数の職員を雇用している事業者等からは、制度の趣旨に理解は得られているが、「事務負担が大きすぎる」「作業に時間が割かれ、保育に影響してしまう」等の意見や要望もきている。</p> <p>また、事務負担に見合わないため、申請を見送る事業者も出ている。</p> <p>事業趣旨を踏まえつつ、わかりやすく活用しやすくすることで、一層の処遇改善につながる。</p> <p>また、制度の簡素化により、都道府県はキャリアアップ研修の積極的な実施をはじめ、これまでのような費用面の支援だけでなく、キャリアアップ制度の整備に取り組む事業者の好事例の模範開など、広域的な視点による処遇改善の支援に取り組むことができると考えられる。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務は、制度が複雑であり、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。(施設においても事務量が増加している。)</p> <p>○認定に係る資料の審査・修正等に膨大な時間を要している。</p> <p>また、施設においても、申請書類の整備等に膨大な負担がかかるため、申請しない例も生じている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
148	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	特別非常勤講師の教授可能範囲の拡大	小学校の教科「外国語(英語等)」については、特別非常勤講師の教授可能範囲を「教科の領域のすべて」とする。	・新学習指導要領により、2020年度から小学校において英語が教科化されることとなっている。当該授業は原則として学級担任が行うこととされているが、英語力と指導力を兼ね備えた教員が不足しているだけでなく、英語研究や教材研究等により教員の多忙化がさらに増大することが予想される。 ・また、本県では単級の山間地小規模校が多く、全小学校への英語の専科教員の配置が困難である。 ・そこで、英会話講師や海外在住経験者等、教員免許状は有していないものの専門的な知識やスキルを持った地域人材を特別非常勤講師として活用したいが、教授可能範囲が「教科の領域の一部に係る事項」に限定されており、年間を通じて教科のすべての分野の授業を行うことができない。 ・このため、英語力・指導力不足と多忙化が問題視されている教員の抜本的な負担軽減につながらない。	・専門的な知識とスキルを持った人材による通年指導により、英会話など教科の領域の一部だけでなく、英語4技能(聞く・話す・読む・書く)を効果的に指導することが可能となる。 ・教科の領域すべてを教授可能とすることで、教員の負担軽減につながる。 ・地域人材を活用することで地域と学校が連携し、「地域に開かれた学校づくり」を推進することができる。	教育職員免許法第3条の2一号	文部科学省	長野県		福島県、川崎市、相模原市	○専科指導を行う教員は週24コマの授業を担当することが要件となっているが、学級数の減少等により充足することが困難なケースが散見される。また、その要件を満たすために近隣の学校を訪問しようとしても、地理的に広範囲で移動等にも時間がかかり困難な場合があり配置できない。平成32年度の全面実施を見据え、英語専科指導教員とチーム・ティーチング等により実践に取り組みたいが、学級担任の授業担当に制約があるため、実践研修や評価活動等を中心に英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。 ○英会話講師や海外在住経験者等、教員免許状は有していないものの専門的な知識やスキルを持った地域人材を特別非常勤講師として活用する場合、教授可能範囲が「教科の領域の一部に係る事項」に限定されており、年間を通じて教科のすべての分野の授業を行うことができない。小学校においては、英語指導の経験が豊富な学級担任が不足しており、教材研究等により教員の多忙化がさらに増大することが予想される。
151	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	教員免許失効後の一定期間における救済措置	運転免許証と同様、免許失効後の一定期間を救済措置期間とする。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。しかし、免許状の有効期間や延期申請の扱いに大きな違いがあるなど、制度が複雑なため混同する者が多く、混乱を招いており、免許失効者が全国的に後を絶たない。(H29.3月末全国現職教員の更新状況(文部科学省統計)対象91,987名、うち201名失効、H29.1~6の間、公立学校で7名が失効(各県HP公表)) 免許が失効すると、現職教員は失職する。失職は教員本人の生活の糧を奪うだけでなく、生徒や学校、教育委員会にも多大な影響を与えるが、失職の猶予等の救済措置が設けられていない。	教員の失職による教育現場への悪影響を防げる。	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	文部科学省	長野県		福島県、新潟県、富山県、山梨県、多治見市、田原市、京都府、泉大津市、玉野市、徳島県、香川県、高知県、北九州市、熊本市	○非遵行等もなく、何ら勤務状況に問題がない者が、更新手続きを行わなかっただけで失職することは、懲戒失職者と比較して著しく均衡を失うものであり、教育現場への悪影響等も勘案し、失職の猶予等の救済措置を設けるべきである。 ○制度の誤解により、免許失効・失職となった教員がいる。周囲への影響が大であることに加え、正規教員として再び復職するためには、教員採用検査を再度受験しなければならず、当該教員にとって負担が大きい。 ○免許状の有効期間や延期申請の扱いが複雑で、十分に理解されていない。免許が失効すると、現職教員は失職するため、生徒や学校に多大な影響を与えるが、失職の猶予等の救済措置が設けられていない。救済措置を設けることで、本人、教育現場への悪影響を防ぐようにしていただきたい。
152	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	一定の教員実務経験がある60歳以上の者の教員免許更新制の適用除外	一定の教員実務経験がある60歳以上の者は教員免許更新制の適用対象外とする。	現職教員が産育休等を取得する際、代替教員の確保が必要となるが、好景気のため、若年層の教員免許状所持者を確保することは極めて困難な状況にある。 そのため、定年退職した元教員、近年では70歳以上の者にも代替教員を依頼することがあるが、これらの者の中には、退職時に今後の勤務が見込めないとして、免許の更新手続きを行わない者もあり、免許状の修了確認期限が経過している場合がある。 この場合、代替候補者を確保しても、その者の免許状が有効でないと、更新講習を受講した上で免許状再授与等申請を行う必要があり、遅やかな任用を行う上で支障となっている。	教員経験豊富な者を産育休等の代替職員として速やかに確保することができる。	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	文部科学省	長野県		旭川市、福島県、須賀川市、横浜市、福井県、多治見市、静岡県、京都府、大阪府、泉大津市、徳島県、香川県、松山市、高知県、北九州市、熊本市	○現職教員が産育休や病休休職を取得する際に、代替教員を確保する必要があるが、最近の景気の回復傾向もあって講師を確保することが難しくなっている。 また本県では50代の教員が4割弱で、ここ数年退職者が増加する見込みである。 経験豊かで能力のある教員を確保するためにも、これらの退職者に対し再任用を依頼しているが、免許更新を行わない者や免許状が休眠となっている者もあり、前述の産育休などの代替教員を配置する際、支障をきたしている。 ○現職教員が産育休等を取得する際、代替教員の確保が必要となるが、若年層の教員免許状所持者を確保することは極めて困難な状況にある。 そのため、定年退職した元教員、近年では70歳以上の者にも代替教員を依頼することがあるが、これらの者の中には、退職時に今後の勤務が見込めないとして、免許の更新手続きを行わない者もあり、免許状の修了確認期限が経過している場合がある。 この場合、代替候補者を確保しても、その者の免許状が有効でないと、更新講習を受講した上で免許状再授与等申請を行う必要があり、遅やかな任用を行う上で支障となっている。 ○本市でも、産育休等の代替講師の確保には苦慮しており、教員実務経験者である60歳以上の方を教員免許更新制の適用対象外とすることで、今以上にスムーズな講師の確保が期待できる。 ○現職教員が産育休等を取得する際、その補助教員の確保が必要となるが、特に、年度途中で教員免許状所持者を確保することは極めて困難な状況にある。 そのため、定年退職した元教員、近年では70歳以上の者にも補助教員を依頼することが多い。しかし、これらの者の中には、退職後に、免許の更新手続きを行わない者もあり、免許状の修了確認期限が経過している場合がある。 この場合、補助教員候補者を確保しても、その者の免許状が有効でないと、更新講習を受講した上で免許状再授与等申請を行う必要があり、遅やかな任用を行う上で支障となってくる。 ○教員免許更新講習は、受講義務者である現職教員の他、過去に教員として勤務した経験のある者、教員としての採用が見込まれる者、対象施設で保土士として勤務している者等が受講できるが、これ以外の者は、更新講習を受講できない。このため、教員として任用を希望する者でも、更新講習を受講できないため任用できず、人材の確保が困難である。 ○60歳以上の実務経験豊富な教員については、免許更新制度の対象外とすることで、学校現場における人員確保が容易になる。また、更新対象者が増加している状況において、他の現職教員等がより確実に更新講習を受講できる環境が整う。 ○本県では、経験豊かな退職教員の活用を図るため、マスターバンク制度への登録を推進しているが、今後、更新手続きの煩わしさから更新しない者が少なからず出てくること懸念される。教員免許状が有効でなければ、産育休等の代替教員の速やかな確保が難しくなる。 ○教員不足については本市も例外ではなく、教諭及び時間講師の任用も困難となっている状況である。 この規制緩和により、教員不足の解消にも繋がることから、実施を希望する。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
155	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	学校教育法第124条中、「他の法律に特別の規定があるものを除く」から職業能力開発短期大学校を除き、修了者の大学への編入学を可能とする。	・大学への編入学については、学校教育法の規定により、短期大学校、高等専門学校、一定の要件を満たす専修学校専門課程の卒業生を対象に認められているが、職業能力開発短期大学校(本県の場合は工科短期大学校)の専門課程修了者については認められていない。 ・平成26年9月1日付けの単位認定実施の制度改正通知により、大学において職業能力開発短期大学校での学修について60単位まで認定が可能となった。 ・しかし、単位認定とは、職業能力開発短期大学校の卒業生が大学に進学する場合、既習得単位として認められるものである。これでは、入学試験の準備、2年の就業期間を経て改めて4年制大学の1年に入学するという修学年限の長さ、学費等、編入学に比べて学生の負担が大きく、利用実績の増加は見込めない。 ・本県の工科短期大学校(2校)では、240人の定員に対して博士13名・修士6名を含む6科合計38人の教授陣による少人数制授業を実施し、実習等で使用する機器類も工学系大学と遜色ない設備を導入している。また、専門学校から大学への編入学基準(2年間1,700時間)を上回る授業時間(2,808時間)を確保しており、大学への編入学に値するカリキュラムを備えている。	・職業能力開発短期大学校の進学先としての魅力向上により、地元で学び、地元の企業を知り、地元で就職する産業人材が増える。 ・職業能力開発短期大学校において基礎技術を習得した後、大学に編入学することで、高付加価値な製品の開発に資する研究開発力を兼ね備えた人材の育成・確保が可能となり、当県のものづくり産業の持続的な発展に資する。	・学校教育法第124条(他類型の学校から大学への編入学)については、第108条第7項、第124条、第132条等) ・平成26年9月1日付け26文科高421号文部科学省高等教育局長通知	文部科学省	長野県、日本創生のための将来世代応援知事同盟		神奈川県、静岡県	○各都道府県の職業能力開発施設はものづくりや建設業をはじめとする地域産業の人材確保・育成や流出が続く地方の若年層の地元定着に大きな機能を有している。 しかしながら、近年学歴に結びつかない等から高校卒業者の進路の選択肢として除かれ、新卒の応募者が減少する傾向にある。編入学を通してさらに高レベルの技術・知識の習得や学歴につながる道を示すことができれば、訓練生の確保や訓練生の意欲の向上につながると思われる。 大学編入学等への道が開ければ社会人の能力開発の受け皿としても幅が広がり、リカレント教育の充実につながることも考えられる。 本県の場合、農業研修施設である農業大学校は「専修学校」となっており、今春1名が地元大学農業部の3年次編入を行い、更に、編入学の取り組みが出来るよう、大学、農業大学校ではカリキュラムのすり合わせ作業を行いなどすでに効果を上げている。 本提案を皮切りに、今後職業能力開発施設でも同様に編入学可能となれば、全国の各地方にある人材育成資源の有効活用を図り、各地域での若者定着や人材確保・育成につながる意義の大きな提案であることから賛同する。 ○本県の職業能力開発短期大学校は、2年間の訓練期間により、ものづくり分野の中小企業にとって必要な、研究・開発部門と生産部門の双方の立場を理解できる実践的な技術者を育成するカリキュラムとなっている。 訓練生の適性によっては、卒業後に、上級学校での研究・開発部門に係る修学の道を選択肢の1つとして確保する必要がある。 現状では、職業能力開発促進法で規定している職業能力開発大学校の応用課程(2年課程・全国10校)へ応募が可能であることのみで、一般的な大学への編入は認められていない。 職業能力開発短期大学校の卒業生についても一般大学への編入を可能とさせ、当該短期大学校の魅力を上させることにより、本県のものづくり人材確保・育成に繋げていく必要がある。 ○本県の工科短期大学校においても、以前、九州工業大学修士課程等への進学を考えた学生が、九州職業能力開発大学校応用課程を経由し修士課程へ進学をした経緯がある。編入学が可能となれば、修士修得段階から、修士課程における研究に直結する高度な教育を受けられ、大きな教育効果が期待できる。 ○本県では、2021年4月の開校を目指し、職業能力開発短期大学校の設置を進めており、学び続けたい学生への支援策も検討している。短期大学校修了生が、大学の3年に編入することが可能となれば、短期大学校の存在価値や修了生の進路選択の自由度に大きく寄与する。今後、ますます進む技術革新に対応できる、より高度な技術・技能を持つ人材は、我が国のものづくりを支える貴重な戦力となる。
226	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	宗教法人の解散に伴う清算手続における公告回数の見直し	宗教法人法第49条の3第1項に定める清算手続における公告について「少なくとも三回の」を削除し、1回の公告で可とする。	法定受託事務として、都道府県知事は宗教法人法の規定に基づく宗教法人の認証事務を行っている。近年は、高齢化や後継者不足等により不活動状態にある宗教法人が増加しており、不活動状態の解消や法人格の整理が課題となっている。法人格の整理の方法として、宗教法人法では法人の申請による任意解散や、所轄する都道府県知事による裁判所への解散命令請求の方法があり、これらの解散手続における清算において、官報による3回の公告が必須となっている。しかし、前述のような不活動状態にある法人は資力が無い場合が大半であるため、1回あたり約3万円を要する官報公告を3回行うのは金銭的にも事務処理としても大きな負担であり、解散手続を躊躇する法人があるなど、法人格の整理遂行の支障となっている。 なお、特定非営利活動促進法では、平成23年の法改正により「少なくとも三回」との規定が削除され、1回の公告が必要となっている。	解散手続の簡素化及び金銭的負担の軽減、不活動宗教法人の法人格整理の推進に資する。	宗教法人法第49条の3	文部科学省	栃木県、福島県、群馬県、新潟県		青森県、石川県、大阪府、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県	○本県においても、所轄の宗教法人から解散についての相談を年数件受けているが、清算時の官報公告に係る費用について説明すると、どの法人も手続を進めることに難色を示す。そのため、相談を受けた後解散に着手する法人は少ない。 解散を要する法人の多くは資力に乏しく、解散に係る費用を清算人となった代表役員個人が支弁せざるを得ない場合もあるため、費用負担の軽減は喫緊の課題と考える。 また、本県においては官報公告を取り扱う事業所が一つしかなく、遠方に所在する法人の負担となるため、公告回数を減らすことで事務負担の軽減を図る必要がある。 ○本県においても、近年、高齢化や後継者不足等により不活動状態にある宗教法人が増加しており、不活動状態の解消や法人格の整理が課題となっている。こうした中、官報公告を3回行うことは金銭的にも事務処理としても大きな負担であり、不活動状態の解消が進まない一因となっている。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
288	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	宗教法人の役員から暴力団員等を排除するための宗教法人法の改正	宗教法人法第22条に定める「役員」の欠格事項に、「暴力団員等」(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。)についての規定を設けること。 【支障事例】 ・宗教法人は、宗教活動のほか同法第6条において公益事業を行うことができるとされ、同事業に関し、税制優遇が認められている。役員に暴力団員等が含まれる宗教法人や暴力団員等がその事業活動を支配している宗教法人は、その税制優遇措置を利用することで、その税優遇の趣旨に反し、暴力団その他の活動のための資金とする蓋然性がある。 ・宗教法人の公益事業と同様の公益目的事業を行うことを目的とする法人として、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」により認定される公益財団法人及び公益社団法人があるが、同法においては、上記理由等により、役員に暴力団員等が含まれること及び暴力団員等がその事業活動を支配している法人を公益財団法人等の欠格事由と規定しており、暴力団等の関与を排除出来ることとなっているが、宗教法人においては、それが出来ない。	宗教学者を資金源とした暴力団活動を無くし、安全で平穏な住民生活と社会経済活動の確保に資する。	宗教学者	文部科学省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	愛知県、大阪府、兵庫県、徳島県	○当団体では、「暴力団排除条例」の施行のもと、事務事業から暴力団を排除する方針を打ち立てているなど、全庁をあげて暴力団対策に取り組んでいる。宗教学者の組織運営において、特に事業活動を展開するうえで、反社会的勢力である暴力団を排除することは、宗教活動の適正な運営に資することから、制度改正が望ましいものと考えている。
295	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園に係る施設整備財源の一元化	【支障事例】 単体の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。 このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。 また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。	【制度改正の経緯】 平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度では、法定代理受領の仕組みを用いて、幼稚園、認定こども園(保育所は委託)という園の種類に関わらず、同一の給付制度を適用する「施設型給付」が始まり、この制度を円滑に実施するため、全国の市町村で施行までに多大な準備作業が行われてきた。 【現状】 現在、課題が一つも新制度は円滑に行われており、残る大きな問題が、「施設整備の一元化」である。 今回の提案は、財政負担を生じる新たな交付金制度を設けるものではなく、文部科学省と厚生労働省に分かれていた運営費を、内閣府「施設型給付」に一元化した上から、施設整備に係る既存の財源を統合し、内閣府において交付決定してほしいというだけであり。 【制度改正による効果】 自治体、補助事業者とも事務負担軽減につながるほか、特に補助事業者は、不採択等によりインシヤルコストが増えるというリスクが低減するため、開園後の園の安定運営に寄与する。	児童福祉法第56条の3、認定こども園施設整備交付金交付要綱、厚生労働省保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	中核市市長会	旭川市、秋田市、福島県、いわき市、須賀川市、柏市、横浜市、川崎市、海老名市、新潟県、福井県、山梨県、須賀川市、山梨県、豊田市、田原市、草津市、大原市、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、岡山県、徳島市、高知県、北九州市、松浦市、熊本県、宮崎市、九州地方知事会	○本市においても、幼稚園認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請を行わなかったり、申請が認められない等の理由で申請が認められない事例も発生している。 ○本市において認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の両者から採択されているため、施設整備のスケジュール的に教育課長の関係や施設整備の補助が受けられず、事業主体(法人)が負担する例や内閣府自体が補助事業者側(委託)にない。補助事業者(市町村)が責任を担って申請する事例も発生している。 ○文部科学省と厚生労働省それぞれ申請手続きを行っており、手続きが煩雑になっている。 ○認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの担当課の事務手続きに相違があり、自治体の事務作業は非常に煩雑になっている。また、文部科学省と厚生労働省それぞれ申請し、申請書提出後に内閣府から交付金の交付が承認される。申請、承認報告を提出しなければならない事例も発生している。また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。 ○認定こども園整備については、二つの交付金を申請するため、事務が煩雑になっている。 ○現在の本市町村においては、子ども子育て支援制度の推進が円滑に進んでいる状況であることに対し、園が内閣府、厚生労働省、文部科学省の3つの申請先があり、異なる事務負担が生じている。 ○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に採択、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と別々に申請することから、二重に申請等を行う必要があり、事務が非常に煩雑になっている。 ○H29年度の認定こども園整備事業(施設型給付)で、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を各市が負担した。今後、市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に支障となることと想定される。 ○事務の効率化では根本的な解決にならないため、補助金の一元化を行うことが必要。これにより、施設の基準も一元化され、採分等や交付金申請等の事務も軽減される。自治体にとってメリットは大きい。 ○本市でも当該提案と同様の提案をしている。 【文部科学省、厚生労働省双方に事務執行をしないという支障が生じている。】 ○保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。 ○単体の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。 このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を各市が負担した件や採択される時期が各市によってズレが生じており、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。 ○平成29年度、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず、事業者が負担する事態が生じ、円滑・安定的な整備を確保する上でも大きな支障となった。 また、厚生労働省と文部科学省双方に申請手続きが必要なため、採分計算などの事務負担が非常に大きくなり、幼稚園部分では対象とならない経費があることや、採分計算をする際に一方で修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。 ○本市においても、施設整備交付金を交付していること、申請書類を双方から提出しなければならないため、単一施設であるにもかかわらず異なる申請先が必要となるなど、非効率な事務作業が生じている。 またH29年度の文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。 【申請書(市町村)上の支障】 幼稚園認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に役割を定めた申請書は、申請書ではなく、申請書に併せて申請書と併せて提出している。具体的には、保育所部分については、申請書と併せて申請書の採分計算を行い、その結果を併せて施設全体の保育所部分、幼稚園部分の採分計算を行う。補助金を計算している。 同一の法律に基づく同一の施設であり、本案は不要である手続きが生じている。 【申請書の提出】 単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付金の申請に基づき協議・調整を行う必要があり、事務負担が増大していることに加え、採分計算については、一方で修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすことあり、事務・申請書類における課題となっている。 【これまでの課題】 補助金の申請書について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少している中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では対応は解消できず、改めて根本的な改善が必要と考える。 【争点】 ■保育所整備交付金(厚生労働省所管):園から市町村への直接補助 ■幼稚園整備交付金(文部科学省所管):園から都道府県を経由して市町村への間接補助 ○認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文部科学省、保育所部分が厚生労働省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備にあっても、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者側でも事業費が複雑になり、処理が煩雑になっている。 ○本市においても、保育所機能部分と幼稚園部分で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重に行政(手続き)となっており非効率であるため、財源を一元化する必要があると考える。 ○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚生労働省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市として、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例も発生している。また、施設整備を行うに当たり、補助事業者が円滑に交付金を交付するため、一元化を行ない、交付金に関する考え方を統一する必要があると考える。 ○補助申請先が二元化していることにより、事業費の採分や申請手続きなど、各省の考え方に異なる部分があり、事務が煩雑で負担が生じている。 そのため、一元的な対応が必要だと考える。 ○本市においても同様の支障事例がある。 事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や園種に応じた細かい採分が生じ、その考え方や算出方法において市町村でなければならぬ標準案においても複雑な業務が生じ、その基礎資料として事業者から集める資料も膨大なものとなり、過度な負担をかけることとなっている。 ○定款のとり、幼稚園機能部分と保育所機能部分で財源が異なるため、補助金額が不安定である。 ○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両者の交付金の申請を行う必要があることから、手続きが煩雑になることにより、交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人に不利な場合もあることなど、認定こども園整備については、内閣府において一元化の交付金を創設していただきたい。また、事業期間中の制約により柔軟な対応が困難であること、毎年制定される賃金に基づいて申請する事業であることから、柔軟に対応できる交付金について検討すること、長期的な事業として位置づけ、平均3年度以内で継続していただきたい。 ○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内閣府の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を生じている。 ○今年、一度の改善がされているものの、事業目的の異なる事例と違い、併合して採分計算が必要となり、平成29年度の前における認定こども園施設整備において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省間で統一的な対応がなされておらず、財政的にも不安定・不透明が生じている。	

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
5	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療機関受診の際の、身分証の提示を求める権限の付与	被保険者証の使い回し等への対策として、患者から被保険者証の提示を受けた際、その内容に疑義があると各医療機関が判断した場合、医療機関が患者に本人確認ができる身分証(マイナンバーカード・運転免許証等)の提示を求めることができる規定を設けるよう求める。	【根拠法令】健康保険法施行規則第53条及び保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条 【支障事例】現行法規上は被保険者証の提示のみで保険診療が受けられることとなっているが、これでは被保険者証の使い回しの事例を想定した場合、写真による本人確認ができないなど、十分なものと言えず、現在、例えば被保険者証の記載事項と患者の見た目に明らかな差異があるといったような場合には任意で身分証等の提示をお願いしているところである。加えて、在留外国人の本人確認が容易ではないことも想定できることであり、他人の被保険者証の提示を受けて診療をした場合、血液型やアレルギー等の情報を取り違え、重大な医療事故につながる可能性もないとはいえず、これらを防止する観点からも、本提案を行うものである。なお、本提案においては、閣議決定に従って、マイナンバーカードを健康保険証として利用する取組みが浸透すれば、ある程度支障事例は解決するものと思料する。	健康保険法施行規則第53条 保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条	厚生労働省	川口市			須賀川市、埼玉県	○支障事例にもあるとおり、マイナンバーカードに健康保険証としての機能を持たせることでほとんどの件は解決するものであるが、その他想定されない事象が発生した際にも、医療機関に身分証の提示を求める権限があることで、不正な使用条件をより一層防止することができる。 ○不正利用の実態は把握していないが、今後、外国人の被保険者が増えることは想定できるため、提案内容については大変理解できる。
27	A 権限移譲	医療・福祉	児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの決定による母子生活支援施設への入所制度の導入	現在、児童福祉法第32条第2項の規定により、福祉事務所の権限となっている母子生活支援施設への入所決定の権限を、児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターにも付与する。	・婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談や、児童相談所における児童虐待相談は、近年、高水準で推移している。 ・母子生活支援施設の入所世帯について、DV被害者が全体の半数以上を占めていることや、相談件数の状況からも母子生活支援施設に対する潜在的なニーズは高いと考えられるが、近年、入所世帯数は減少傾向にある。 ・これは、DV被害者等の要保護母子の初期の相談対応を行う機関は、必ずしも入所決定権を有する福祉事務所に限らないため、相談から施設入所による保護・支援に結び付いていないケースが多く存在すると考えられる。	児童福祉法第32条第2項	厚生労働省	愛媛県、徳島県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町、奥北町、愛南町、高知県		盛岡市、山形市、福井市、山梨市、田原市、城陽市、大阪市、兵庫県、出雲市、大分県	○具体的な支障事例に記載されたものと同様の事例がある。DVに関する相談窓口となる県女性センター、児童相談所がより詳細な情報をもっており、入所までワンストップで判断できることは有益だと考える。 ○母子生活支援施設の設置者である盛岡市としては、最初の相談機関がそのまま施設入所の措置元となることで、母子保護と自立に向けた支援をスムーズに行うことができると考えられる。 ○母子生活支援施設の設置主体以外の機関による入所決定については、入所後の支援のあり方や体制の充実に向けて、決定機関と設置主体との連携が重要である。今回提案の、相談窓口から施設入所までのワンストップ化については、相談窓口には権限を付与する以外の手立でも考えられることから、制度改正の必要性は低いと考える。 ○現在、児童相談所及び婦人相談所で保護を行った児童または母親を保護解除し母子生活支援施設(以下、施設)へ入所する場合、児童または母親が住所を有する福祉事務所が措置を行っている(県⇒市⇒施設)、児童相談所・婦人相談所による施設入所の決定を可能とする一方で、ワンストップによる迅速な施設入所(県⇒施設)が可能となることにも、相談者の負担軽減にもつながる。 ○婦人相談所で一時保護中の母子の退所先として、母子生活支援施設の利用が適当と判断されるケースがあるが、入所依頼元の市の福祉事務所で予算措置ができず、利用を見送るケースがある。 ○婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターのみが関わっている世帯が母子生活支援施設に入所する場合、それまで関わっていない本市が入所決定をしている。入所決定の権限を児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターにも付与できるようになることで相談から施設入所までをワンストップ化できるメリットがある。なお、負担金については、県が負担することが望ましい。 ○大阪府市町村のDV相談対応件数の増加や「子どもの貧困」「女性の貧困」が社会問題となっていることから、母子生活支援施設の潜在的なニーズは高いと考えられるが、入所世帯数は減少傾向であることから、相談から入所に繋がっていないと考えられる。 ○本市においてもDV相談や虐待などにより児童相談所等の相談から母子生活支援施設への入所が決まった場合、その時点からの担当職員が一から対象者との信頼関係を築く必要があり、また入所にあたり市の職員が随行したりなど、時間と人手を要している。対象者の立場においては、相談から入所まで様々な職員が関わることで不安も大きくなると思われることから、ワンストップ化が図られることが望ましい。DV被害者等の要保護母子の初期の相談対応を行う機関は、必ずしも入所決定権を有する福祉事務所に限らないため、相談から施設入所による保護・支援に結び付いていないケースが多く存在すると本市においても考えられる。 ○婦人相談所及び配偶者暴力子供センターに措置権限が付与されれば、より迅速な対応が期待できる。また、児童相談所に権限が付与されれば、特定妊婦の支援に効果が期待できる。	
30	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護問答集について、「法63条に係る資力について収入申告しなかった場合の取扱い」の見直し	「生活保護問答集について」の問13-21の事務取扱いにおいて、交通事故による保険金を大事に消費している者と、保険金を申告せず全て消費し生活保護を不正受給した者と比較すると、結果的に不正受給をしている者が得をしている支障が生じている。 本取扱いについて、生活保護法78条(徴収金)の適用期間を保険金受領発覚時までではなく、以後支給する生活保護費も適用対象とし、生活保護法63条(返還金)の適用分を除く全ての保険金に係る生活保護費についても徴収金適用できるように、取扱いの見直しを求める。	生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)問13-21では、被保護者が保険金を受領し、保険金収入を申告せず全額消費した場合、「保険金受領から発覚時までの保護費については法第78条を適用し、次に資力の発生時から保険金受領時までの保護費については法第63条を適用し、なお残余があれば収入認定を行う。」とある。 当取扱いでは、被保護者が得た収入を申告せずに短期間に全額消費し、受領から発覚時までの期間が短い場合は支弁済み保護費が少額で、法第78条による徴収対象金額も少額となる。また、その後の対応として、法第63条を適用した後の残余額により概ね6か月以上保護を要しない状態が継続すると判断した場合、実施要領に基づき、生活保護を廃止する。しかし、被保護者が実際に受領した保険金を全額消費していた場合、再受給申請があった際に要保護性有とされれば、廃止後間もなく再受給となる。 一方、受領した保険金を適正に消費し、適正期間生活保護を受給せず生活している者と、不正受給した者とで、後者が得をしている状況が結果的に容認される。 当取扱いについて、平成26年に厚生労働省保護課へ見解を確認し「収入認定できない場合、保護を継続したまま、以降の支給保護費に対し、後に法第78条による費用徴収を決定しても問題ない」との回答を得た。しかし、当見解は問13-21による保険金受領発覚時までの期間のみ法第78条を適用するととの内容に矛盾する旨の再質問に対し回答が得られていない。 厚生労働省の見解のとおりであれば、法第78条の適用期間を問13-21の「発覚時」までとする取扱いの変更を要するため見直しを求める。	○生活保護法第63条、第78条 ○生活保護問答集について(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)	厚生労働省	千葉県		ひたちなか市、福井市、多治見市、豊田市、岡山市	○生活保護法第2条「無差別平等の原理」から、生活困窮に陥った理由は問われないため、不正受給は別としても同様な事象が生じることは珍しくなく、根本的な対応が必要だと考えられる。 ○本事例と同様のケースで、受領済み保険金を全額消費してしまったため保護費の不正受給が発覚したが、保険金受領から発覚時までの期間が短かったため、当該保険金の大半が法第63条返還決定となり、その返還金の納入に支障をきたしているケースが複数見受けられる。 ○遡及年金約160万円の無申告で、78条適用後100万円を収入認定し、廃止としたケースがあったが、既に消費済みであり、約1月後には再度の申請に至ったケースがあった。 ○被保護者が収入を正しく申告したとしても、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状況が認められるときは、実施要領上は、生活保護を廃止することとなります。しかし、その後、6ヶ月経たないうちにお金を消費し、保護の再申請に至ることもあります。この場合も、収入認定しうる資力はなく、使い得となっている。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
90	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	「犬」に対する二重規制の緩和	一部の動物取扱業者が二重規制を強いられている状況を解消するため、化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除すること。	【現行制度】 化製場等に関する法律は、獣畜の肉、皮等を原料として肥料、皮革等を製造するために設けられた施設等に対し、公衆衛生の保全を目的とした規制を課している。 化製場等に関する法律第9条に基づく知事指定地区内の「動物の飼養又は収容の許可等」については、「犬」を扱うペットショップ等「動物取扱業者」も許可が必要となる場合がある。これは、化製場等に関する法律施行令により定められている許可が必要な動物に「犬」が含まれるからである。なお、他に許可が必要な動物は牛や馬などの家畜であり、一般的にペットショップ等で販売されている「猫」や「うさぎ」などは含まれない。 動物取扱業については、動物の愛護及び管理に関する法律により都道府県に登録等を行わなければならない。化製場等に関する法律と同趣旨で規制が行われている。 【制度改正の必要性】 一部の動物取扱業者のみ二重規制を強いられている状況であることから、化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除することを求めるものである。 【懸念の解消策】 動物の愛護及び管理に関する法律には衛生面や生活環境の保全義務があり、化製場等に関する法律が目的とする公衆衛生の保全についても担保可能である。	動物取扱業者にとっては、化製場等に関する法律に基づく許可と動物の愛護及び管理に関する法律に基づく登録の二重規制が解消され、負担軽減に繋がる。 また、県にとっても事務負担の軽減となり、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指導等に専念することができる。	化製場等に関する法律第9条、化製場等に関する法律施行令第1条、動物の愛護及び管理に関する法律第10条	厚生労働省、環境省	埼玉県、秩父市、所沢市、小川町		福島県、新潟県、大阪府、徳島県、高松市	○動物の愛護及び管理に関する法律で定める第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業の事業者は、飼養施設において「犬」を取り扱う場合に、化製場等に関する法律が定める一定の条件を満たすと、動物を飼養又は収容する施設」の許可を併せて取得する必要がある。このことが、事業者にとって2重の規制となり、過分の負担となっていることから、化製場法の当該許可について、動愛法に基づく「第1種及び第2種動物取扱業者」をその対象から除外する措置が妥当である。 ○本市においても、「犬」に対する二重規制の緩和がなされれば同様の効果が得られると考える。 本市では生活衛生課と動物愛護ふれあいセンターの2課にて化製場と動物取扱業の監視・検査等を行っているが、化製場等に関する法律に「犬」が記載されているため、対象の21施設中17施設が重複している。また、生活衛生課と動物愛護ふれあいセンターの窓口が離れており、業者負担や届出不備が生じている。 今度の規制緩和案により、重複している事務を分けることによる事務負担の軽減や、業者負担の軽減につながることを期待する。 ○化製場法施行令で定める動物のうち、動愛法による規制を受ける施設にとって二重規制となる。また、個人の愛玩動物に対する規制にもつながり、過度な負担となる恐れがあるため、緩和すべきであると考え。 ○提案自治体と同様の支障が生じているが、次のとおりであるとよいと考える。 「犬」を除外するのではなく、「動物取扱業者」を除外対象とする。 理由 「犬」を除外してしまうと、10頭以上の犬を飼養している一般飼い主も化製場等に関する法律の規制対象から外れてしまうため。 補足 なお、動物取扱業者を畜舎の許可対象から除外する際には、畜舎の許可基準は各自治体の条例で定めていることから、動物取扱業者に対する規制内容が、現在の各自治体の条例の畜舎への規制内容を十分にカバーしている必要がある。 ○犬については、動物の愛護及び管理に関する法律により「愛護動物」として規定され、動物取扱業への規制の他、周辺環境の保全等、一般の飼い主の責任も明記されていることから、化製場法第9条、同法施行令第1条から除外いただきたい。
91	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)の運用改善	都道府県が効果的に保健医療施策を展開するためには、医療ビッグデータであるレセプト情報・特定健診等情報データベース(以下、NDBとする)を活用することが大変重要である。都道府県がNDBデータをより利用しやすくなるため、添付書類の簡素化やセキュリティ制限の緩和など、運用の改善を図ること。また、既存のNDBオープンデータについては、二次医療圏ごとの区分でデータを公表するなどの見直しを行うこと。	【現行制度】 NDBデータの活用を希望する場合は、個別に国に申請を行う必要がある。申請時には具体的な集計イメージなど多岐にわたる書類添付が必要で、委託業者のサポートが不可欠であるなど、申請手続きが非常に煩雑である。 また、申請後に原則として有識者会議の審査が必要だが、データ提供までに半年程度必要となることもあり、申請から提供までに1年程度の期間を要する場合もあると見込まれる。 提供データの取扱いは、施設可能な入室状況を管理している部屋でインターネットに接続しない端末に限られるなど、要件が厳しく、専門の研究機関以外では遂行困難である。 なお、平成28年度から、典型的かつ一般的な観点からNDBデータを集計した「NDBオープンデータ」が、厚生労働省のホームページ上で公表されている。しかし、公表項目が限られており、二次医療圏別のデータはなく、都道府県単位の集計しかない。この旨、厚生労働省の意見募集窓口へ要望している。 【制度改正の必要性】 本県では、各二次医療圏で疾患ごとの患者の数の把握を促進するため、活用を検討したが、利用のハードルが高く、迅速かつ効果的に県の政策に活用できないことから断念した。 ハードルの高さは平成23年度から6年間で都道府県の承諾件数が7件のみであることから明らかである。 異次元の高齢化に向き合う地方にとってNDBデータの分析は不可欠であり、より簡便な形で利用可能となるよう運用を見直す必要がある。	例えば都道府県が各二次医療圏で疾患ごとの患者の数の把握し、どの地域にどの程度の医療の需要があるのかを具体的に認識することで、必要な施策を迅速かつ効果的に展開することができる。	高齢者の医療の確保に関する法律第16条、行政機関の保有する個人情報に関する法律第7条、レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン	厚生労働省	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、幸手市		福島県、石川県、山梨県、静岡県、大阪府、徳島県、高松市、福岡県、沖縄県	○NDBオープンデータについては、本市を含む医療圏は県内の他の二次医療圏と状況が大きく異なる事より、二次医療圏ごとの区分でデータ公表されることが望ましい。 ○本県においても、平成22年度の医療費データを厚生労働省から提供を受け、本県の医療費動向分析を行ったが、それ以降はデータの借用について調整は続いているが、実際の借用には至っていない状況である。 ○NDBオープンデータが厚生労働省のホームページ上で公表されているが、公表項目が限られており、二次医療圏別・市町村別のデータはなく、都道府県単位の集計しかない。また、各市町村別の適正化取組の効果を検証しようとしても、過去の推移データが掲載されていない。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
110	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	居宅介護支援事業所の 管理者の要件に係る 経過措置期間の延長 等	居宅介護支援事業所における 管理者の要件を主任ケアマネジャー と定め、当該要件に対する一定の 経過措置期間として平成33年3月 31日までの間と定めているが、経 過措置期間を最低でも6年以上 (平成36年3月31日)とすること。	経過措置期間である平成33年3月末までに実務経験年数を満たせない者が最 低94名いるため、主任研修を修了できないことを理由に、廃業を余儀なくされる ことが予想される。	制度が改正される以前から居宅介護支援事業所の管理者だった者が、制 度の改正によって廃業されることなく管理者を行うことができる。	指定居宅サービス等 の事業の人員、設備 及び運営に関する基 準等の一部を改正す る省令	厚生労働省	大阪府、滋 賀県、京都 市、堺市、 兵庫県、和 歌山県、鳥 取県、徳島 県、関西広 域連合	滝沢市、秋田 市、米沢市、福 島県、石岡市、 ひたちなか市、 埼玉県、千葉 県、八王子市、 相模原市、石川 県、長野県、田 原市、伊丹市、 奈良県、島根 県、山口県、香 川県、愛媛県、 高知県、北九州 市、宮崎市、沖 縄県	<p>○平成30年4月の介護保険制度改正により居宅介護支援事業所の管理者要件が主任 介護支援専門員に変更となったが、主任介護支援専門員以外を管理者として配置してい る事業所の経営が即座に困難となること無きように、経過措置期間として引き続き主 任介護支援専門員以外の者を管理者として置くことが可能な期間を3年と定められた。し かし、国のガイドラインにより主任介護支援専門員となるためには、5年以上の実務経験 がある者が、70時間の研修を受講することが必要である。また、主任介護支援専門員資 格を保有し続けるためには、5年ごとに、主任介護支援専門員更新研修(46時間)の受講 が必要である。都の主任介護支援専門員研修は年1回、主任介護支援専門員更 新研修の開催は年2回、本市の居宅介護支援事業所は145事業所(休止を除く。)居宅 介護支援事業所で勤務する介護支援専門員は450名で、うち主任介護支援専門員は70 名、管理者が主任介護支援専門員である事業所は31事業所のみで、主任介護支援専門 員以外が管理者を務める事業所が半数以上となっている。現に主任介護支援専門員を 管理者として置かない事業所が、事業所を継続するためには主任介護支援専門員研修 の受講が必要となり、本市においては100名以上が主任介護支援専門員研修を受講す る必要がある。現在の主任介護支援専門員研修の開催状況では、3年間で必要数の育成 が困難である。</p> <p>○本市においても、主任ケアマネの資格要件である実務経験年数を満たせない者から 居宅介護支援業務継続への不安の声が上がっている。</p> <p>○本市の調査では、3年間の経過措置期間中に、事業所の管理者が主任介護支援専門 員研修を受講できない事業所が45箇所ある。制度改正による事業所の廃業を避けるた め、何らかの措置は必要だと考える。</p> <p>○県内の居宅介護支援事業所1,883か所のうち管理者が主任介護支援専門員ではない 事業所が997か所ある。当県が調査を行ったところ、経過措置期間(平成33年3月31 日)までに、主任資格を得られず居宅介護支援事業所の廃業又は休止になってしまう事 業所が20か所程度あることが見込まれる。</p> <p>○(事業所から相談事例あり)居宅介護事業所のケアマネージャーが1人である事業所 は、廃止又は休止せざるをえない。</p> <p>○平成29年度介護支援専門員実務研修受講試験合格者が平成30年4月から居宅介 護支援事業所を立ち上げ、管理者となった場合、現在の主任介護支援専門員の受講資 格要件では、物理的に平成32年度末まで主任介護支援専門員研修は受講出来ない。 実際に同内容の照会を受けている。本年度の主任研修においても、例年の2倍の申し込 みがあり、現管理者優先の選考となってしまっている。一定の経過措置期間の延長が必 要と思われる。</p> <p>○経過措置期間である平成33年3月末までに実務経験年数を満たすことができない 介護支援専門員しかいない居宅介護支援事業所があるため、主任介護支援専門員研修を 修了できないことを理由に、廃業を余儀なくされることが予想される。</p> <p>○現在従事しているケアマネジャーが経過措置期間である平成33年3月末までに実務経 験年数を満たせないで、新たに主任ケアマネジャーを雇用できない場合、廃業しないと いけないのかと複数の事業所から問い合わせがあった。</p> <p>○県で実施した調査では、平成33年3月末までに主任ケアマネを配置できず、休止・廃止 を余儀なくされる事業所が4カ所あり、その中には町内唯一の居宅事業所も含まれる。人 材不足の現状もあり、新たに雇用することも困難。</p> <p>○経過措置期間である平成33年3月末までに、主任研修を修了できないことを理由とし て、居宅介護支援事業所の管理者の資格失効が生じ、事業所運営が困難になることが 懸念される。</p> <p>○本市の主任介護支援専門員の配置状況は、市内居宅介護支援事業所210事業所 中、79事業所のみであり、配置率は約38%となっている。 主任介護支援専門員の未配置事業所が多数あることから、本市の居宅介護支援事業 所においても、国が定める経過措置期間内に配置が困難な事業所が出てくることが想定 される。</p> <p>○国の「主任介護支援専門員研修実施要綱」において、介護支援専門員としての実務経 験5年以上が受講要件とされているため、今回の制度改正前から管理者であった者でも3 年の経過措置期間では主任介護支援専門員研修の受講要件を満たさない場合が想定 される。</p> <p>○市内37事業所(休止含む)の内、経過措置期間である平成33年3月末までに実務経 験年数を満たせない者が想定されるため、主任研修を修了できないことを理由に、廃業 を余儀なくされることが予想される。経過措置期間の延長には賛同する。 ※管理者が主任介護支援専門員の資格有37事業所のうち14事業所(平成30年6月現 在)</p> <p>○本県では小規模な居宅介護支援事業所や1名の介護支援専門員が管理者を業務し ている居宅介護支援事業所が多くあることから、管理者として主任介護支援専門員を配 置できないことが想定される。また、居宅介護支援事業者からも経過措置期間の延長を 望む意見が寄せられている。</p> <p>○主任介護支援専門員研修の受講にあたって、実務経験年数が足りないがどうしたらよ いかという問い合わせがあり、廃業を余儀なくされる事業所が出てくるのが予想される。 ○主任ケアマネージャーになるには、研修の受講が必要となるが、その対象者は実務経 験が5年以上とされている。そのため、3年の経過措置期間では研修を受講できない可 能性があり、サービス提供への影響が予想されるため、経過措置期間の延長が必要。 ○同様の支障事例の懸念はされる。対象事業所においては、主任介護支援専門員研修 受講等が優先的に行われる等の配慮も必要であると考えられる。</p> <p>○介護支援専門員が1名しかいない事業所では、主任介護支援専門員に必要な5年間 の実務経験年数を満たせない場合は廃業を余儀なくされることから、経過措置期間の延 長を求める。</p> <p>○経過措置期間である平成33年3月末までに実務経験年数を満たせない者がおり、主 任研修を修了できないことを理由に、廃業を余儀なくされることが予想される。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
128	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育士等の処遇改善等加算の認定事務等の簡素化	保育士等の処遇改善等加算に関する認定事務等を簡素化すること。	保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。	処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されることにより、県、市町村において当該事務の円滑な執行が可能になる	・子ども・子育て支援 交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	福島県、茨城県、群馬県、新潟県		盛岡市、仙台市、福島市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、川口市、練馬区、川崎市、石川県、須賀市、山梨市、豊田市、大飯町、大坂市、兵庫県、神戸市、伊丹市、玉野市、山口県、山陽小野田市、徳島県、北九州市、松浦市、宮崎市、沖縄県	<p>○本市においても処遇改善等加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。</p> <p>○本市においても、保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○本市においても、提案内容と同様の事例があり、対応に苦慮している。</p> <p>○施設ごとの勤続年数など確認事項が多く、それが膨大な事務量となっている。</p> <p>○処遇改善等加算の事務については、本来、年度初めに認定かつ実績を確認するべきではあるが、複雑な制度かつ事務量の多さから確認・認定事務に年度中旬から後半に跨いでいる状況であることから、施設側の次年度に向けた処遇改善計画に遅れが生じている。</p> <p>○来年度の無償化等に伴う事務が増えるため、処遇改善等加算の認定事務の簡素化に向けた早急な対応をお願いしたい。</p> <p>○本市においても同様に膨大な事務量となっている。</p> <p>○本市でも制度が複雑なことによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、在職証明書の添付を必須とするが、経験年数が長いほど他施設での取得の必要が多くなる。しかしながら、その退職の理由によっては、過去の施設や保育士と事業者との関係性に影響する事例がある。さらに、他自治体の園へ転職した際は新たな自治体で同様の審査をする必要があり、在職証明書発行の事務的負担も大きい。よって、このような事務負担を簡素化できるような全国的な保育士登録情報システムの構築を懇願する。</p> <p>○加算認定事務もさることながら、実績報告の審査事務も膨大となっている。その背景として、制度自体が複雑であるため、再三説明しているにも関わらず多くの事業者が制度の基本的な考え方を理解できないことにある。事業者にとってわかりやすい制度にするとともに、事業者が資金改善の見込みや実績を簡易に算出できるフォーマットを示していただきたい。</p> <p>○市において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。最優先課題。</p> <p>○本県においても、提案団体と同様の支障が生じているため、現行制度を見直ししてほしい。</p> <p>○処遇改善等加算の認定や実績報告については、制度が複雑な上、毎年のように制度改正があるため、本市においても事業所及び職員に多大な負担がかかっているため、簡素化を求めます。</p> <p>○本市においては、年々施設が増加しており、それに伴い処遇改善等加算の事務量も増加し、認定にも時間を要している。</p> <p>○そのため、処遇改善等加算の認定事務等が簡素化されれば、円滑な事務の実施につながるかと考える。</p> <p>○本市においては、処遇改善等加算認定事務とキャリアアップ研修の受講記録の管理を異なる部署が担当しており、今後研修受講の必須化に伴い連携して認定事務を執行する必要がありますことから、簡素化について賛成します。</p> <p>○本市においても、処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっており、簡素化することで、当該事務の円滑な執行が可能となる。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○処遇改善等加算の認定事務に係る審査において、勤続年数の算定などの複数回の確認が必要な事務が大量に発生し、当該審査に係る事務が膨大な量となっている。そのため、施設に対する認定までが長期化・複雑化している。</p> <p>○事業者にとっても、職員一人ひとりに対して基準年度の賃金水準と比較して資金改善を行う等、手続きが非常に複雑で事務負担も大きいことから、適切な処遇改善を進めるうえでも、事務手続きの簡素化は必要不可欠である。</p> <p>○各施設へ提出を求める認定申請書と実績報告書で様式が全く異なる等の理由により、各施設への指導等に係る事務が膨大となっている。</p> <p>○処遇改善加算Ⅰおよび処遇改善加算Ⅱに加え、都独自の補助制度の「キャリアアップ補助金」がある。これまで、保育士等の資金改善、経験や技能に応じた職員・給与体系の整備について成果を上げている。</p> <p>しかし、対象要件や実績報告など、制度全体が非常に難解である。加算認定は都が行うことから、認定の審査は、市町村→都の2段階で膨大な作業の事務量が生じている。特に、複数の施設を開設し、多数の職員を雇用している事業者等からは、制度の趣旨に理解は得られているが、「事務負担が大きすぎる」「作業に時間が割かれ、保育に影響してしまう」等の意見や要望もきている。</p> <p>また、事務負担に見合わないため、申請を見送る事業者も出ている。事業趣旨を踏まえつつ、わかりやすく活用しやすくすることで、一層の処遇改善につながる。</p> <p>また、制度の簡素化により、都道府県はキャリアアップ研修の積極的な実施をはじめ、これまでのような費用面の支援だけでなく、キャリアアップ制度の整備に取り組む事業者の好事例の横展開など、広域的な視点による処遇改善の支援に取り組むことができると考えられる。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。</p> <p>○保育士等の処遇改善等加算の認定事務は、制度が複雑であり、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。(施設においても事務量が増加している。)</p> <p>○認定に係る資料の審査・修正等に膨大な時間を要している。</p> <p>また、施設においても、申請書類の整備等に膨大な負担がかかるため、申請しない例も生じている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
131	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者の要件(研修修了)の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている指定小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者の要件(研修修了)の「参酌すべき基準」への見直しを求める。 この基準については参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第65条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)に基づき、「指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従事者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。」と規定されており、運営法人の代表者の要件が限定されている。 該当する研修等の開催回数が少ないこともあり、研修要件を満たしていない者の新規参入を遅らせる一因となっている。 なお、本提案は、平成29年の提案募集において提案したが、対応方針においては、代表者交代時の研修修了(一定の経過措置(6ヶ月間の猶予期間))が設けられることとなったのみであり、当県の求めていた「指定小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)の緩和」に対する対応としては不十分として、改めて従うべき基準の見直しを求めるもの。	本提案は、今後起こり得る課題に対し、地方の実情に合わせた施策を実施できる「従うべき基準」を「参酌すべき基準」等へ見直すことを求めるものである。 高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、小規模多機能型居宅介護等のサービスが果たす役割は大きい。 しかしながら、今後高齢者が増加し、サービスの利用者が増加すると考えられるが、サービスを提供する介護事業者の不足が懸念される。 代表者の研修要件について、従うべき基準から、参酌すべき基準とすることで、各市町村等の実情に応じた対応が可能となり、事業者の新規参入促進を図ることができる。	〇指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第65条、第92条、第173条 〇指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第46条 〇指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について	厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会			米沢市、田原市	〇地域の実情に合わせた対応も必要であるとは考えられますが、市町村によっては、判断基準がより明確化されているほうが対応しやすい現状にあります。
132	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護施設等に配置する職員の資格要件の「参酌すべき基準」への見直し	介護施設等に配置する職員の資格要件の「参酌すべき基準」への見直し	新規施設の設置等を検討するにあたり、次のような支障が生じる可能性がある。 〇施設長に経営能力が長けた者を採用したいが、現行基準から採用できない場合。 〇生活指導員になりたい者が、資格を持っていないがやる気があり、施設側としても職員を確保するために採用したい場合。 〇中山間地域の施設では人員の確保に支障を来す。 この基準については参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	本提案は、今後起こり得る課題に対し、地方の実情に合わせた施策を実施できる「従うべき基準」を「参酌すべき基準」等へ見直すことを求めるものである。 県内の介護施設は常時定員に空きがない状況であり、今後、新規施設の設置等を検討するにあたり、職員の配置に関する基準、施設の設置基準等について、自治体の判断に委ね地方の実情に応じて柔軟に対応できることにより、設置がより円滑に進むことが期待される。	「介護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」第5条	厚生労働省	鳥取県				
133	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護施設の設備の基準の「参酌すべき基準」への見直し	介護施設の設備の基準の緩和	新規施設の設置等を検討するにあたり、次のような支障が生じる可能性がある。 〇介護施設を建てるために確保できた土地が、想定する規模(受け入れ人数)と比べ小さく、確保できた土地に合わせて施設全体を小さくするためには係る基準が規制となる。 この基準について、自治体の実情により条例で最低基準として定めれば足りることから、参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	本提案は、今後起こり得る課題に対し、地方の実情に合わせた施策を実施できる「従うべき基準」を「参酌すべき基準」等へ見直すことを求めるものである。 県内の介護施設は常時定員に空きがない状況であり、今後、新規施設の設置等を検討するにあたり、職員の配置に関する基準、施設の設置基準等について、自治体の判断に委ね地方の実情に応じて柔軟に対応できることにより、設置がより円滑に進むことが期待される。	「介護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」第10条第3項第1号及び同条第5項第1号	厚生労働省	鳥取県				
134	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護施設等の職員の配置の基準の「参酌すべき基準」への見直し	介護施設等の職員の配置の基準の緩和	新規施設の設置等を検討するにあたり、次のような支障が生じる可能性がある。 〇介護施設等の配置職員の種別および数が基準により定められているが、生活指導員の募集を行っても、人が集まらず、採用が0人であった場合。 〇特に、中山間地域の施設では人員の確保に支障を来す。 この基準には「生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を五・四で除して得た数以上とする。」とあるが、生活指導員から准看護師まで複数の職種を通じて配置すれば良い規定とし、また参酌基準として自治体の判断に委ねるべきである。なお19条(更生施設)についても職員の配置基準の緩和を求める。	本提案は、今後起こり得る課題に対し、地方の実情に合わせた施策を実施できる「従うべき基準」を「参酌すべき基準」等へ見直すことを求めるものである。 県内の介護施設は常時定員に空きがない状況であり、今後、新規施設の設置等を検討するにあたり、職員の配置に関する基準、施設の設置基準等について、自治体の判断に委ね地方の実情に応じて柔軟に対応できることにより、設置がより円滑に進むことが期待される。	「介護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」第11条	厚生労働省	鳥取県				
135	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	訪問看護に係る人員基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている訪問看護に係る人員基準を「参酌すべき基準」参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	訪問看護に係る人員基準について、看護職員は常勤換算で25人以上の配置が必要と定められているが、中山間地域の事業所をはじめとして、人材的、経営的に所定の人員を確保するのが難しいケースもある。	本提案は、今後起こり得る課題に対し、地方の実情に合わせた施策を実施できる「従うべき基準」を「参酌すべき基準」等へ見直すことを求めるものである。 提案の実現により、現場の実情に応じて、専門職を適切に配置できる。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第60条第1項第1号	厚生労働省	鳥取県			米沢市、魚沼市、田原市	〇豪雪・中山間地域であり、人員の確保が非常に困難である。基準を満たせなくなり閉鎖した事業所もある。医療との連携により今後更に需要が見込まれるため、現場の実情に応じて、専門職を配置できるよう見直しを求める。 〇山間部では利用者が少数で、25人の人員配置ではサービス提供数に見合わず、運営的にも厳しい現状がある。また、移動時間等の問題で市街地の事業所が定める実施地域から除かれることも多いため、山間部に所在する事業所に限り利用者数などに応じた人員配置が必要ではないかと思われる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
136	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護(訪問看護サービス(一体型)に係る人員基準)を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護(訪問看護サービス(一体型)に係る人員基準)について、看護職員(保健師、看護師、准看護師)は常勤換算で2.5人以上の配置が必要と定められているが、中山間地域の事業所をはじめとして、人材的、経営的に所定の人員を確保するのが難しいケースもある。提案の実現により、自治体の判断に委ねるべき柔軟に対応できることが期待される。	本提案は、今後起こり得る課題に対し、地方の実情に合わせた施策を実施できるよう「従うべき基準」を「参酌すべき基準」等へ見直すことを求めるものである。一体型事業所は、訪問看護の利用がなくても人材確保が困難な看護職員を常勤換算2.5人以上配置しなければならず、業者が参入をためらうとも考えられる。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第1項第4号	厚生労働省	鳥取県		米沢市、田原市	○訪問看護の利用がなくても人材確保が困難な看護職員を常勤換算2.5人以上配置しなければならず、整備が困難なことから制度改正の必要性を認めます。
137	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護に係るオペレーターについて、看護職員(保健師、看護師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員)であることと定められているが、こうした専門職の人員確保が困難であること、また、事業所において看護職員等と連携がとれる体制が整備されていれば、必ずしもオペレーター自身が看護師等である必要はないと思われる。提案の実現により、自治体の判断に委ねるべき柔軟に対応できることが期待される。	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護に係るオペレーターの要件について、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であることと定められているが、こうした専門職の人員確保が困難であること、また、事業所において看護職員等と連携がとれる体制が整備されていれば、必ずしもオペレーター自身が看護師等である必要はないと思われる。提案の実現により、自治体の判断に委ねるべき柔軟に対応できることが期待される。	本提案は、今後起こり得る課題に対し、地方の実情に合わせた施策を実施できるよう「従うべき基準」を「参酌すべき基準」等へ見直すことを求めるものである。提案の実現により、現場の実情に応じて、専門職を適切に配置できる。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第2項	厚生労働省	鳥取県		米沢市、田原市	○オペレーターの資格要件が、看護師、介護福祉士等となっており、人材確保が困難なことから制度改正の必要性を認めます。
138	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域密着型通所介護に係る生活相談員の専任要件を「参酌すべき基準」へ見直し	地域密着型通所介護に係る生活相談員について、専任であることが要件として定められているが、利用者が少人数の場合等、事業所の職員配置、利用状況等によっては、兼任を認めても支障のない事例もあると思われる。生活相談員のサービス提供時間帯を通して1名以上配置は、利用定員が少ない小規模な通所介護である地域密着型通所介護では、特に利用者が少ない曜日には人員基準上厳しいものとなっている。サービス提供時間帯を通しての配置を要しないことや、介護職員等の職種との兼務を可とする等の基準の緩和を行ってほしい。	本提案は、今後起こり得る課題に対し、地方の実情に合わせた施策を実施できるよう「従うべき基準」を「参酌すべき基準」等へ見直すことを求めるものである。提案の実現により現場の状況等を踏まえた基準設定が可能となる。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第20条第1項第1号	厚生労働省	鳥取県		米沢市、ひたなか市、田原市	○利用者数の低迷している事業所において、生活相談員をサービス提供時間数配置し、介護職員を一人配置することが経営上厳しく、生活相談員の配置について不適切となっている事例が発生している。(介護職員のみ配置し、生活相談員が不在となっている。)利用者数が2名しかないなど、ごく小規模の事業所については、生活相談員としての仕事も少なく、実態は介護職員を兼務している場合が多い。サービス提供時間数の配置ではなく、介護職員との提供時間中の兼務を認めるなどの基準の緩和を行うことで、流動的な体制が可能となる。
139	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認知症対応型通所介護(共用型)に係る利用定員基準を「参酌すべき基準」へ見直し	認知症対応型通所介護(共用型)に係る利用定員基準について、施設ごとに1日当たり1人以下と定められているが、事業所(居室等)の規模、職員配置、利用状況等によっては、4人以上利用しても支障のない事例もあると思われる。提案の実現により、自治体の判断に委ねるべき柔軟に対応できることが期待される。	本提案は、今後起こり得る課題に対し、地方の実情に合わせた施策を実施できるよう「従うべき基準」を「参酌すべき基準」等へ見直すことを求めるものである。提案の実現により現場の状況等を踏まえた基準設定が可能となる。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第46条第1項	厚生労働省	鳥取県		米沢市、田原市	—
140	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童福祉施設に配置する従業員及びその員数基準を「参酌すべき基準」へ見直し	省令では第2種助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターについて、従うべき基準が定められている。現在、児童養護施設等では保育士等の確保が困難な状況であり、資格要件が支障となっているため、参酌基準とすることにより、自治体の判断に委ねるべき柔軟に対応できることが期待される。	本提案は、今後起こり得る課題に対し、地方の実情に合わせた施策を実施できるよう「従うべき基準」を「参酌すべき基準」等へ見直すことを求めるものである。提案の実現により、現場の状況を踏まえた人材の配置や有効活用が期待される。	児童福祉法第45条第2項第1号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第1条第1項第1号	厚生労働省	鳥取県		福島県、松戸市、山梨県、静岡県、大分県、兵庫県、徳島県、新居浜市、宮崎県	○児童養護施設において、児童指導員及び保育士の資格要件を満たす人材の確保が難しくなっている。管内学園においても、今年度当初から資格要件を満たす臨時職員の募集をおこなっているが、応募がなく人員不足により児童の入所を制限せざるを得ない状況になっている。児童養護施設として、地域の社会資源として十分な役割を果たせないばかりでなく、施設の運営に支障をきたしかねない要因になっている。資格要件を緩和することにより、適正な人員配置ができることが望まれる。 ○本市においても保育士の確保が課題となっており実情に応じた柔軟な対応は必要であるが、従うべき基準から参酌すべき基準となったことで、単に「確保が困難」との理由だけで見直すことのないように、行政としても支援に努める必要がある。 ○保育士等の不足が困難な状況であることは、多くの自治体が課題として認識しており本市も例外ではない。参酌基準とするは、人材確保にもつながり、地方の実情に応じた対応になることが期待できる。 ○本市の常盤児童福祉館は、小型児童館に位置づけられ、保育士等の有資格者を常時2名以上配置している(職員数:正規3名うち保育士2名、非常勤4名うち保育士3名、教員1名)。こうした現状を踏まえ、当該提案により制度改正が図られることで、今後児童館機能施設の拡充を進める上で柔軟な職員配置に資するものと考えられる。 ○平成28年4月から保育士配置基準が緩和されているが、保育人員配置基準に占める保育士の割合を保育の安全性の確保を前提とし、子育て支援員などの多様な人材を活用できる自治体が独自に判断できる仕組みを作るべきである。 ○児童養護施設において、資格要件が支障となり、人材の確保が困難になっているケースがみられ、提案の実現により、現場の状況を踏まえた人材の配置や有効活用が期待される。 ○参酌すべき基準とした場合、人材の配置や有効活用が、子どもに利益をもたらすものとなるよう制度改正をお願いしたい。
141	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	省令では乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設について従うべき基準が定められている。提案の実現により、自治体の判断に委ねるべき柔軟に対応できることが期待される。	本提案は、今後起こり得る課題に対し、地方の実情に合わせた施策を実施できるよう規制緩和を求めるものである。自治体の判断に委ねるべき柔軟に対応できることにより、設置がより円滑に進むことが期待される。	児童福祉法第45条第2項第2号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号	厚生労働省	鳥取県		須坂市、山梨県、静岡県、大分県、兵庫県、徳島県、宮崎県	○本市においても平成29年度に保育所における居室の床面積基準の緩和を要望している。入所児童数が将来的には減少傾向であるが、保護者の就労等の関係で一時的に多くなる場合、待機児童が発生する可能性を排除できないため、自治体の判断により実情に合わせて柔軟に対応することで保育の質の低下を防止し待機児童の発生を防ぐことが可能となる。 ○実情に応じた柔軟な対応は必要であるが、従うべき基準から参酌すべき基準となったことで、単に「確保が困難」との理由だけで見直すことのないように、行政としても支援に努める必要がある。 ○参酌すべき基準とすることで、地方の実情に応じた柔軟な施設運営の実現が期待できる。 ○保育所等における面積基準の緩和については、特例期限を3年間延長し、対象地域の要件が緩和される方針が示され、認定こども園への適用も認められたが、待機児童解消に積極的に取り組む全ての市町村に対して、安全性確保のための人材・スペース等の確保や安全観察等の義務付けを前提に、居室面積基準緩和の裁量権を与えるべきである。 ○社会福祉協議会が行っている、有償サービス事業の中で、要介護認定のある高齢者等の病院送迎等があります。需要が多く供給が不足している状況です。また公共交通手段が少なく移送サービスの拡充が必要な状況です。体制づくりにおいては、ボランティアの年齢層や事故等の対応体制、研修等も考慮していく必要があると思われまます。 ○提案の実現により、地域分散化等を進める上で、地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。 ○参酌すべき基準とした場合、子どもにとって必要な環境が確保されるよう留意願いたい。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
142	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	福祉型児童発達支援センターにおける栄養士の配置基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている福祉型児童発達支援センターにおける栄養士の配置基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。 ・福祉型児童発達支援センター(児童40人以下を通わせる施設を除く)においては、栄養士を配置することが、調理業務の委託の有無にかかわらず従うべき基準として定められている。 ・調理業務を外部委託するような場合、業務を総括・指揮するため例外なく当該受託事業者の責任において栄養士を配置しているのが現状である。 提案の実現により、自治体の判断に委ねる地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	本提案は、今後起こり得る課題に対し、地方の実情に合わせた施策を実施できる「従うべき基準」を「参酌すべき基準」等へ見直すことを求めるものである。 業務委託の仕様に栄養士の配置を義務づけることで、省令が求める業務水準の確保は可能である。	児童福祉法第45条第2項第1号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準昭和23年12月29日厚生省令第63号)第63条	厚生労働省	鳥取県		江戸川区	○平成32年度末までに児童発達支援センターを市町村又は圏域に少なくとも1か所以上の設置が求められている中、本市でも設置に向けて検討している。今後、市の療育、保育、教育の現状と課題に照らし、本市の児童発達支援センターの適正な規模や機能を考えるに際し、調理業務を外部委託することも想定されるため、本件のような基準緩和は必要と考える。 ○福祉型児童発達支援センター(児童40人以下を通わせる施設を除く)においては、栄養士を配置することが、調理業務の委託の有無にかかわらず従うべき基準として定められている。現在本区で整備を進めている児童発達支援センターでは、外部搬入による給食の提供を検討しており、栄養士の配置を業務委託先には求めていくため、地方の実情に応じた対応が可能となることが望まれる。 ○特定施設(サービス付高齢者住宅)から、認知症の進行に応じてグループホームを経由して介護福祉施設(特別養護老人ホーム)へ移るケースも想定される。サ高住から直接特養に入った場合は住所地特例者であるが、グループホームを経由するとその時点で施設所在市町村被保険者となり、更に特養に入居した場合も施設所在市町村被保険者となり、施設所在市町村の負担となる。グループホームは入居型施設であることから、住所特例施設として整理するのが望ましい。	
145	A	権限移譲	医療・福祉	地域別診療報酬の活用のための条件整備	高齢者の医療の確保に関する法律第14条に規定されている「診療報酬の特例」について、その積極的な活用に向け、都道府県の判断に資する具体的なメニューを早期に示すようお願いしたい。 また、法第13条に基づく都道府県の「診療報酬に係る意見の提出」について、国の診療報酬改定のスケジュールにあわせた具体的な手続を示すとともに、医療費適正化計画期間中であっても、都道府県が必要に応じて法第12条に基づく「実績評価」及び法第13条に基づく「診療報酬に係る意見の提出」が行えるよう規定の改正を行っていただきたい。	平成30年度からの国民健康保険都道府県単位化に伴い、都道府県は、受益(医療費)と負担(国保保険料)の両方の責任主体となり、それらを総合的にマネジメントする立場となった。 本県においては、平成30年度から「第3期奈良県医療費適正化計画」において設定した医療費目標を達成するため、医療費適正化の取組を進めており、当該目標と整合的に国保保険料を設定している。当該医療費目標が達成されない場合には、国保保険料の更なる引上げを回避し得る水準まで「診療報酬の特例」いわゆる地域別診療報酬を活用することについても検討を行う必要がある。しかし、その活用については、具体的なメニュー(医療費目標が達成できない場合の単価引下げ、病床削減が進まない場合の点数引下げ等)の提示など、都道府県の判断に資する国の検討が進んでいない。 また現行規定では、医療費適正化計画の期間終了翌年度に県が実績評価を行い、厚生労働大臣に意見を提出し、これに基づいて「診療報酬の特例」についての判断を行うこととされており、医療費適正化計画期間中に医療費が増加した場合の適時・適切な対応ができない。これらため、現状では、都道府県が実効ある形で住民負担の増加の抑制を図ることができない。	「診療報酬の特例」検討の実効性が増すことにより、県民の負担である国保制度の運営と受益である地域医療構想の推進及び医療費適正化計画の取組について、地方が地域の実情に即して、より一層ガバナンス機能を発揮し総合的なマネジメントを担うことができるようになる。 これにより、県民負担の抑制を図りつつ、効率的で質の高い医療提供体制の実現を図ることが可能になる。	高齢者の医療の確保に関する法律第12条、第13条及び第14条	厚生労働省	奈良県		-	-
164	A	権限移譲	医療・福祉	医療計画の策定等に係る権限の指定都市への移譲	医療計画の策定等に係る権限及び地域医療構想の実現のために必要な措置に関する権限を、指定都市に移譲すること。 横濱市は、市域で二次医療圏が完結しているが、2025年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれるなど、県内の他の圏域と医療需要の動向が異なっている。また、県からの権限移譲により病院の開設許可等を行い、市域の医療動向を把握しているほか、救急医療提供体制の整備など、効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を展開している。 しかしながら、 1. 医療計画は都道府県が定めるとされており、指定都市が基準病床数の算定や厚生労働省との協議等を直接行うことができない。 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置(地域医療構想調整会議の運営や、過剰な病床機能への転換及び不足する病床機能の充足が進まない場合の対応)は、都道府県及び都道府県知事が行うとされ、指定都市の実情を踏まえた会議運営や地域の医療機関への対応が行えない。 このため、介護保険事業計画との整合性を図り、地域特性に応じて、2025年に向けた医療提供体制に取り組めるよう、 1. 医療計画の策定等に係る権限の都道府県から指定都市への移譲 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置に関する都道府県及び都道府県知事の権限の指定都市への移譲を行っていただきたい。	1. 医療計画について、市域の医療動向を把握している指定都市が策定することで、基準病床数の算定などを、より地域の実情に合わせたものにするのが期待できる。また、市単位で策定される介護保険事業計画との整合性を図ることができる。 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置について、地域の実情を把握する指定都市が権限を持つことで、地域医療構想調整会議のより有効な活用や地域の医療機関への柔軟で迅速な対応が期待できる。	1. 医療法第30条の4 2. 医療法第30条の14、15、16	厚生労働省	横濱市		神戸市	○地域医療構想調整会議は県からの委任により当市で運営している。しかし、地域の医療機関への対応は最終的には県知事の権限となっており、指定都市の実情をふまえた医療機関への対応が進みにくい面もある。	
165	A	権限移譲	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みの構築	団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築に取り組む中、横濱市では、約3,300床の病床、特に回復期・慢性期病床の確保が必要になることが見込まれている。 横濱市は、市域で二次医療圏が完結しているが、2025年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれるなど、県内の他の圏域とは医療需要の動向が大きく異なっている。また、既に県からの権限移譲を受けて病院の開設許可や病床整備事前協議の手続きを行い、市域の医療課題や医療提供体制の動向を把握しているほか、高度な医療機能を有する地域中核病院の市内6方面別での整備、救急医療提供体制の整備、在宅医療拠点の全18区設置など、効率的・効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を展開している実績もある。 しかしながら、地域医療介護総合確保基金については、県が策定した事業計画に基づき市町村等に交付されており、神奈川県全体の配分額が不十分な上、慢性期病床整備に関する横濱市の事業提案が認められないなど、将来的な課題解決のために横濱市が主体的に活用できていない。 地域特性に応じて主体的に施策を推進できるよう、県からの税源配分を伴う形で指定都市への基金設置、又は、基金への指定都市配分枠の設定などにより、地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みを構築していただきたい。	地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できれば、現在事業化されていない慢性期病床への転換補助の事業化など、地域の実情に合わせた柔軟で有効な基金の活用が期待できる。	医療介護総合確保促進法第4条、第5条	厚生労働省	横濱市		名古屋市、神戸市	○本市でも、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築のため、救急医療体制の確保等様々な施策に積極的に取り組んでいるが、全県的に取り組むべき施策として認められないという理由で、地域医療介護総合確保基金(以下、「基金」という。)の活用が認められていないものも多い。 同じ県内とはいえ、各地域で医療資源や医療需要も異なることもあり、また県内で相対的な人口を有する指定都市において、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築に向け、地域特性を踏まえ主体的に施策を推進できるよう、提案市に賛同し、指定都市が基金を活用できる仕組みの構築を求めている。 ○地域における医療・介護の提供体制については、県内においても地域によって、既存資源や高齢化の進捗状況、患者・利用者の状況によって、課題が異なる。市に基金を設置することにより、きめ細かい事業展開が可能となり、地域特有の課題を解決することができる。一方医療に関しては県全体で取り組むべき課題もあることから、権限委譲に際しては、基金交付の対象となる事業の範囲などについて、県との調整が必要である。また、実際に移譲を受け入れるに際しては、市側の人員体制、予算の確保が必要となることにより、地域特性に応じて主体的に施策を推進できるよう、県からの税源配分を伴う形で指定都市への基金設置、又は、基金への指定都市配分枠の設定などにより、地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みの構築を希望する。 ○平成30年度事業分からは、医療分野で取り組むべき事業で、2次医療圏域における課題に対応するための「地域事業」については、圏域ごとに開催する地域医療構想調整会議で協議したうえで、意見を附して県に提出することになった。 このことにより、「地域事業」として提案のあった事業については、当市でも事業を把握できるようになったが、「全県事業」については、従来通り、直接関係団体から県に事業提案がなされるため、本市施策との円滑な調整が進めにくいという課題がある。 また、当該圏域から提案のあった20事業(6,465万円)中、6事業(450万円)が採択されたが、大半は、これまでと同様に、県医師会や県歯科医師会を通じて、郡市区の団体へ一定額が均一で配分される結果となっており、全市レベルでの効果的な施策の推進につながりにくい状況となっている。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
172	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	後期高齢者医療制度における保険料が還付となった場合等の特別徴収の継続	後期高齢者医療制度において、保険料が還付となった場合等に、特別徴収の要件(年額18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない)を満たす場合、前年度10月から2月の保険料額にかかわらず、翌年度当初から特別徴収が継続できるようにすること。	【現状】後期高齢者医療制度における年金からの特別徴収では、前年度10月から2月に特別徴収されていた者について、当該年度の5月末までの間に年金が支給される場合は、市町は特別徴収により徴収ができる制度となっている。このため、所得の減少や世帯の変動等に伴い年間保険料が減少する場合、年度途中で過徴収となった保険料を調整するために、10月から2月の間の特別徴収額を0円に設定せざるを得なくなることで、翌年度の徴収方法が特別徴収から普通徴収に切り替わる。 【支障事例】一度特別徴収となった年金受給者にとっては、自動的に普通徴収に変更されることの理解が得にくく、市町における円滑な保険料徴収事務の支障となっている。 保険料額の還付に伴い特別徴収が中止されてしまう場合において、特別徴収対象者の要件(年額18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない)を満たせば、前年度10月から2月の保険料額にかかわらず、前年度保険料の1/6の額を仮徴収額として翌年度当初から特別徴収を継続できるようにすること。	特別徴収が継続することにより被保険者にとって納付書で直接納付する手間がなくなり、保険料の未納を防ぐことができる。また、保険者側にとっても事務の軽減が期待できる。	・高齢者の医療の確保に関する法律第107条、110条 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第110条 介護保険法第134条～140条	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、京都府、那珂市、香美町、鳥取県、多治見市、三島市、瀬戸市、津島市、豊田市、芦屋市、伊丹市、斑鳩町、出雲市、玉野市、山陽小野田市、高松市、宇和島市、高松市、熊本市、宮崎市、沖縄県、那覇市	留萌市、須賀川市、ひたちなか市、那珂市、埼玉市、所沢市、中野区、八王子市、川崎市、寒川町、新潟県、多治見市、三島市、瀬戸市、津島市、豊田市、芦屋市、伊丹市、斑鳩町、出雲市、玉野市、山陽小野田市、高松市、宇和島市、高松市、熊本市、宮崎市、沖縄県、那覇市	○当市においても、以前から同様の支障事例がみられ、特に顕著な事例としては地震の被災に対する減免が挙げられる。平成28年度に約2万件的震災減免を実施し、同対象者については平成29年度に普通徴収へ移行したことから、納付通知書発送時の問合せが大幅に増加したところである。 ○特別徴収から普通徴収に切り替わった対象者は昨年度200名弱いる。納付方法が変更になったことに気が付かず、納付されない場合が多いことや、なぜ特別徴収での納付でなくなったのか等の問い合わせも多い。被保険者に分かりやすい納付を推進し、かつ保険料の安定的な納付を促すには特別徴収を継続することが必要である。	
173	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に係る長時間開所加算の要件を、「1日5時間を超え」に緩和	放課後児童健全育成事業の長時間開所加算(平日分)の「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」という要件のうち、「1日6時間を超え」という要件を、「1日5時間を超え」に緩和すること。	【現状】平成29年3月28日に働き方改革実行計画が閣議決定され、「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保や、女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童クラブの体制確保が求められている。 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、平成27年度に「子ども・子育て支援制度」が施行され、入所対象児童が小学生6年生まで拡大された。厚労省の「平成28年放課後児童健全育成事業の実施状況」によると、平日の終了時刻が19時以降の施設は全体の7.3%である。 【支障事例】本県内の多くの放課後児童クラブでは、4時間目が12時半近くに終了することから概ね13時から開所し、保護者からのニーズに応え、18時から19時まで5～6時間開所している。特に、川西市や三田市はベッタウンであり神戸や大阪に通勤する者が多いため、放課後児童クラブの開所時間の延長に取り組んできたが、保護者からは更なる開所時間の延長を希望する声が多い。開所時間の延長に当たっては、指導員の確保が必要だが、指導員が不足しているため、長時間開所加算を受け賃金等の指導員の待遇を見直したいという地域があるが、「平日1日6時間を超え」という要件がネックとなっており、加算を受けることができない。今後とも、保護者ニーズに対応できるよう、「1日6時間を超え」という要件を、「1日5時間を超え」に緩和すること。	長時間開所加算の要件が緩和されることによって、利用者ニーズに応じた施設運営が可能となり、その結果、子ども達の放課後の居場所の確保や女性の就業促進、一徳総活躍社会の実現に資することができる。	子ども子育て支援交付金交付要綱別紙、放課後児童健全育成事業 1(1)エ	厚生労働省	兵庫県、京都府、大阪府、堺市、川西市、三田市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	酒田市、上越市、京都府、門真市、山口県、高知県、沖縄県	○放課後児童健全育成事業として平日は、13時または14時から18時まで開所している。(一部民間児童クラブのみ19時まで開所)。長時間開所加算の要件が緩和されれば、加算を受けることができる地域が増え、より利用者ニーズに応じた施設運営が可能となる。 ○本市の多くの放課後児童クラブは6時間を超えて開所時間を設定し、加算を受けているものの、約6分の1の放課後児童クラブについて、開所時間が12時30分から18時30分までの6時間という設定になっているため、加算要件に該当しない状況となっている。これらのクラブは児童数の少ない小学校区唯一の放課後児童クラブであり、今後も安定した経営をしていくには、「1日6時間を超え」という要件を、「1日5時間を超え」に緩和し、支援を拡充していくことが不可欠である。 ○本市においても、保護者のニーズに応えるため今年度より試行的に午後6時から7時までと開所時間を延長し、来年度から全14小学校にて午後7時までの延長実施を検討している。現在、運営を委託により実施しているが、開所時間の延長に伴う事業者の負担等を踏まえ、事業の安定的運用の確保を図るため長時間開所加算(平日分)を活用したいが、「1日6時間を超え」という要件がネックとなっており、加算を受けることができない。よって左記提案事項に共同提案団体として参画するものである。 ○県内では、国の長時間開所加算(平日分)を受けるクラブはないが、県独自事業(一日の開所時間は問わず、平日18時以降開所するクラブに補助)は89クラブ(支援の単位)があるため、国加算の要件が運営実態に即していないと考える。加算要件を緩和することにより、利用ニーズに応じた施設運営が可能となる。	
174	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員等処遇改善等事業の要件を、3時間を超えて開設する施設に緩和	放課後児童支援員等処遇改善等事業の「平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していること」という要件を、放課後児童クラブの原則開設時間である「3時間を超えて」に緩和すること。	【現状】放課後児童支援員等の処遇改善に当たっては、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」において、職員の賃金の改善に必要な経費を補助しているが、平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していることが要件とされており、長時間開所する場合に限られている。 【支障事例】放課後児童支援員は保育士、社会福祉士等の資格が必要とされているため、支援員の確保が困難な放課後児童クラブがあり、潜在的な有資格者を掘り起こすため処遇改善が急務となっている。 洲本市では10施設が平日13時から18時まで開所しており、定員393人に対し放課後児童支援員の総数は37人となっているが、週休日の代替職員の確保や障害を持つ児童への対応の必要性等を勘案すると充分な体制ではない。そのため、放課後児童支援員等処遇改善等事業の申請を検討したが、「平日につき18時30分を超えて」という要件が満たせず、同要件を要件を満たそうとすると、支援員等に長時間労働を強いることとなるため断念した。	放課後児童支援員等の処遇が改善することにより代替職員等の確保等が可能となるため、きめ細やかに児童と接することが可能となり、児童の健全な育成に資することが可能となる。	・放課後児童健全育成事業の実施について ・放課後児童健全育成事業に係るQ&A等について ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第18条第1項	厚生労働省	兵庫県、京都府、大阪府、堺市、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	京都府、八尾市、高知県、沖縄県	○放課後児童支援員等処遇改善等事業については、指導員の処遇改善が主旨の補助メニューと考えるが、本補助金を活用して指導員の処遇を改善しようとする場合、長時間開設しなければならない。当市では、本補助金を活用して指導員の処遇を改善しようとしたが、長時間開設の保育ニーズが無く、開設時間が延長できなかったため、指導員の処遇改善を行うことができなかったが、本提案のとおり見直されることで、指導員の処遇改善を行うことができるようになる。 ○放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされているため、交代員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代員等人員の確保が容易になるとともに、よりきめ細かな対応が可能となる。	

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
177	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	国民健康保険料(税) 還付加算金の始期の 見直し	国民健康保険料(税)の還付加算 金の起算日を、所得税の還付申 告等がされた日の翌日から一月 を経過する日の翌日に見直すこ と。	【現状】 国民健康保険料(税)の還付加算金の起算日は、還付原因にかかわらず、全て の場合において、納付日の翌日を起算日として計算される。 一方、個人住民税及び個人事業税については、還付申告に基づき減額があっ た場合は、還付加算金の起算日が「所得税の還付申告書の提出がされた日の 翌日から1月を経過する日の翌日」となっている。 【支障事例】 ①所得税の更正、②所得税の申告書の提出、③資格喪失届出提出等、地方公 共団体に帰責事由がない理由に基因して、国民健康保険料(税)の還付が発生 した場合でも、所得税や個人住民税と異なり、地方税法第17条の4第1項第1号 が適用され、納付・納入の日の翌日が還付加算金の始期となる。そのため、市 町村において還付加算金起算日の適用誤りが見られる。 また、個人からの還付申告等の提出が遅れるほど、還付加算金も多額になり、 適正な時期に申告する者との不公平が生じているほか、市町は帰責性がない にもかかわらず、個人住民税と比べて多くの還付加算金の負担を強いられる。 【県内市町の還付加算金実績(国保税(料))】※平成28年度実績(神戸市除く県 内40市町) ・所得税の更正、申告に伴う減額：507千円 ・資格喪失届の遅延に伴う減額：1,712千円	起算日が見直され、個人住民税及び個人事業税と同じ扱いになることによ り、市町村の起算日適用誤りを防ぐことができるとともに、適正な時期に申告 する者との不公平感が解消され、市町村の費用負担も軽くなる。	・地方税法第17条の4 第1項第1号、第3号	総務省、厚生労働省	兵庫県、京 都市、京都 市、堺市、 神戸市、上 郡市、和歌 山県、鳥取 県、兵庫県 町村会		平内町、花巻 市、須賀川市、 ひたちなか市、 船橋市、川崎 市、瀬戸市、豊 田市、尼崎市、 芦屋市、伊丹 市、川西市、南 あわじ市、祝 町、玉野市、高 松市、西条市、 東温市、熊本 市、宮崎市	○申告の遅れや資格喪失届出提出の遅れなど、地方公共団体に帰責性がない還付の 場合でも、地方自治法第17条の4第1項第1号が適用され、還付加算金の始期が納付 日の翌日となり、多額の還付加算金の負担を強いられる。 【当市の還付加算金実績】 平成28年度：827,710円 平成29年度：970,900円 ○個人からの資格喪失届提出の遅延による還付加算金が毎年発生している。市町村に 帰責性がないにもかかわらず、還付加算金が発生することは、適正な手続きをしてい る者との不公平につながると思う。 H29年度還付加算金実績 所得税の更正、申告に伴う減額 2,900円 資格喪失届の遅延に伴う減額 53,500円 ○支障事例による当市の還付加算金実績(国保税(料)) ※平成28年度実績 所得税の更正、申告に伴う減額：19千円 資格喪失届等の遅延に伴う減額：86千円 ○本市においても、所得税の更正等、市に帰責事由がない理由により国民健康保険料 の還付加算金が発生しており、個人住民税と比べて市に負担が強いられる。 ※平成29年度における所得更正による国民健康保険料の還付加算金額及び件数 16件、30,800円 ○本市でも現状の起算日を適用することにより、平成29年度は、94件、311,900円の還付 加算金が生じた。適正な時期に申告する者や脱退手続きをする者との不公平感は拭え ない。起算日が見直され、個人住民税及び個人事業主と同じ扱いになることにより、同額 に近い還付加算金及び処理に係る人件費を削減することが可能であると見込まれる。 ○国民健康保険料の還付加算金の起算日は、資格の異動(転出・社保加入)、所得税の 更正、所得税の申告書の提出などの保険料減額による納めすぎは、納付日の翌日を起 算日として計算しており、還付加算金が該当するほどとんが適用されている。(二重納付 などでの納めすぎは、納付日の翌日から1カ月を経過する日の翌日を起算日としてい る。) 制度改正による効果も同様であり、起算日が見直され、個人住民税及び個人事業税と 同じ扱いになることにより、適正な時期に申告する者との不公平感を解消するためにも制 度改正が必要であると考え。 制度改正が行われれば、市の費用負担も軽くなる。 【当市の還付加算金実績(国民健康保険料)】 ※平成28年度実績：198,100円 平成29年度実績：156,200円 ○本市では、還付加算金のH29年度実績額は128,500円と、高額とは言えないものの、提 案団体が主張するとおり、所得税の更正など、本市に帰責事由がない理由に起因するに も関わらず、還付加算金が多額になることには疑問が残る。 また、本市が勧奨通知を行っているにも関わらず、適正に届出を行う者に比べて、還付 加算金が多額になることも、納めがたい。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
205	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	自立支援医療(更生医療)の有効期間延長	更生医療申請者のうち、重度かつ継続に該当する治療について、現行の有効期間「最長1年以内」とする規定を改め、有効期間延長を求める。	自立支援医療(更生医療)(以下「更生医療」という)における、重度かつ継続に該当する治療(人工透析療法、じん移植術に伴う抗免疫療法、抗HIV療法等)が必要な申請者について、それぞれの治療は、生涯続けなければならない治療であるが、厚生労働省が定める自立支援医療費(更生医療)支給認定実施要綱に基づき、最長有効期間は1年間となっている。しかしながら、人工透析療法が必要な申請者は、週3回の血液透析を行わなければならない方がほとんどであり、透析後の体調不良により移動困難となることも多く、更新申請のため市役所へ来庁することや申請書の郵送を行うことが、申請者の支障となっている。また、本市では、重度かつ継続に該当する治療を行う申請者について、有効期間が満了する前に、更新手続きを促す案内を送付し、案内送付後に申請書の提出が無ければ、電話掛けを行い、申請漏れによって申請者が不利益を被らないよう対応することが日常業務の支障となっている。	本市における重度かつ継続に該当する治療を行う申請者は、人工透析療法104人・じん移植に伴う抗免疫療法26人・肝臓機能障害に伴う抗免疫療法5人・抗HIV療法12人、合計147人の申請者と市町村の事務負担が半減される。	自立支援医療費(更生医療)支給認定実施要綱	厚生労働省	別府市		ひたちなか市、八王子市、川崎市、大和市、綾瀬市、春日井市、西尾市、城陽市、出雲市、防府市、大分県、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町	<p>○本市において(は電話による更新案内は実施していないものの、提案市と同様の理由で申請者及び市役所業務に支障が生じている。)</p> <p>○本市における平成29年度の申請実績としては、人工透析療法775人、じん移植に伴う抗免疫療法等49人、心臓機能障害2人、肝臓機能障害に伴う抗免疫療法3人・抗HIV療法32人、合計861人となっている。</p> <p>○本市においても、重度かつ継続に該当する治療を行う申請者に対して、有効期限満了1か月前に、更新手続きを促す案内書と申請書を送付している。申請者の医療の状況によっては、更新手続きの事務負担が大きく、期間を延長することで負担の軽減を図りたい。</p> <p>また、本市は未申請者に対しての電話案内はしていないが、案内書等の送付件数は毎月30～40件あり、対象者の抽出や案内書の封入などに時間を要するため、日常業務の負担となっている。申請者の中には、書類の送付先の変更(病院など)や送付者(課名)の無記名など、プライバシーに配慮した対応をしている方がいるため、封入封函での氏名や宛名等の確認については、複数人で慎重に行っており、通常より時間を要するものである。</p> <p>○昨年度中の重度かつ継続に該当する治療について、本市の新規・継続申請者数は計294人で全体の90%以上を占めています。有効期間が延長されると申請数が減り、事務負担が軽減されるため、有効期間延長を希望します。</p> <p>○本市においては、更生医療の対象者(平成29年度末時点で324人)が増加傾向にあり1年更新に伴う事務負担が多くなっていることから有効期間の延長が必要である。</p> <p>○更新期限を延ばすことは合わせて負担区分(所得確認)も延ばす必要がある。重度かつ継続でない更正医療との整合性の課題をクリアする必要があると考える。</p> <p>本末指定の医療機関の他に入院時には追加で指定してもらっている。そちらの手続きもその都度申請者も市町村も負担となっている。例えば、かかりつけ医と(入院時の)総合病院等2つの医療機関を指定できないものか。(期限つきでなく)</p> <p>○更生医療における重度かつ継続に該当する(人工透析療法、じん移植術に伴う抗免疫療法、抗HIV療法等)医療証の期限は、最長1年以内となっている。しかし、重度かつ継続に該当する治療が必要な症状は、1年で治療が終了することがほとんどないことが現状である。そのような中、重度かつ継続に該当する病を持った人に、厚生医療に係る医療証の更新のためだけに市役所へ来庁等していただくことは、当事者にとって大変大きな負担となっています。</p> <p>また、有効期限の延長は、当事者の負担軽減だけでなく、その事務を担っている市町村にとっても事務負担軽減効果も大きい。有効期限の延長を求めます。</p> <p>○更生医療を適用するに当たり所得区分を判定する必要があり、有効期間が最長12か月となっていることから、期間延長の申請時においては最新の所得区分を判定することが可能となっている。</p> <p>有効期間が延長されることで、所得区分の判定方法をどのようにして行うかが課題になると思われる。</p> <p>具体的には、課税年金の情報は各自体で確認することは可能だが、非課税の年金については、対象者から金額の分かるものを提出していただく必要があることから、本市では更新手続きが可能になった時期に市から提出を促しており、場合によっては非課税年金の支給者を特定することが困難になることが懸念される。</p> <p>ただし、個人番号の情報連携により年金情報を確認することが可能となれば、この問題は解決され、本提案は事務効率の観点などから高い効果が見込めるものと考えられる。</p> <p>○本市における更生医療支給対象者は34名であるが、申請者負担軽減のためこの規制が緩和されることが望ましい。</p> <p>○重度かつ継続に該当する治療を行う申請者について、有効期間が満了する前に、更新手続きを促す案内を送付し、案内送付後に申請書の提出が無ければ、電話掛けを行い、申請漏れによって申請者が不利益を被らないよう対応することが日常業務の支障となっている。</p> <p>○利用者の負担軽減と事務の効率化を考えると本提案による有効期間の延長は有用と考える。なお当町では対象者として人工透析療法10名と抗免疫療法1名の方がいる。</p> <p>○県は市町村からの依頼に基づき、更生医療の適否を判定するため、市町村及び県の事務負担が軽減される。</p> <p>○本市においても、病状の変化がほぼ望めない人工透析患者等に年1回の要否意見書の提出を求めることで、申請者の負担となっている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
229	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	<p>幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。</p> <p>一方、その施設整備に係る補助制度は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と分けられている。</p> <p>一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管及び予算を一本化すること。</p>	<p>施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方作成しなくてはならず、また、単一施設であるにもかかわらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。</p> <p>また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。</p>	<p>認定こども園の整備を進めていく市町にとって、予算の所管省庁が一元化されれば大いに事務の軽減を図ることができ、財源的にも安定した補助金を見込むことができる。</p> <p>保育所と幼稚園双方の機能を有した認定こども園は、子育て家庭の多様なニーズに対応することができる施設であり、その施設整備が計画・工事ともにスムーズに進められることは、地域における子育て支援を推進することができる、待機児童の解消に寄与することもできる。</p>	児童福祉法第56条の4の3、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	三重県、宮城県、広島県、日本創生未来世代応援知事同盟	旭川市、いわき市、須賀川市、皆志野市、柏市、川崎市、海老名市、新潟県、福井県、福井市、山梨県、須賀川市、山梨市、豊田市、田原市、豊津市、大阪府、大阪市、八尾市、和泉市、兵庫県、神戸市、西宮市、徳島県、徳島市、高松市、愛媛県、高知県、北九州市、松浦市、熊本県、熊本市、宮崎市、九州地方知事会	<p>○本市においても幼保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請を行うなかた(事業者等)の申請書類の一元化等の措置は必要であると認識している。</p> <p>○本市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の申請書類が異なるため、施設整備のスケジュールに遅延が生じている。また、申請書類の提出に当たっては、事業者(法人)が負担する費用(内閣府)と補助金(市町村)が異なるため、補助金(市町村)が事業者負担となる場合も発生し、補助金制度の根本的な解決に至っていない。</p> <p>○認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの低価格設定の仕組みにより、自治体での事務作業は非常に煩雑となっている。また、文部科学省と厚生労働省にそれぞれ事前協議、申請、実施報告を提出しなければならず、事業者が負担している。認定こども園整備に係る交付金を一元化できれば事務作業の負担が半分に減るなど改善が必要であると考える。</p> <p>○施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方作成しなければならず、また、単一施設であるにもかかわらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。</p> <p>また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。</p> <p>○1つの認定こども園の整備・改築に対し、施設整備費の所管省庁が分かれていることで、工事費の按分などの事務作業が複雑・膨大であり、また、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあるなど、施設整備の推進に支障がある。</p> <p>○本市において、認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と異なることから、二重交付申請等を行う必要があり、事務が非常に煩雑となっている。</p> <p>○本市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の算出要件の内容が若干異なること、直接補助と間接補助の違い等の制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○本市において、認定こども園は一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならない。経費の按分には相当の時間を要し、申請先が分からないことも改善が必要である。</p> <p>○申請等に必要な書類も厚生労働省、文部科学省で統一されておらず、対応に追いついていないため改善が必要である。</p> <p>○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を重複按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築費が増える場合があり、重複按分にも影響が出るケースがある。事業者及び補助金にも影響があるため、経費の簡素化では根本的な解決にならないため、補助金の一元化を行う必要がある。これにより、施設の基本基準も一本化され、事務等や重要交付申請等の事務も単純化し、自治体にとって負担も軽減される。</p> <p>○施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方作成しなければならず、また、単一施設であるにもかかわらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。</p> <p>○保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分が文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。</p> <p>○認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と異なることから、二重交付申請等を行う必要があり、事務が非常に煩雑となっている。</p> <p>また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮がかかることがあることや、幼稚園から認定こども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。</p> <p>○平成29年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業者が負担する事態が生じ、円滑・安定的に稼働行わずで大きな支障となった。</p> <p>また、厚生労働省と文部科学省双方に申請手続きが必要なため、按分計算などの事務負担が非常に大きくなり、また、幼稚園部分では対象とならない経費があることや、按分計算をする際に一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことがあるなどの課題も生じている。</p> <p>○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっているため、事務は非常に煩雑である。</p> <p>○本市において、施設整備費の申請は、申請書類を双方作成しなければならない。また、単一施設であるにもかかわらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、事業者が負担する必要がある。</p> <p>また、平成29年度の文部科学省部分の交付金が滞り交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の整備に支障となっている。</p> <p>○申請業務(市町村)上の支障</p> <p>幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、申請書類が異なるため、申請書類を双方作成しなければならない。また、申請書類の提出に当たっては、事業者(法人)が負担する費用(内閣府)と補助金(市町村)が異なるため、補助金(市町村)が事業者負担となる場合も発生し、補助金制度の根本的な解決に至っていない。</p> <p>○申請業務(都道府県)上の支障</p> <p>単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務が非常に煩雑となっている。</p> <p>特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。</p> <p>【これまでの取組】</p> <p>補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少している中、今後の一元的な施設整備に対する対応も高まっており、簡便な事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて根本的な改善が必要と考える。</p> <p>【参考】</p> <p>■保育所等整備交付金(厚生労働省所管)：国から市町村への直接補助</p> <p>■幼稚園等整備交付金(文部科学省所管)：国から都道府県経由で市町村への間接補助</p> <p>○認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚生労働省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業概要が理解しづらい構造となっている。</p> <p>○本市においても保育所機能部分と幼稚園部分で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重交付(手続き)となっており非効率であるため、財源を含めた手続きの一元化を図るべきと考える。</p> <p>○厚生労働省と文科省で申請書類が異なるため、事業者は両方の申請書類を再検討する必要が生じ、整備を取りやめざるを得なくなることも懸念される。</p> <p>また、交付金を一本化する中で、申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減される。</p> <p>○保育所部分(厚生労働省)の保育所等整備交付金、幼稚園部分(文部科学省)の認定こども園施設整備交付金に分ける必要があることで、算定に時間を要し、事業者が倍となり事務に負担を強いている。また、それぞれの省庁の予算状況により一方の交付金額に圧縮がかかることもあり、財源が不安定で、各園の工事規模によって圧縮した補助額を按分する必要があり、さらに事務を複雑にする原因となっている。</p> <p>○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚生労働省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が滞り交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うに当たり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考えを統一する必要があると考える。</p> <p>○事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や面積に応じて細かい按分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から提供する負担も増加している。過度な負担を生じさせている。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていることで、単一施設の整備であるにもかかわらず、両方に申請書類が必要であり、また整備面積等に同じ補助額の案分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務負担は大きな負担となっている。</p> <p>○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付金申請に遅れが生じている。施設整備を行う法人に不利な状況も生じている。認定こども園整備については、内閣府において一元化した交付金を創設していただくなど、募集時期等の制約により複数年度にわたって実施される必要があり、毎年決定される要綱に基づき実施する事業であることから、柔軟に対応できる交付金にしていただくこと、恒久的な事業として位置づけ、平成31年度以降も継続していただく。</p> <p>○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を来している。</p> <p>○本市においても、申請業務に際し、交付金の決定時期に遅れが生じており、制度改正が必要だと考えている。</p> <p>○単一施設を整備する際に補助金を按分しているために、対象経費をそれぞれで算出する必要がある。算出方法も異なるため、算出方法が明確にならなければいけず、手続きの負担は存在する。例えば、特殊工事等について、認定こども園施設整備交付金では大規模修繕が対象となるのに対し、保育所等整備交付金では対象とならない。</p> <p>また、それぞれ異なる取扱いがされるため、財源部分についてもそれぞれ異なる取扱いが必要となっている。</p> <p>都道府県による予算措置についても、同一園整備にもかかわらず、措置すべきものと、そうでないものに分かれてしまい、不明瞭となっている。</p> <p>また、重複補助に統一化することにより、市町村において急務となった整備についても、都道府県の予算措置を待たずに対応することができる。</p> <p>さらに、将来の財産処分手続きも、幼稚園等が重複補助して市町村から申請でき、簡便化・明確化されると考える。</p> <p>○本市において、1号認定の定員が増えることから保育所の増築部分に認定こども園整備交付金の対象とならず、整備内容に影響を及ぼした事例があった。</p> <p>○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が複雑であるとともに、平成29年度の本市における認定こども園整備事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予算額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一した対応がなされておらず、財政的にも不安定・不信感が生じている。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
254	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	准看護師登録等事務の見直し	准看護師の籍訂正については、申請する場合、「就業地の都道府県知事を經由しなければならない」とされている一方、籍訂正の申請については、「就業地の都道府県知事を經由しなければならない」とされている。申請の経路により、就業地及び免許発行元の都道府県において申請書及び添付書類の確認並びに書類の転送等、事務の重複が生じているところである。関西広域連合においては、域外の都道府県知事交付の准看護師免許に係る申請約200件のうち、籍訂正に係る申請が約170件と8割以上を占めている。このような状況を鑑み、「准看護師籍訂正の申請について、免許証の書換え・再交付と同じく就業地を經由して行うことができる」と改めることにより、申請者が免許発行元の都道府県に直接申請できるようになり、手続きに要する期間が短縮される。以上のことから、准看護師の籍訂正について、利用者の利便性の向上及び就業地の都道府県の負担軽減を図るため、「就業地経由」の義務付けの見直しを求める。	籍訂正及び免許の書換えに係る期間が短縮されることにより、申請者の利便性向上に寄与する。また、事務の重複が解消され、事務の効率化が改善されるほか、経由に係る費用節減につながる。 ※制度改正により省略可能な手続きについては、別添の破線枠内を参照	保健師助産師看護師法施行令第3条第5項	厚生労働省	関西広域連合	関西広域連合 准看護師登録事務の見直し関係(別添図).pdf	埼玉県、岐阜県、高知市	○都道府県知事発行免許の中で就業地経由が義務付けられている申請は准看護師籍訂正申請のみであり、申請者や受付事務に混乱を生じさせている。また現在、当県では一部の市に病院が集中している状態にある。そのため、市外居住者であっても勤務地が当該市であることが多々あり、就業地経由により事務負担も増えているため関西広域連合と同様に就業地経由の義務付けの見直しを求めている。 ○本県においても、他都道府県知事発行の籍訂正に係る申請を年間約80件処理している。各保健所で確認後、本庁、他都道府県本庁と経由するため、処理時間も本県への直接申請に比べて長くなる傾向がある。 申請者が免許発行元の都道府県に直接申請できるようになることで、処理時間の短縮が図られ、申請者にとって分かりやすい制度となり、申請者の利便性向上に大きく寄与すると考えられる。 また、その他知事免許において、他都道府県在住者の郵便による申請の受付をしているが、特段支障も生じていないため、同様に支障なく処理できるものと考えられる。 ○提案どおり実現してよい 通常、籍訂正と免許証の書換え交付とは、同時に申請されることが多く、籍訂正に係る申請書類に不備がある場合、その補正等を求めることとなる。 その際、書換え交付に係る手数料として添付される普通為替又は定額小為替の有効期間に手が完了されるよう補正等を求めなければならない。 補正等になかなか応じない申請者などのケースについて、就業地の都道府県がその補正等を求め、申請書類を經由する時間の確保に苦慮することがある。 ○本県の場合、隣県発行の免許を持ち、本県で就労する方もかなり見受けられる。このことから、提起されたように手続きが改善されれば、申請者のみならず、両県双方当事者の取扱事務が簡略化、軽減される。	
255	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	調理師試験受験資格の緩和	調理師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。	調理師試験の受験資格としては、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名等変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。しかしながら、この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課することは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと。②調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考えられる。さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験事務及び卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。 (参考) 関西広域連合域内において、調理師試験の受験者数は、年間約5,000人から約6,300人程度で推移。	近年の食の安心安全に対する関心や外食志向の高まりを受け、調理師が国民の食生活において果たす役割は大きい。今回の措置で、受験希望者の負担軽減を図ることにより、ここ数年減少傾向にある受験者、免許交付数の増加を図ることができる。また、将来的に調理師資格保有者を増やすことは、調理師法の目的とする「調理の技術に従事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図り、もって国民の食生活の向上に資する」につながる。また、受験者の利便性の向上等及び試験事務に関わる者等の負担軽減につながると考える。	調理師法第3条第2項	厚生労働省	関西広域連合		埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、愛媛県、熊本県、大分県	○学歴要件があることで卒業証明書や戸籍抄本といった書類が必要となり、金銭面でも時間面でも受験者の負担が大きくなっていると思われる。 特に受験者が外国の学校を卒業している場合、当該要件を満たしているかの確認が難しく、受験者、書類の確認を担う担当者、双方が苦労している状況である。 ○社会背景的にも、義務教育課程である中学校を卒業していないと考えられる者が一定数いるとは考えにくく、中学校卒業以上の要件を課することは形骸化していると言える。仮に何らかの事情でそのような者がいたとしても、もう一方の受験資格である2年以上の実務経験又は養成施設での1年以上の単位履修により、一定の社会性や素養は担保されるものと考えられる。 以上のことから、受験資格の学歴要件は不要と考える。 (参考) 本県の調理師試験の受験者数は、年間約1,300人から1,500人程度で推移 ○調理師試験の受験資格に中学校卒業以上の学歴要件が定められていることにより、卒業証明書、もしくは卒業証書の写しを原本照合の上で提出することが必要である。しかし、本市においては、平成27年の熊本地震で被災したことにより卒業証書を紛失し、卒業証明書の取得が必要な受験者が多い状況となっている。このような状況において、特に卒業施設が遠方にある場合は、卒業施設と連絡を取り卒業証明書を取得するのには多くの時間を要するため、受験者への過度な負担となっていると考える。 また、外国籍の受験希望者においては、この学歴要件により学力認定申請も必要となり、学力認定審査にも多くの時間を要する。そのため、願書の受付期間に間に合わず、本市においては受験をあきらめた事例も複数生じている。 さらに、現在の氏名が卒業証明書に記載されている氏名と異なる場合には戸籍抄本等が必要であるが、婚姻等で姓が変わることが多い女性においては、男性に比べて戸籍抄本等が必要となる場合が圧倒的に多い。戸籍抄本等の交付には手数料が発生すること、現住所と本籍地が異なり戸籍抄本等を取り寄せる場合には時間と手間を要すること等、女性の受験者への負担がより大きくなる現状は今の時代には相応しておらず、制度の改正等によって改善すべきと考える。 ○本県においても、中学校卒業以上の学歴要件は形骸化していると考えられる。当該学歴要件を撤廃することで、卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験事務及び卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減につながると思われ、本提案に賛同する。 ○海外の学校卒業者の学歴要件の調査も不要となり、試験事務の軽減につながる。 ○本県においても、当該案件については電話での問合せも多い。提案団体に賛同する。
256	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	製菓衛生師試験受験資格の緩和	製菓衛生師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。	製菓衛生師試験の受験資格としては、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名等変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。しかしながら、この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課することは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと。②製菓衛生師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、製菓衛生師試験で確認されていることから、不要であると考えられる。さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験事務及び卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。 (参考) 関西広域連合域内において、製菓衛生師試験の受験者数は、年間約1,900人から約2,100人程度で推移。	近年の食の安心安全に対する関心や外食志向の高まりを受け、製菓衛生師が国民の食生活において果たす役割は大きい。今回の措置で、受験希望者の負担軽減を図ることにより、受験者、免許交付数の増加を図ることができる。また、将来的に製菓衛生師資格保有者を増やすことは、製菓衛生師法の目的とする「菓子製造技術に従事する者の資質を向上させ、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する」につながる。また、受験者の利便性の向上等及び試験事務に関わる者等の負担軽減につながると思われ、本提案に賛同する。	製菓衛生師法第5条第2項	厚生労働省	関西広域連合		埼玉県、神奈川県、石川県、熊本県、大分県	○社会背景的にも、義務教育課程である中学校を卒業していないと考えられる者が一定数いるとは考えにくく、中学校卒業以上の要件を課することは形骸化していると言える。仮に何らかの事情でそのような者がいたとしても、もう一方の受験資格である2年以上の実務経験又は養成施設での1年以上の単位履修により、一定の社会性や素養は担保されるものと考えられる。 以上のことから、受験資格の学歴要件は不要と考える。 (参考) 本県の製菓衛生師試験の受験者数は、年間約200人から250人程度で推移 ○製菓衛生師試験の受験資格に中学校卒業以上の学歴要件が定められていることにより、卒業証明書、もしくは卒業証書の写しを原本照合の上で提出することが必要である。しかし、本市においては、平成27年の熊本地震で被災したことにより卒業証書を紛失し、卒業証明書の取得が必要な受験者が多い状況となっている。このような状況において、特に卒業施設が遠方にある場合は、卒業施設と連絡を取り卒業証明書を取得するのには多くの時間を要するため、受験者への過度な負担となっていると考える。また現在の氏名が卒業証明書に記載されている氏名と異なる場合には戸籍抄本等が必要であるが、婚姻等で姓が変わることが多い女性においては、男性に比べて戸籍抄本等が必要となる場合が圧倒的に多い。戸籍抄本等の交付には手数料が発生すること、現住所と本籍地が異なり戸籍抄本等を取り寄せる場合には時間と手間を要すること等、女性の受験者への負担がより大きくなる現状は今の時代には相応しておらず、制度の改正等によって改善すべきと考える。 ○本県においても、中学校卒業以上の学歴要件は形骸化していると考えられる。当該学歴要件を撤廃することで、卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験事務及び卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減につながると思われ、本提案に賛同する。 ○本県の受験者は、ほとんどが法第5条第1項の規定を満たした者であり、養成施設で1年以上知識技能を習得したことを証明する書類で卒業証明書を添付するため、「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件を満たしている。 本県では、第5条第2項の規定に該当する者はほとんどいないが、申請者の負担軽減を考えると関西広域連合の提案している「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件の撤廃には同意する。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
268	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	利用者負担額に係る審査請求手続の統一化	利用者負担額に係る審査請求に際して、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問するよう措置されることを求めます。その理由については、右欄の「その他(特記事項)」に記載のとおりです。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあつては、公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第4項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。一方で、私立保育所(幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えております。	救済手続が統一されると、公立保育所(公立幼稚園)に通っている児童の保護者と、私立保育所(私立幼稚園)に通っている保護者が、利用者負担額に不服がある場合において同一の救済手続を経ることができるようになり、より公平性が保たれると考えられる。	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法第229条	総務省、厚生労働省	松原市	措置を求める理由として次の2点が挙げられます。まず1点目として、議会の定例会については、地方自治法第102条第2項の規定に基づき各自自治体の条例で招集回数を定めているところ、本市においては年4回としており、同様の自治体が多数であると考えられます。そうすると諮問の時期によっては、答申まで一定の期間が空くことが想定されます。一方、行政不服審査会に諮問された場合には、速やかに開催に向けて準備を進めることができるものであり、行政不服審査法の目的の一つである迅速な手続という観点からすると、行政不服審査会に諮問する形式が望ましいものです。次に2点目として、利用者負担額について使用料に該当するとして審査請求がなされた場合には、地方自治法第229条第4項の規定により、議会の諮問を経た後しか訴訟をできない不服申立前置制度が適用されます。行政不服審査制度の見直しにおいては、不服申立前置についても見直しが行われ、当該見直しにおいては、不服申立てをするか、直ちに訴訟するか、国民が選択できることが原則であるとされています。対象となる保育所(幼稚園)が、公立・私立であるかの違いのみをもって不服申立前置制度が適用されるか否か区分されることに合理的な理由がないと考えます。この趣旨からも、利用者負担額についての審査請求においては、不服申立前置制度が望ましいものではないと考えます。したがって、左欄の「求める措置の具体的内容」とおり提案するものです。	川崎市、山梨市、池田市、尼崎市、北九州市、松浦市、宮崎市、那覇市	○昨年度、本市においても、私立保育所にかかる利用者負担額の処分にかかる審査請求書が提出され、その審査を進める中で、松原市の指摘と同様に、入所する保育所の公立・私立の違いで審査請求の審査手続きが異なることに、合理性や公平性に課題があるとの認識を持つところとなった。このことから、松原市の提案に賛同し、公立保育所の利用者負担額決定の処分が公の施設の使用料の決定であっても、私立保育所の利用者負担額決定処分に対する審査請求と同様の手続きで審査する制度に改正すべきと考える。
277	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員認定資格研修での資格取得の制度の維持	今後研修ではなく、試験等での資格取得になれば、放課後児童支援員の人材不足がより深刻化し、研修自体をやめれば質の確保が難しくなるため、現行の制度の継続を求めるもの。	平成27年度に設けられた放課後児童支援員制度に対応し、県では平成31年度までの5年間に計画的に放課後児童支援員認定資格研修を実施しているが、研修終了後の退職者も出てきている。一方で、放課後児童クラブは利用者が増加傾向にあり、新たな人材の採用が必要である。今後研修ではなく、試験等での資格取得になれば、放課後児童支援員の人材不足がより深刻化し、研修自体をやめれば質の確保が難しくなるため、現行の制度の継続が望ましい。	研修での資格取得継続により、資格取得の容易さと支援員の質の確保が保たれる。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局、大分県)	福岡県、神奈川県、新潟県、上越市、多治見市、高松市、八幡浜市、松浦市、宮崎市	○現行制度の継続を求める。現在、研修会への参加により、支援員として職務を遂行する上で必要な知識・技術の習得、基本的な考え方や心得等を認識し、支援員の資質向上が図られている。今後試験による資格取得となれば、資格取得を敬遠することも想定され、支援員不足が生じる可能性もある。○放課後児童支援員認定資格研修制度は、支援員の質の確保のため必要であるが、資格要件などにより、研修を受けられず、平成31年度末までに完了させることは難しい。そのため、資格要件の緩和、研修期間の延長、代替研修の適用等の検討が必要となるほか、研修を受講した支援員とそうでない支援員の間での処遇の差の有無などの課題も生じるものと思われるので、研修の継続が望ましいと考える。○児童クラブ待機児童数削減のため、毎年、施設整備・定員拡充を行っており、新たな支援員の確保が必要である。安定的な人材確保のため、研修での資格取得継続を望む。また、現行の制度では、経過措置として31年度までに研修終了すればよいとされているため、新規採用者でも支援員になり得るが、32年度以降の取り扱いについても、「採用後、1年以内に研修終了すること」等、早急な支援員の確保に対応可能な制度改正を求める。○放課後児童支援員は全国共通の資格であり、現行の認定支援員研修制度を維持し、引き続き資質を向上していく必要がある。○本市においても、今後認定研修終了者の退職者が見込まれている。認定資格研修は支援員の質の確保に大きな役割を果たしており、今後も継続していく必要があると考えている。しかし、自治体単位で開催することは効率的ではないため、県等において年1回定期的に開催することにより、研修に係る経費の削減と一定水準の質を確保することが可能である。また、多くの潜在的な資格者に支援員資格を取得してもらい、支援員不足を解消していく中でも、現行の研修制度を維持していただきたい。○本市においても人材確保が現段階でも困難な現状にある。試験等に資格取得が変更になった場合、放課後児童健全育成事業の運営が困難である。また、実例を踏まえた上での研修である方が職員のスキルアップにもつながり質の向上につながるものと考えられる。○試験等での資格取得になれば、人材確保がより困難になると考えられる。○本市においても、都道府県認定資格研修を受講した者が離職するケースが多く見受けられる。慢性的な人材不足になりつつある状況下の中、研修制度を試験制度に移行されるとクラブ運営に多大な支障をきたすものであり、制度の継続が望ましい。○キャリアアップ処遇改善事業の予算措置を行う市町村が少いことはあるが増加し、処遇改善の流れができてきた現状にあり、現行の制度を変える時期ではない。人材の確保は厳しい状況にあり、市町村からも認定資格研修の継続を求められている。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
283	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金の一本化	幼保連携型認定こども園を整備する際の施設整備について、一種類の交付金又は補助金で対応できるようにしていただきたい。	現在、幼保連携型認定こども園の整備については、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚労省が所管する認定こども園施設整備交付金の2つの交付金を受けなければならない。平成29年12月26日地方分権改革推進本部決定において、申請の書類の統一化を図るなどの事務負担軽減の方向性が示されたところであるが、申請を2省庁に行わなければならないこと、定員や整備面積に応じた複雑な按分計算を行わなければならないという問題は解消されていない。	申請に係る市町村及び都道府県の事務負担が軽減されるとともに、按分方法の誤りにより不適正な額を交付してしまう事態を防ぐことができる。	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県) 将来世代応援知事同盟共同提案(事務局:徳島県)	旭川市、花巻市、いわき市、須賀川市、吾志野市、柏市、川崎市、海老名市、新潟県、福井県、山梨県、須坂市、山梨市、豊田市、田原市、豊川市、大府市、兵庫県、神戸市、西宮市、徳島市、高知県、北九州市、筑後市、松浦市、熊本市、宮崎県	<p>○本市においても幼保連携型認定こども園の整備により、事業者が、事前協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請を行うのみならず、申請が受けられない等の措置で実施が困難な状況となっている。</p> <p>○本市においても一斉年度同様の事業が発生しており、幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金制度の一本化を求めらる。</p> <p>○本市においても認定こども園の施設整備に当たって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内示時期が遅いため、施設整備のスケジュール的に既存園舎の解体費や施設整備の補助が受けられず、事業主体(法人)が負担する時や種別別の補助金種別(補助金種別)に満たない、補助事業者(市町村)が差額を負担せざるを得ないケースがあり、補助制度の抜本的な見直しが必要。</p> <p>○文科省と厚生労働省にそれぞれ申請手続きを行っており、申請の書類が重複し、事務の煩雑化が生じている。自治体での事務作業は非常に煩雑になっている。また、文科省と厚生労働省にそれぞれ事前協議、申請、実績報告を出さなければならないが、事務作業が重複している。認定こども園整備に係る交付金を一元化できれば事務作業の負担が半分になるため改善が必要であると考えられている。</p> <p>○現在、幼保連携型認定こども園の整備については、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚生労働省が所管する認定こども園施設整備交付金の2つの交付金を受けなければならない。平成29年12月26日地方分権改革推進本部決定において、申請の書類の統一化を図るなどの事務負担軽減の方向性が示されたところであるが、申請を2省庁に行わなければならないこと、定員や整備面積に応じた複雑な按分計算を行わなければならないという問題は解消されていない。</p> <p>○近い将来、認定こども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と担当が別になっていることから、二重に交付申請等を行う必要があり、事務が非常に煩雑となっている。○本市で現在予定している同種基金を活用した施設整備において、それぞれの補助金の申請の時期や申請書の内容が異なること、直接補助と間接補助の違い等の制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○本市においても、申請に係る事務負担が軽減されるとともに、按分方法の誤りにより不適正な補助金額となる事態を防ぐことができる。</p> <p>○本市においても、提案市間様に事務が煩雑化し、対応に苦慮している。</p> <p>○認定こども園は一つの施設であるのに、厚生労働省、文部科学省の補助金を使い分けなければならない、経費の按分には相当の調整が必要。申請が完了するまでに経費の一本化が必要である。</p> <p>○申請等に必要書類も厚生労働省、文部科学省で統一されており、対応に苦慮しているため改善が必要である。</p> <p>○認定こども園施設整備交付金の申請に当たり、厚生労働省と文科省に分けて申請するため、事業費を重複申請しなければならないほか、施工費の経理等についても重複申請が必要となる。また、経費の重複申請を防止するために、経費の重複申請を防止する必要がある。</p> <p>○事務の一元化には法的な課題は少ないが、補助金の一元化を行う必要がある。これにより、施設の基準統一も可能となる。</p> <p>○保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分が文部科学省と担当が別になっていることで事務が煩雑である。</p> <p>○現在、幼保連携型認定こども園の整備については、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚生労働省が所管する認定こども園施設整備交付金の2つの交付金を受けなければならない。平成29年12月26日地方分権改革推進本部決定において、申請の書類の統一化を図るなどの事務負担軽減の方向性が示されたところであるが、申請を2省庁に行わなければならないこと、定員や整備面積に応じた複雑な按分計算を行わなければならないという問題は解消されていない。</p> <p>○平成29年度に、文科省の事務負担を軽減するために幼稚園部分の交付金と交付先を厚生労働省に統一し、円滑・安定的に整備を行う上で重要な支障となつた。</p> <p>また、厚生労働省と文部科学省双方に申請が必要で、按分計算などの事務負担が非常に大きいため、また、幼稚園部分の認定こども園施設整備交付金も重複申請が必要で、按分計算を二重に行うことによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○本市においても、施設整備の所管者が分かれていたことで、申請書類を双方に分けて提出しなければならない。また、単一施設であるにもかかわらず費用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。</p> <p>また、幼稚園部分の施設整備交付金も重複申請が必要で、按分計算を二重に行うことによる事務負担の増加が課題となつたことに加え、認定こども園の増進に大きな支障となっている。</p> <p>○申請業務(市町村)上の支障</p> <p>単一施設の場合、申請に係る事務が重複して発生する。厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行って、この際、明確に区別できない共同部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合計して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を出し、補助金を算出している。</p> <p>同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。</p> <p>【審査等業務(都道府県)上の支障】</p> <p>単一施設の場合、申請に係る事務が重複して発生する。厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付金に基づき協議、調整を行う必要があり、事務の負担となっている。</p> <p>特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方で修正が他方で補助金申請額等に影響を及ぼすことあり、審査・申請業務等に大きな支障となっている。</p> <p>【これまでの議の対応】</p> <p>補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ実施して行なう必要があり、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の確立が決定している中で、今年度の一体的な施設整備に対する懸念も高まってきており、簡便な事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考えられている。</p> <p>【参考】</p> <p>■保育所相当部分</p> <p>「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」国から市町村への直接補助</p> <p>■幼稚園相当部分</p> <p>「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」国から都道府県を経由して市町村への間接補助</p> <p>○認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚生労働省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業費が重複しやすくなるという課題となっている。</p> <p>○本市においても保育所機能部分と幼稚園機能部分で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重行政(手続き)となっている。事務が非常に煩雑であるため、経費をめぐり争いが生じている。</p> <p>○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚生労働省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市として、文科省部分の補助金申請交付とならなかつた事例もあることから、施設整備を行うに当たり、補助事業者が円滑に交付金を受け取るため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えられている。</p> <p>○本市においても同様の支障事例がある。</p> <p>事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や面積に応じて園から按分が生じ、その考え方や提出方法において市町村に付加価値的な負担が生じている。また、認定こども園の施設整備においては、国からの補助金も活用しているが、認定こども園の施設整備を行う法人に不利な負担も生じている。認定こども園の整備には、申請の書類の統一化を図るなどの事務負担軽減の方向性が示されたところであるが、申請を2省庁に行わなければならないこと、定員や整備面積に応じた複雑な按分計算を行わなければならないこと等、事務の煩雑化が課題となっている。</p> <p>また、協議や交付申請の時期もそれぞれであり、双方の内示や交付決定が揃わなければ、事業者が連携できない等の問題もあるため、前のような状況、事業費にそれぞれスケジュールが別々に支障が生じている。</p> <p>○今年度においても、文科省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、県内の整備案件において支障を来している。</p> <p>○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が複雑であるとともに、平成29年度の本市における認定こども園施設整備において、認定こども園施設整備交付金の一方の申請の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一した対応がなされておらず、財政的にも不安定・不確実な状況が生じている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
295	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	認定こども園に係る施設整備財源の一元化	認定こども園の施設整備にあたっては、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省からの交付金となっていることから、その財源を統合し、内閣府において交付決定することを求めるもの。	【支障事例】単体の認定こども園の施設整備に関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。	【制度改正の経緯】平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度では、法定代理受領の仕組みを用いて、幼稚園、認定こども園(保育所は委託)という園の種類に関わらず、同一の給付制度を適用する「施設型給付」が始まり、この制度を円滑に実施するため、全国の市町村で施行までに多大な準備作業が行われてきた。【現状】現在、課題がありつつも新制度は円滑に行われており、残る大きな問題が、「施設整備の一元化」である。今回の提案は、財政負担を生じる新たな交付金制度を設けるものではなく、文部科学省と厚生労働省に分かれていた運営費を、内閣府の「施設型給付」に一元化したように、施設整備に係る既存の財源を統合し、内閣府において交付決定してほしいということだけである。【制度改正による効果】自治体、補助事業者とも事務負担軽減につながるほか、特に補助事業者は、不採択率によりインシャルコストが増えるというリスクが低減するため、開園後の園の安定運営に寄与する。	児童福祉法第56条の4 内閣府、文部科学省、厚生労働省	中核市長 会		旭川市、秋田市、福島県、いわき市、須賀川市、柏市、横浜市、川崎市、海老名市、新潟県、福井県、山梨県、須賀川市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大分市、和泉市、兵衛町、神戸市、西宮市、岡山市、徳島市、高知県、北九州市、松浦市、熊本市、宮崎市、九州地方知事会	<ul style="list-style-type: none"> ○本市においても幼保連携型認定こども園の整備に当たり、事業者が、専任協議や申請等の事務負担の増大を理由に一方の申請を拒否する事例も発生している。専任協議の利・不利益の措置は法律上の根拠がない。 ○本市においても認定こども園の施設整備にあたって、申請書類の統一化が図られたにもかかわらず、保育所部分と幼稚園部分の内示書類が異なるため、施設整備の入付金・二重に申請書類の解体費や施設整備の補助が受けられず、事業者(法人)が負担する額や内示書類が補助事業者側へ異なるため、補助事業者(市町村)が関係各部署と異なるケースがあり、補助費の根本的な解決に至っていない。 ○文部科学省と厚生労働省それぞれ申請手続を行っており、申請手続が煩雑になっている。 ○認定こども園の施設整備に係る交付金は文部科学省と厚生労働省のそれぞれの低価格設定の手続きなどに相違があり、自治体での事務作業は非常に煩雑になっている。また、文部科学省と厚生労働省それぞれ事前協議、申請、実績報告を提出しなければならず補助事業者が負担している。認定こども園整備に係る交付金を一元化できれば事務作業の負担が半分になるため改善が必要であると考える。 ○単体の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。 ○このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。 ○認定こども園の施設整備については、二つの交付金を申請するため、事務が煩雑となっている。 ○認定こども園の施設整備が実現するまで、財政負担が生じる恐れがある。事業者及び補助にも影響があるため、変更申請の処理等が必要となり、補助を受ける認定こども園の設置者や市において事務処理が煩雑になっている。 ○事務の簡素化では根本的な解決にならないため、補助者の一元化を行うことが必要。これにより、施設の基準統一も一本化され、交付金の標準化も実現される。自治体にとってメリットは大きい。 ○本市でも当該提案と同様の提案をしている。 ○文部科学省、厚生労働省双方に事務執行をこなす必要はない支障は生じている。 ○単体の認定こども園の施設整備に関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。 ○保育所機能部分が厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっていることで事務が煩雑である。 ○単体の認定こども園の施設整備に関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。 ○このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。 ○また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を市が負担した件や採択される時期が各県によってズレがあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。 ○平成23年度に、文部科学省の予算不足により幼稚園部分の交付金が交付されず事業者が負担する事態が生じ、円滑・安定的に実施を行う上で重大な支障となった。 ○また、厚生労働省と文部科学省双方に申請手続が必要ため、採分計算などの事務負担が大きいに加え、幼稚園部分では対象にならない経費があることや、採分計算をする際に一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすことなどの特徴も生じている。 ○保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である ○本市において、施設整備に当たっては、申請書類が保育所と幼稚園で異なるため、事務が煩雑に感じられ、単一施設であるにもかかわらず費用部分は採分して精算する必要があり、事務が煩雑に感じられている。 ○また22年度の文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。 ○【申請業務(市町村)上の支障】幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続を行っている。この際、書類に誤りがない申請分は、かつ変更業務により審査に送られている。具体的には、審査費や印などの各費用部分ごとに定員による採分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 ○同一の施設づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。 ○【審査業務(都道府県)上の支障】単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付金に基づき協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。 ○特に、二つの制度にまたがる費用部分の補助金の採分計算については、一方での修正が他方での補助金額に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。 ○これまでの園の対応)補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元化の施設整備に対する懸念も高まっており、細かな事務手続の簡素化では支障は解消できず、改めて根本的な改善が必要と考える。 ○【参考】■保育所相当部分「(保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」:国から市町村への直接補助■幼稚園相当部分「(認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」:国から都道府県経由で市町村への間接補助○認定こども園の施設整備に当たっては、幼稚園部分が文科省、保育所部分が厚生労働省からの交付金となっており、単体の認定こども園の施設整備であるにもかかわらず、二つの交付金に係る事務が発生し、補助事業者にとっても事業概要が理解しづらい構造となっている。 ○本市においても保育所機能部分と幼稚園部分で分かれており、1つの園の施設整備に対して二重行政(手続き)となっており非効率的であるため、財源を含めた手続の一元化を図るべきと考える。 ○幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚生労働省からの交付金となるため、二つの交付金に係る事務が発生している。本市としても、文科省部分の補助金が満額交付とならなかった事例もあることから、施設整備を行うに当たり、補助事業者に円滑に交付金を交付するため、一元化を行い、交付金に対する考え方を統一する必要があると考えている。 ○補助申請書が一元化されていることにより、事業者の採分や申請手続など、各県の考え方に異なる部分があり、事務が煩雑で負担が生じている。 ○そのため、一元対応が必要だと考える。 ○本市において同様の支障事例がある。 ○事業者からすれば「認定こども園」という施設を作るだけにもかかわらず、児童数や園種に応じて細かい採分が生じ、その考え方や算出方法において市町村だけでなく都道府県においても煩雑な事務が生じさせ、その基礎的資料として事業者から提供する資料も膨大なものとなり、過度な負担がかかることとなっている。 ○左記のとおり、幼稚園機能部分と保育所機能部分で財源が異なっており、補助金額が不安定である。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金については、所管が文部科学省と厚生労働省に分かれていて、単一施設での運用であるにもかかわらず、両省に対して申請手続が必要であり、また整備業務に当たって補助金の採分計算が必要となるなど、市町村及び都道府県の事務処理は大変煩雑なものとなっている。 ○認定こども園の施設整備を行う場合には、厚生労働省及び文部科学省の両省の交付金の手続きを行う必要があることから、手続きが煩雑になることはもとより、交付対象経費に違いがあることなど、施設整備を行う法人に不利な面もある場合もあることから、認定こども園施設については、内閣府において一元化した交付金を創設していただきたい。また、募集時期等の制約により差数対応が煩雑であること、募集決定後の募集に十分な余裕がある事業であることから、柔軟に対応できる交付金にしていきたいとのこと、恒久的な事業として位置づけ、平成31年度以降も継続していただきたい。 ○今年度においても、文部科学省と厚生労働省で内示の時期にズレが生じており、園内の整備案件において支障を生じている。 ○近年、一定の改善はされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として弊害が顕著であることから、平成23年度の各市における認定こども園施設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一した対応がなされておらず、財政的にも不安定・不確実が生じている。 	

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
43	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	保安林に関する事務の権限移譲	林野庁が所管しない国有保安林を解除する権限について都道府県への移譲を行う。	国有林と民有林が混在する区域(河川の氾濫防止を目的とした水害防備保安林等)において、公共事業(築堤等)の完了に伴い法第26条の2第1項により保安林を解除しようとする場合、権限が農林水産大臣と都道府県知事に重複することになり、事務が複雑となる。国道の新設や改良で保安林の解除が必要な場合(公益上の理由)で、かつ県知事権限で解除可能なケースであっても、用地買収並びに分筆登記して国(国土交通省)の所有物となった後は、林野庁が管理する国有林で無いのにもかかわらず、当該保安林の解除が農林水産大臣(林野庁)権限とされている。本来権限委譲等がなされている保安林そのものには何ら変わりがないことから、是正を強く求めたい。公共事業の道路工事において、国土交通省が所有する保安林を解除しようとする場合、保安林の種類や重要流域にかかわらず農林水産大臣の承認を必要とするため、権限移譲により保安林解除事務の効率化及び迅速化が図られる。	解除権限の一元化により、一事業区域を都道府県が一括して審査することが可能となり、事務処理の効率化が期待できる。	森林法第26条、第26条の2	農林水産省	徳島県、滋賀県、京都府、兵庫県、愛媛県、高知県		岩手県、宮城県、栃木県、千葉県、新潟県	<p>○当県でも県道改良工事に伴う、なだれ防止保安林の解除において、国有林(国交省所有)と民有林が混在していたため、大臣権限と知事権限の事務手続を要した事例あり。</p> <p>○国が行う高速道路(圏央道)事業に伴う保安林解除案件を控えているが、国の用地買収のタイミングにより権限が知事になるか大臣になるか決まるため、調整が必要となり、事務が煩雑になってしまっている。</p> <p>○国道の新設・改良で保安林の解除が必要な場合、用地買収並びに分筆登記後は、国有林(国土交通省所有)となるため、保安林解除の権限が知事権限であったケースも農林水産大臣権限となってしまう、解除までに時間を要する。事務処理の効率化を図るために、林野庁が所管しない国有保安林を解除する権限を都道府県へ委譲していただきたい。</p> <p>○森林法第26条の2により、民有林である保安林については、都道府県知事が指定解除を行い、森林法第26条では、農林水産大臣が指定解除を行うこととなっていることから、国有林は、農林水産大臣が指定解除を行うことになる。国有林のうち、林野庁所管外の国有林(国土交通省所管など)は、公共事業実施に伴い民有林を買収したことにより国有林になるケースが多く、また、実質民有林と同様に県において管理されていることから、民有林と同じく知事権限により指定解除を行うほうが、適切な事務処理を行うことができる。また、保安林解除の申請書を提出してから事業に着手できるまでの期間は、大臣権限であれば約半年を要するが、知事権限であれば約4ヶ月で着手することができ、事業の迅速化に付与することができる。以上のことから、林野庁所管外の国有林に係る保安林の指定・解除の大臣権限の一部について、県への移譲を求める。</p> <p>○本県においても水害防備保安林において、護岸工事を実施した際に、法第26条の2第1項により保安林を解除を行うにあたって、林野庁以外が所管する国有地は、県知事権限で解除可能なケースであっても、農林水産大臣(林野庁)権限となり、農林水産大臣と都道府県知事に重複することとなった。本来権限委譲等がなされている保安林そのものには何ら変わりがないことから、事務の効率化、迅速化の観点から本県においても同様に是正を求めたい。</p> <p>○林野庁所管以外の国有林は、民有林保安林台帳により管理されており、保安林解除の手続きを行うために、事業用地として部分的に分筆し国有化された土地を区別しなければならず、事務が煩雑となる。</p>
44	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	保安林に関する事務の権限移譲	公益上の理由により必要が生じたときに保安林を解除する権限について都道府県への移譲を行う。	道路の開設・改良をはじめとする公共事業は各種法令等に則して行われ、保安林機能の維持・強化に資することも多いにも関わらず、重要流域であるか否かによって解除の権限が農林水産大臣と都道府県知事に区別されており、行政の一体性が損なわれている。	公共事業実施者による申請事務の効率化と解除手続の迅速化が図られることで、事業の早期着手が期待できる。	森林法第26条、第26条の2	農林水産省	徳島県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、高知県		栃木県、長野県	<p>○当県では、農林水産大臣権限の保安林が90%以上を占めているため、道路の新設・改良をはじめとする公共工事に伴う保安林解除についてもほぼ農林水産大臣権限である。解除までに時間を要するため、保安林部分の工事着手に遅れが出る等の支障が出ている。公益上の理由による保安林解除の権限を都道府県へ委譲することで、解除手続の迅速化が図られ、事業の早期着手が期待できる。</p> <p>○本県では重要流域に該当するため1～3号保安林については農林水産大臣権限となっており、進捗から予定通知まで相当の期間を要している。都道府県知事に権限を委譲したとしても、保安林の解除は各種法令等に即して行われることから、問題は生じないと考えられる。</p> <p>○当県は、平成29年度において同様の内容で提案したが、新たな支障事例がないということで検討の対象外とされた。既開設道路において、地方公共団体等が実施する通行の安全確保を目的とした法面保護工事や線形改良工事のような小規模工事について、迅速な工事着手、地域住民の利便性向上につなげるため、保安林の解除権限を知事に移譲すべき。現状では、工事着手までに申請書提出以前の打ち合わせ協議を含めて約6ヶ月～8ヶ月の期間を要し、年度内工事完成が厳しい状況となっている。1号～3号保安林については、受益が広範囲となり国土保全機能の根幹部分であることは理解できるが、地域住民の利便性向上も地方創生に必要不可欠である。平成26年度の提案に対して、一級河川を擁さない重要流域においては流域全ての県と国の協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、指定・解除の権限を県に移譲することが閣議決定されたが、重要流域内は従前のとおりとなっている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
123	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	市町村主体の産業用地創出事業における4ha超農地転用手続の規制緩和	市町村が主体となり産業用地を創出する場合に、4ヘクタールを超える農地転用に係る国との協議を不要又は報告とする。	地方発展のエンジンとなる企業誘致は、時機を逃さないことが鉄則である中、現状では、4ヘクタールを超える農地転用を伴う産業用地開発を行おうとした場合、自治事務である農振除外の段階から、事実上の国の関与が認められるとともに、国の担当者による見解の違いや人事異動のたびに話が撤回し戻るケースが散見されるなど、国との協議調整に多大な時間と手間を要している。また、手続に要する時間の見込みが立てられないため、企業からの引き合いに対して適切な対応ができず、地域振興の多くの好機を喪失している。一方、手続に不測かつ多大な時間を要する現状は、気候変化による売れ残りリスクを増加させる要因ともなっており、高速道路/インターチェンジ周辺等に開発適地があっても、農地が存在する場合は手が付けられないのが実情である。市町村主体の産業用地開発事業の場合、一定の確実性・計画性等が確保されるとともに、農振除外・農地転用にあたって、都道府県との関与もあるため、国が懸念する虫食いの・無秩序な開発の懸念は小さい。農村産業法の活用による新たな土地利用調整のスキームが整備されたものの、時間的制約の克服はなお困難であり、また、予め用地を用意し、積極的な企業誘致を行うケースについては対応ができないなど、地域の実情に応じて、自らの決断でまちづくりを進めようとする市町村にとって、4ヘクタールを超える農地転用の国の規制・関与が、大きな障壁となっている。	①企業の生産性向上、安全・安心な生活環境の確保 ・高規格幹線道路等の道路のストック効果を最大限活用することにより、企業の時間やコストの削減 ・交通事故防止、交通渋滞の緩和、騒音や排気ガス抑制による生活環境改善 ②持続的発展の流れの創出 ・産業振興による成果を農業振興等に還元し、持続的発展に向けた好循環を創出 ③環境保全の推進や無秩序・無制限な開発の防止 ・インターチェンジや既存産業団地の周辺等への戦略的な産業集積により、山林開発や虫食いの優良農地の開発等を防止 ④企業ニーズへのスピーディーな対応、新たな雇用創出 ・企業ニーズに対してタイムリーかつ適切なベースでの産業用地の提供が可能 ・雇用創出により若者の転出の抑制、還流の促進、農村集落の活性化	農地法附則第2項	農林水産省	岡山県、兵庫県		岩手県、山形県、神奈川県、岐阜県、大垣市、豊田市、奈良県、鳥取県、井原市、徳島県	<p>○市町村等が4ヘクタールを超える農地転用を伴う産業用地開発事業を行う場合に、国との協議等、転用手続きに多大な時間を要する現状から、企業からの引き合いに対して適切に産業用地を提供することができず、企業誘致の好機を逃してしまうという事例が見込まれる。</p> <p>○類似の計画を予定しており4haを超えるような産業用地を検討しているため、今後、国の協議が控えていることを考えると、迅速な団地形成に至らないことが予想され、企業ニーズに対応できない恐れがある。</p> <p>○本県において、支障事例はないが、今後、工業ゾーン創出プロジェクトを進めている中で、同様の事例が発生することもあり得るため、市町村が主体となる場合で、産業用地創出・企業誘致の蓋然性が高い場合等は、4ha超の農地転用にかかる国協議を不要、報告とすることは必要と考える。</p> <p>○支障あり</p> <p>農振除外時の国協議を経た後、農転の国協議までかなりの時間を要する。その原因として、例えば、国担当者の異動等により、事業計画について再度説明を求められるなど、二度手間ともいえる時間を要した。また、協議に要する期間が長期に渡ることで二次的に派生した問題として、所有者の死亡等状況の変化が生じ、手続き等にかなりの労力が必要となった。</p> <p>○企業が興味を示すような開発適地があっても、適地内に優良農地が存在する場合は農振除外等の関係で手が付けられず、企業立地の好機を逃しているのが実情である。優良農地の中には休耕地もあり、土地の有効活用ができていない。</p> <p>○4haを超える農地転用の国との協議は、農地法附則第2項により「当分の間」との位置づけであり、今後いつ終了してもおかしくない暫定的な措置であるため、速やかに不要または報告とすることに異論はない。</p> <p>○現状では、4ヘクタールを超える農地転用を伴う産業用地開発を行おうとした場合、自治事務である農振除外の段階から、国との協議調整に多大な時間と手間を要している。また、手続に要する時間の見込みが立てられないため、企業からの引き合いに対して適切な対応ができない。</p> <p>一方、手続に不測かつ多大な時間を要する現状は、高速道路/インターチェンジ周辺等に開発適地があっても、農地が存在する場合は手が付けられない。</p> <p>農村産業法の活用による新たな土地利用調整のスキームが整備されたものの、時間的制約の克服はなお困難であり、市町村にとって、4ヘクタールを超える農地転用の国の規制・関与が、大きな障壁となっている。</p> <p>○本県においても提案事例と同様のケースが多数生じており、企業誘致の大きな支障となっている。</p> <p>また、本県では、産業用地の創出を目的とし、平成28年に市街化調整区域のインターチェンジ周辺などへの工場立地を認める特例的措置を定めたが、「農用地区域内農地」における農振除外が障壁となり、実際の運用に結びついていない。</p> <p>○農振除外の際に、国との協議調整に多大な時間を費やし、企業誘致の機会を失う原因となる。</p> <p>○第5次地方分権一括法により、平成28年4月より4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、国との協議を付した上で、都道府県知事、指定市町村長に移譲されたところである。</p> <p>市町村からは、地域の発展と雇用創出のために政策的に実施する企業誘致のための農振除外、農地転用については、規制を緩和するよう要望があることから、国において早期の検討を図られたい。</p> <p>○産業集積が進む地域においては、造成済産業用地の残余面積が乏しくなっており、今後の新規立地や既存企業の業容拡大に備えた新たな産業用地の整備が喫緊の課題となっている。</p> <p>上記の状況を受け、複数の市町村において農地転用による産業用地(4ha超)の整備を検討しているものの、あらかじめ事業者の立地ニーズを詳細に踏まえた上で迅速な整備を行う「オーダーメイド型造成」において求められるスピード(企業の立地計画が固まってから操業開始に至るまでの期間の短さ)と比較し、農振除外に係る国との協議調整に要するスピードは極めて遅く、必要なタイミングで必要な面積の産業用地が提供できない可能性が高いことが懸念されている。</p> <p>また、農村産業法や地域未来投資促進法を活用した農振除外においては、事業者の立地ニーズを踏まえた用地面積の確定が求められているが、事業者にとっては用地造成前に立地規模その他の投資計画の詳細を固めるのは非常に困難(=投資計画の確定と着手がほぼ同時となる事業が大半)であり、産業用地の整備を検討している市町村においては、農振除外の決定を受けるのが極めて困難であるとして事業者手による二の足を踏む事例もある。</p> <p>実際、県内においては、将来の産業集積も見据えて4ha超の産業用地の整備を志向したものの、特定の事業者の立地スケジュールに応じて速やかに整備を行うため、やむを得ず国の同意を要しない4ha以下での整備を選択した市町村もある。</p> <p>このような状況を打破し、市町村が地域の実情に応じて自らの判断で産業用地の整備を迅速に進めることができるよう、国との協議を不要とし、又は報告をもって代えることとするとともに、個別の企業の具体的なニーズによらずとも企業立地動向の調査分析等に基づいて必要面積を設定することができるよう、スキームを改める必要がある。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
124	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	「農用地区域内」の農業生産基盤整備事業(緑的整備事業)完了後8年未経過の受益地に係る「農用地区域内農地」からの除外を可能とする	農業生産基盤整備事業(緑的整備事業)完了後8年未経過の受益地に係る「農用地区域内農地」からの除外を可能とする。	土地改良事業完了後8年未経過の水路の受益地となっているため、「農用地区域内農地」からの除外ができず、当該地を転用することが困難な状況にある工業団地の拡張計画がある。 過去の提案募集に対する農水省の回答では、農村産業法及び地域未来投資促進法の活用を求められているが、いずれの法律を活用するにしても、土地利用の調整が必要な農地を区域に含む場合、区域設定に当たって農村産業法では実施計画策定に当たって、地域未来投資促進法では基本計画策定に当たって、事業者の立地ニーズを踏まえた面積規模とするよう定められている。工業団地整備後、公募により立地事業者を決定する計画のため、団地整備着手前には事業者の立地ニーズが確定しておらず、両法の仕組みが活用できない。また、付け替え等により他の受益地に影響がない場合は、8年未経過の受益地について「農用地区域内農地」からの除外を可能としても、全体の事業効果に大きな影響を及ぼさないと考えられる。	①企業の生産性向上、安全・安心な生活環境の確保 ・高規格幹線道路等の道路のストック効果を最大限活用することにより、企業の時間やコストの削減 ・交通事故防止、交通渋滞の緩和、騒音や排気ガス抑制による生活環境改善 ②持続的発展の流れの創出 ・産業振興による成果を農業振興等に還元し、持続的発展に向けた好循環を創出 ③環境保全の推進や無秩序・無制限な開発の防止 ・インターチェンジや既存産業団地の周辺等への戦略的な産業集積により、山林開発や虫食いの優良農地の開発等を防止 ④企業ニーズへのスピーディーな対応、新たな雇用創出 ・企業ニーズに対してタイムリーかつ適切なペースでの産業用地の提供が可能 ・雇用創出により若者の転出の抑制、還流の促進、農村集落の活性化	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条	農林水産省	岡山県、兵庫県		岩手県、花巻市、山形市、神奈川県、滑川市、大垣市、奈良県 ○本市においては、土地改良区による排水路の補修事業が国の「国営施設応急対策事業」を活用し、実施されることとなっている。国の見解では、「国営施設応急対策事業」が土地改良事業との判断であり、排水路の受益地(ほぼ市全域を網羅)において農振除外の規制がかかることとなる。 また、本市は、人口1,000人当たりの工業出荷額が県下一であるなど、企業立地が盛んであるが、様々な業種の企業が進出するなかで、その都度、必要な協議をしながら立地するものであり、あらかじめ立地ニーズを確定し、規模や目標を定めることは難しく、農村産業法や地域未来投資促進法の活用は馴染まないものと考えている。 このことから、本市が地方創生・農村地域の人口増加に取り組みしているなかで、農用地区域の除外要件の規制を受けることにより、商業の進出や宅地造成等の新たな土地利用に支障が出ており、市勢や経済の発展に大きな影響があるものと懸念しており、農地がほ場整備事業完了後8年を経過していれば、排水路が整備事業完了から8年を経過していなくても当該農地を農用地区域内から除外できるよう見直しを求める。 ○8年未経過の緑的整備事業ではないが、緑的整備事業の土地改良事業実施中の受益地への沿道施設開発が行えない事例あり。民間開発のために、土地改良事業の計画変更を行えるのかを含め県と協議している。 ○本県において、支障事例はないが、今後、工業ゾーン創出プロジェクトを進めていくうえで、同様の事例が発生することも考えられることから、付け替え等により他の受益地に影響がない場合は、農業生産基盤整備事業(緑的整備事業)完了後8年未経過の土地を除外可能にすることは、必要と考える。 ○県内では、川流域地域を中心に自動車関連産業や半導体関連産業などの積極的な設備投資がみられるが、市内の産業団地分譲率は94.4%に達しており、こうした設備投資需要にスピーディーに対応し、地域に産業を導入していくことが困難な状況となっている。そこで、産業団地の拡張・造成を検討しているが、候補地に農業振興地域が含まれていた場合、当該地を農業振興地域から除外する必要がある。 その際、個別具体的に立地企業の規模、立地スケジュール、雇用期待従業員数及び業種等について決定している必要があると認識しているが、事業者にとっては産業団地造成前にこれら要件を決定することはハードルが高く、結果的に農業振興地域から除外が困難な状況となっている。 ○土地改良事業完了後8年未経過の水路の受益地となっている農地は、「農用地区域内農地」からの除外ができず、転用することが困難な状況にある。 農村産業法及び地域未来投資促進法のいずれの法律を活用するにしても、土地利用の調整が必要な農地を区域に含む場合、区域設定に当たって農村産業法では実施計画策定、地域未来投資促進法では基本計画策定に当たって、事業者の立地ニーズを踏まえた面積規模とするよう定められており、工業団地整備後に公募により立地事業者を決定する計画の場合、整備着手前には事業者の立地ニーズが確定しておらず、両法の仕組みが活用できない。 また、付け替え等により他の受益地に影響がない場合は、全体の事業効果に大きな影響を及ぼさないと考えられることから、農業生産基盤整備事業(緑的整備事業)完了後8年未経過の受益地に係る「農用地区域内農地」からの除外を可能とする措置を求める。 ○本県においても提案事例と同様のケースが多数生じており、企業誘致の大きな支障となっている。 また、本県では、産業用地の創出を目的とし、平成28年に市街化調整区域のインターチェンジ周辺などへの工場立地を認める特例的措置を定めたが、「農用地区域内農地」における農振除外が障壁となり、実際の運用に結びついていない。 農地所有者が高齢の場合などには、農業生産基盤整備事業完了後、8年未経過でも、農業の継続自体が難しくなる場合もあり、農振除外要件の緩和は必要と考える。 ○農地の改良等公共投資の効用が十分に発揮されるため、一定期間、開発行為等を制限することはやむを得ないことから、意見なし。	
182	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	土地開発公社が地方自治体から委託を受け農地を取得する場合の農地法第5条の適用除外	地方自治体から委託を受けた土地開発公社が道路や河川等の用地として農地を取得する場合は、地方自治体と同様に許可を不要とすること。	【現状】 転用目的で農地等を取得する場合、都道府県知事等の許可が必要とされているが、国又は都道府県等が道路や農業振興上必要の高い施設の用に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。また、都道府県等を除く地方自治体が、道路、河川等土地収用法第3条に掲げる事業の敷地に供するため農地等を取得する場合も適用除外とされている。 しかし、土地開発公社が、都道府県等の委託を受けて道路、河川等の用地として農地を取得する場合は許可対象にならず、土地開発公社が都道府県等の委託を受けて農地を取得し、造成する場合にのみ、都道府県知事等の許可の対象となっている。 【支障事例】 土地開発公社は公法に基づき地方自治体が設立した団体であり、同公社の職員の専門性等を生かして機動的かつ柔軟に用地の先行取得が可能のため、本県では、公共事業のための農地取得を同公社に委託したいと考えている。しかし、同公社が都道府県から委託を受けて農地を取得し、造成する場合は、許可を必要とするため農業委員会への申請から都道府県知事等の許可まで相当の期間を要する。 また、その際には、単に農地の取得だけでなく造成工事を行わなければ許可が下りないため、委託元の都道府県等が用地の造成や道路、河川等の建設工事を行うよりも、非効率になり工事費も高額になってしまう。そのため、公社への委託ができない状況である。	土地開発公社によって道路、河川等の用地として取得できる土地の範囲が広がり、効率的な用地取得が可能となるとともに、土地所有者との合意から取得完了までの期間を短縮でき、円滑な事業執行に寄与できる。	・農地法第5条第2項第3号 ・農地法施行規則第57条第5号ナ	農林水産省	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県		山形市、群馬県、城陽市、枚方市、大村市、宮崎市 ○事例のように、市が道路、河川等の土地収用法第3条に掲げる事業の敷地に供するため、農地等を取得する場合は転用許可は不要であるが、土地開発公社が委託を受けて用地の取得等を行う場合は転用許可が必要となる。市農業委員会では県からの権限移譲を受けてはいるものの、土地開発公社の転用許可申請から許可まで相当の期間を要することとなる。 ○土地開発公社が自治体からの依頼に基づき事業用地を先行取得する場合は、自治体が自ら事業用地を取得する場合と、その性質は何ら変わることはないため、農地法の適用除外については、自治体と同様の取扱いを行うことが適当であると思われるため提案に賛同する。 ○公共事業であるにも関わらず、土地開発公社の用地取得は許可を要していることから、複雑化、緩慢化させている。	

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>			
	区分	分野									団体名	支障事例		
236	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲等	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	解除申請については、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3箇月という標準処理期間が定められているものの、実際はこれを大幅に上回る期間を要している。また、指定申請についても、標準処理期間の定めはないものの、遅延から予定通知までに1年6箇月を要している事例もあり、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースが多数見受けられる。加えて、現地を知らない林野庁本庁で審査をされるため、現地の状況を説明するための詳細な資料の作成が必要となっており、事務負担が増大しているのみならず申請処理期間の増加を助長している。この点について、設立から7年が経過し、農林水産振興を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。したがって、複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限を関西広域連合に移譲すべきである。なお、過去の提案において懸念されている権限の移譲による生じる国土の保全や国民の生命・財産の保護に支障を来す事態については、同意を要する国との協議とする等により解決されると考える。	現在、「保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。」こととされており、1～3号の保安林に関しても、重要流域の指定を外し、都道府県に移譲することが可能となっている。そもそも、従来から河川管理者と当該権限を有する機関は別であり、河川管理者と同一にする必然性はなく、すべての民有林に係る保安林の指定等について、地方公共団体への移譲も可能である。平成27年度の提案募集において、「大臣権限の保安林の国での解除審査では、審査の参考とするため、指定・解除の対象となる森林の状況の調査を都道府県に委託する予算措置を講じているが、解除審査のうち、9割を超える案件で調査内容について補正を要し」とされているが、これは、権限と責任が地方公共団体になくとも原因として考えられ、権限を移譲して地方公共団体に責任を持たせ、経験を積ませることにより、逆に地方公共団体が適切に流域保全を担っていくことが可能となる。	森林法第25条、第26条	農林水産省	関西広域連合				
239	A	権限移譲	産業振興	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の権限等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せざるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・6項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	農林水産省、経済産業省、国土交通省	関西広域連合				

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
314	A	権限移譲	農業・農地	農業振興地域整備計画の変更に係る知事同意の撤廃	都道府県知事が指定した農業振興地域の区域の全部、又は一部が存する市町村は、その区域内の農業振興地域について農業振興地域整備計画を策定をしなければならず、策定・変更にあたっては知事に同意を得る必要があるが、一定規模面積以下の農業振興地域の取り扱いは、農地転用許可権限の委譲と同様に、農振除外の知事同意を撤廃する。	<p>【支障事例】</p> <p>現在、地方都市では少子高齢化の進展に伴い、農業の就労人口は減少し、かつ、従事者の高齢化が進み、不作付地が増加する傾向にある。土地利用のニーズとしては、農地としての土地利用ニーズは少ないが、農地以外の商業、工業、住宅としての土地利用ニーズは依然として高い状況にある。上記の問題の課題解決に向けた、集落再編や持続可能な農業、農村に向けた、地域の実情やニーズに応じた土地利用が速やかにできない状況である。</p> <p>そうした中で、地域が責任をもって判断し、この区域は守る農地、この区域は開発地へ転換していくなど、農業経営や食料生産数量を考慮しつつ、地域の実情やニーズに応じた土地利用や都市計画のようなコンパクトシティを推進する必要がある。</p> <p>以上のことから、積極的に農振除外を進める必要があるが、農振除外に伴う農業振興地域整備計画の変更にあたり、都道府県知事同意に時間を要している。</p> <p>【参考】</p> <p>政府の経済財政運営基本方針「骨太の方針」17年版において、明記されていた「食糧安全保障の確立」の文言は消えたほか、平成30年からは国策であった国による従来の米の生産調整政策が廃止され、農家の経営感覚に基づく生産が可能となった。</p> <p>さらに国からの米の直接支払交付金がなくなるなど、国の農業に対する関与が薄くなっている状況において、農地だけは守るというのは地域の実情に即していないと思われる。</p>	農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定によると都道府県知事に協議しその同意を必要とあるが、農林水産大臣が指定する市町村に対して、地域の実情がニーズに応じた土地利用をすすめるためには、一定規模の面積では、農振の除外を農地法と農振法が同等レベルの権限移譲をする事で、将来にわたる農業経営、食糧生産、農村計画との迅速な調整が可能となると考えられる。	農業振興地域の整備に関する法律第13条	農林水産省	見附市		花巻市、須賀川市、蓮田市、魚沼市	<p>○法第13条第2項による農業振興地域整備計画の変更、いわゆる「農振除外」にあたっては、法第8条第4項を準用し、都道府県知事からの同意を得なければいけないこととなっている。</p> <p>また、法第11条により、当該計画の変更案について、おおむね30日間の縦覧に供した後に、意義申出の期間を15日設けなければならないこととなっている。</p> <p>都道府県知事の同意を得るにあたっては、事前協議の後に同意協議となり、2度の協議が必要となることから時間を要する。また、先述したとおり、公告縦覧等におおむね45日間要するため、「農振除外」の受付から認可に至るまでには、非常に長い時間を必要とすることとなる。</p> <p>当市は雪国であるため、「農振除外」の認可時(当該地が農地であれば農地転用許可時)が冬季間であること、事業計画通りの工事等が施工出来ない状況に陥ることもあるため、「農振除外」については、より一層の迅速化が求められているところである。</p> <p>さらには、県の状況によっては、協議等に係る時間が著しく長くなることもあることから、「農振除外」における都道府県知事の同意の撤廃を求める。</p> <p>○農振除外の際、県知事同意に至るまでの事前協議に多大な時間を要しており、市民のニーズに対応できていないことから、知事同意の撤廃を求める。</p> <p>○地方都市では、大都市への人口流出を防ぐために、住宅の用地として農地の土地利用のニーズが高まっている。</p> <p>現状では、農業振興地域整備計画の変更について県知事同意が必要であり、農地転用許可の権限移譲を受けても、実質的には時間の短縮や事務軽減が図られず、地域の実情に応じた速やかな土地利用ができないため、一定面積以下の農振除外については県知事同意を撤廃する必要性があると考ええる。</p> <p>○農業振興地域整備計画の変更については、優良農地確保の観点から、国、都道府県、市町村が相互に協力して、国土資源の利用調整に取り組んでいるものであり、国及び都道府県の関与は一定必要であると考えている。</p> <p>○農地転用許可については指定市として権限移譲を受けており、事務処理の迅速化や地域の実情に応じた土地利用について権限移譲の効果が出てきている。ところが農振農用地については農振除外が必要となり、農業振興地域整備計画の変更について事前相談を含めた知事同意にかなりの時間を要している。</p> <p>市町村も優良農地確保の必要性は十分に理解しており、優良農地確保の目標を定め、農地転用許可について適正な事務を行うと認められたため農地転用許可の指定市として権限移譲を受けることができた。農振除外の現行制度については事務処理の迅速化からはほど遠く、土地利用についても少なからず都道府県の意思が出てしまい、地方分権に逆行していると考ええる。</p> <p>○農地転用許可の権限移譲をしている市町村については、問題ないと考えられるが、権限移譲していない市町村の場合には、農振除外時の転用許可の可否に齟齬がでると、事務処理に支障を来す恐れがある。</p> <p>○農振除外については、県の基本方針により「確保すべき農用地等の面積目標」が定められていることから、現状の面積を減少させる除外に対して、県の同意を得ることは困難で、地域の状況に応じた農地の確保を地域協議会で検討し、営農困難とした農地を除外するにあたっては、農地の確保が先行し地域の意向が反映できない状況にある。</p> <p>地域の営農状況、圃場の条件は様々で、既存の農地を全て維持することは今後不可能であり、地域の判断により、この区域は守る農地、この区域は開発地へ転換していくなど、優良農地の確保と、農地以外への土地利用の流動化を推進する必要がある。</p>

経済産業省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
42	B	地方に対する規制緩和	産業振興	水素ステーションに係る都道府県知事等による保安検査方法を緩和し、水素ステーションの維持管理コスト軽減を図ることを求める。	水素ステーションに係る都道府県知事等による保安検査方法を緩和し、水素ステーションの維持管理コスト軽減を図ることを求める。 【制度改正の内容】 水素ステーションの保安検査内容について、維持管理コストの軽減を図るため、既に学会その他の民間団体による設備の実態等に即した保安検査方法が指定されている、天然ガススタンドと同程度のものとして取り扱うこと。 【具体的な支障事例】 水素ステーションは年1回の保安検査で30日程度の休業が必要であり、FCVユーザーはその間、自動車を利用できないという極めて不便な状況に陥っている。また、検査費用もかき、水素ステーションの維持管理コストを押し上げている。	水素ステーションの休業期間短縮により、FCVユーザーの利便性向上につながる。また、水素ステーションの維持管理コスト低減により地域における水素ステーションの複数設置が実現することを通じて、休業期間の重複を回避することができ、さらにFCVユーザーの利便性向上が図られる。	高圧ガス保安法第35条	経済産業省	徳島県、京都府、兵庫県、神戸市、和歌山県、愛媛県、高知県		いわき市、川崎市、富山県、福井県、山口県、沖縄県	○今後本県でも水素ステーションの整備促進に取り組むこととしているが、水素ステーションの保安検査に伴う高額な維持管理コストは水素ステーションの運営会社にとって負担であり、保安検査に伴う長期休業はFCVユーザーにとって不便である。よって本県としても、水素ステーションの保安検査方法を緩和し維持管理コストの軽減を図ることを求める。 ○今後、保安検査に伴う休業期間の発生が想定される。水素ステーションの保安検査については、規制改革実施計画において、平成30年度までに業界団体等の保安検査方法が策定され次第速やかに検討・結論・措置するとされていることから、安全性の確保を前提として、休業期間短縮及びFCVユーザーの利便性向上につながる改正を期待する。 ○本県においては、国の新エネルギー社会構想により、水素社会実現のモデル構築を進めている。同構想の取組みの中では、県内に再生エネを活用した大規模水素製造プラントを整備し、2020年東京オリパラで同施設で製造した水素を活用することとしている。県においても、水素利用の拡大支援として、水素ステーション整備の支援、FCV、FCVバス、FCVカーシェアの導入拡大支援を実施している。そのような中、本市においても県内初となる定置式商用ステーションの整備計画がまとまり、平成30年度中の整備を目指して、官民の取組みを進めている状況。そのため、水素ステーションに係る都道府県知事等による保安検査方法を緩和についても、水素ステーションの維持管理コストの低減につながるものであり、当該規制緩和が利便性向上につながることを期待したい。 ○当市内の水素ステーションでも、点検期間は休業しており、近隣ステーションと点検期間が重複しないよう留意している状況。休業はステーション運営事業者の負担があることに加え、利用者にも不便を与えてしまうため、FCVの普及に、当該制度改正は必須であると考え。 ○本県でも「水素社会」の実現に向けて、「水素エネルギー推進ビジョン」に基づき、水素ステーションの整備を進めている。平成29年に県内にスマート水素ステーション1基を整備しているが、保安検査にかかるコストが大きな負担となっている。また、保安検査期間中はFCVに充填できないため、ユーザーの利便性を損ね、FCVの普及に支障をきたしている。 ○本市内には1カ所水素ステーションがあり、同様に保安検査で長期間の休業が必要である。その間FCVユーザーは自動車の利用を控えなければならないという不便な状況に陥っている。制度改正されることで、FCVユーザーの利便性向上につながる。また、水素ステーションの維持管理コスト低減により地域における水素ステーションの複数設置が実現することを通じて、休業期間の重複を回避することができ、さらにFCVユーザーの利便性向上が図られる。
239	A	権限移譲	産業振興	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等のために府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・6項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	農林水産省、経済産業省、国土交通省	関西広域連合			
240	A	権限移譲	産業振興	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第5条第1・3項	経済産業省	関西広域連合			
241	A	権限移譲	産業振興	中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	中小企業等経営強化法第8条第1・3項、第9条第1・2項、第46条第1項、第47条第1項	経済産業省	関西広域連合			
242	A	権限移譲	産業振興	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(販売事業)	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	経済産業省	関西広域連合			
243	A	権限移譲	消防・防災・安全	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(保安業務等)	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	経済産業省	関西広域連合	群馬県	○本県登録の販売事業者から委託を受けている国認定の保安機関が法違反を行っても、現行では当該保安機関に対しての改善命令権限は国のみにしかなく、県は命令を発することができない。同じ内容での法違反では国も県も同程度の指導をすべきであり、差異が生じるのは指導の均衡性を保てず、事業者の行政に対する不公平感が高まっている。したがって、当該提案のように国認定事業者であっても、当該事業所が所在する県も改善命令ができる旨の本提案の主旨に賛同する。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
244	A	権限移譲	消防・防災・安全	電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲	電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、電気工事業の登録、登録の取消、差止め命令のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条～8条、第9条第3項、第10条～12条、第14条～第16条、第17条第2項、第17条の2・3、第27条、第28条、第29条第1項、第30条、第33条	経済産業省	関西広域連合			
245	A	権限移譲	消防・防災・安全	高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は第一種貯蔵所に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書、第22条第1項第1号、第58条の22・23の第1・3項、第58条の24・27・29・30、第61条第2項、第62条第2項 等	経済産業省	関西広域連合			
246	A	権限移譲	消防・防災・安全	火薬類取締法に係る事務・権限の移譲	火薬類取締法に係る事務・権限のうち、火薬類の製造施設や火薬庫に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	火薬類取締法第15条第1項ただし書、第35条第1項第1号、第45条の28、第45条の29第1・3項、第45条の30・31・33・34・36、第45条の37第1項、第53条第1項第1・5・7・8号	経済産業省	関西広域連合			
270	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)	採石法において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする地域の多様な環境を将来の世代へ引き継ぐことが出来るよう、岩石採取計画認可において、水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目を認可基準に加えるよう採石法第33条の4を改正すること。 (もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(都道府県知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従って処分を行うこと等)するよう採石法を改正すること。)	山形県遊佐町では、採石業の実施を巡り、業者と水資源の保全を訴える町民が対立している。遊佐町は「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」において、上記業者の採石業を「規制対象事業」に認定したが、業者は認定取消及び条例の無効を訴え係争中。 また、山形県は、業者の「岩石採取計画認可申請(H28.11)」に対し、申請要件不備(町条例に基づく「規制対象事業」に該当しない旨の通知がない)を理由に拒否処分(H28.12)としたが、業者は処分取消を求め、公害等調整委員会(公調委)に裁定申請を行い係争中。 公調委より、「係争証明書」の添付が不足書類を補うもので、県は採石法による実地審査を行うようとの指示があり、県で審査中。 なお、採石法の認可基準には、水資源・景観・環境保護等に配慮する規定がなく、自治体は環境に重きを置いた判断ができない。 環境保全等に関する条例によって採石業を規制する場合でも、司法が「無効な条例」と判断した場合には、規制することは出来ず、事業に着手してしまう。一度損傷した水資源等を修復することは極めて困難であり、貴重な自然環境を保全するためには、岩石採取計画を審査する処分庁が、地域の自然環境を考慮した判断を行える仕組みが必要であり、根本となる採石法の改正が求められる。	根本となる採石法を改正し、認可基準に水資源・景観・環境の保護等に配慮した項目を加えることで(もしくは、条例等により都道府県知事が認可基準を設定することによって)、自治体が地域の実情に応じて判断することが可能となり、住民の生活環境の保全や豊かな自然を資源とした地域振興に寄与することができる。	採石法第33条の4	経済産業省	山形県			

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
45	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	自家用有償旅客運送の実施主体の追加	市町村やNPO等による自主運行も困難な地域において、地域の公共交通会議で認められた場合には、地域住民の移動手段のために社会貢献的な活動として輸送サービスを行う商工事業者や、観光客の円滑な移動のために輸送サービスを行う旅館事業者等の民間事業者を自家用有償旅客運送の実施主体に加える。	<p>【支障事例】 昨今、路線バスのドライバー不足は深刻であり、路線バス事業者による労働環境改善に向けたダイヤの見直し・運行本数の減便等が実施されているところ。また、路線バス事業者から利用者の減少による路線廃止の申し出があった地域において、地元自治体が赤字補填による路線維持を求めたところ、ドライバー不足のため、断られた事例もある。このように、人材不足が顕在化する中で、地元自治体は、限られた人的・物的資源の有効活用を図るため、交通事業者以外の主体による輸送サービスの活用を検討する必要がある。その有効な手段として、「自家用有償旅客制度」が考えられるが、事業主体が施行規則48条に限定列挙されており、全く活用できない制度となっている。</p> <p>【懸念の解消策】 国土省は、「自家用有償旅客制度は運送業が成り立たない地域において例外的に認められるものであることから、非営利団体に限っている」としているが、自家用有償運送の制度において、その対価は実費の範囲内とされており、営利を追求できるものではないため、主体を非営利団体に限る必要はないと考える。また、法人格の違い(営利、非営利)によって、輸送の質が変わることにはならないと考える。</p> <p>そこで、輸送サービスそのものによる利益を目的とせず、社会貢献活動としての位置づけで輸送サービスを行う民間企業については、自家用有償運送の申請主体とすることを求めるもの。</p> <p>なお、自家用有償旅客制度の実施主体の登録にあたっては、各関係者が構成員となる公共交通会議等における合意が必要となるため、一定の正当性も担保できると考える。</p>	高齢者の移動目的の上位は通院・買い物であることから、病院や商工事業者等の民間企業が実施する送迎サービスの需要は今後ますます増加すると考えられる。商工事業者等の民間企業を自家用有償運送の登録申請主体とすることで、既存の送迎サービスを活用した公共交通の補完ができるため、交通空白地の解消に資する。	道路運送法第78条 道路運送法施行規則第48条	国土交通省	九州地方知事会、徳島県	九州地方知事会(事務局:大分県)、徳島県による共同提案	宮城県、山形県、島田市、南伊豆町、京都市、兵庫県、鳴門市、神山町、愛媛県	<p>○自家用有償旅客運送の運営を担うことのできる団体がなく、公共交通機関との調整も難しい。ノウハウのある公共交通事業者等も含め事業主体の拡大を図りたい。</p> <p>○当市北部山間地域は運行する路線バスの便数が少なく、将来的には撤退の恐れもある地域であり、今後新たな交通手段の導入を本格的に検討しなければならない可能性もある。自家用有償旅客運送の実施主体の要件が緩和され、実施主体が増加することは、新たな交通手段の導入が容易になることから、本市にとっても有益な提案であると考えられる。</p> <p>○本市においても路線バスのドライバー不足は深刻であり、限られた人的・物的資源の有効活用を図るため、今後民間企業等が主体による輸送サービスの活用を検討する必要があるため。</p> <p>○自家用有償旅客運送の実施主体となることで、住民との距離が近い市町村では「運送主体(市区町村やNPO等)」にとつて、身近なところで登録等が受けられるようになり、利便性が高まる。</p> <p>○当市においても、中山間地域において、バス交通以外の公共交通手段がなく、地元住民から増便の要望があるが、利用者が少ないうえ、バス運転手不足等の問題から増便することができない状況である。施行規則48条で限定列挙されている事業主体を、商工会議所や旅館事業者等の民間事業者まで拡大すれば、担い手不足(自治会、NPOなど)の問題の解決や経費の抑制に期待ができる。注意すべき点は、自家用有償旅客運送の性格上、営利目的との絡みや地域の運行事業者への影響を考慮し、導入する必要があると考える。</p> <p>○提案のとおり許可基準を緩和した場合、既存のバス・タクシー事業者の経営を圧迫することが懸念されるため、慎重な対応が必要と考えられる。</p> <p>○本市においても、路線バスのドライバー不足は深刻であり、路線バス事業者による労働環境改善に向けたダイヤの見直し・運行本数の減便等が検討されている。また、高齢化が進む縁辺部や住宅団地などの多様化した移動ニーズに対しては、「地域主体による移動手段確保への支援」を一つの方策と位置づけているが、現実的には、地元の人材不足から対応が困難な地区が多いと思われる。こうしたことから、交通事業者以外の輸送サービスの担い手として、商工・観光事業者等の民間事業者を自家用有償旅客運送の実施主体に加えることは、交通空白地の解消に有効な手段であると考えている。宿泊・温浴施設の今後の管理・運営方針によっては、交通空白地の移動手段確保策として、民間事業者による輸送サービスの活用も検討の一つとなり得る。</p> <p>○既存交通事業者が十分存在しない地域における交通手段の確保につながる。</p> <p>○現在、民間路線バス事業者から赤字補填を言われているが、赤字補填出来ない場合バス路線の撤退も言っている。そうすると、町民の生活基盤に支障をきたすことになる。</p> <p>○既に路線空白地が出来た場合に当局にお願いできる民間事業者にも運転手不足等により限界がある。また運行していただくにも車両の購入にも費用をかける必要があり負担を強いられる。</p> <p>○このことから住民の利便性の向上を図るためにも必要な施策であると考えられる。</p> <p>○当県では自家用有償旅客運送の事例はないが、導入が進まない理由の一つとして、実施主体の不在、不足が挙げられる。</p> <p>○市町で運行する場合は、タクシー会社に運営を委託するケースが多いが、運転手の高齢化などにより、人材が不足しており、運行維持に苦慮していることから、他の交通事業者の参入意思がないなど条件付きで営利企業による運営を検討すべきである。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
62	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	旅客運送と貨物運送の掛け持ちに係る対象地域の拡大	道路運送法に基づく旅客運送と貨物運送の掛け持ちについて、人口3万人未満の過疎地域である場合に限り、タクシー事業者による貨物運送やトラック運送事業者による旅客運送などが可能とされた基準の適用を、合併前の旧市町村単位とすること。	【現状】道路運送法に基づく旅客運送と貨物運送の掛け持ちについては、国土交通大臣の許可基準が平成29年8月31日に公示され、平成29年9月1日以降は、許可の対象地域が、①過疎自立対策特別措置法で定められた過疎地域又はみなし過疎地域であって、②人口3万人未満の地域である場合に限り、タクシー事業者による貨物運送やトラック運送事業者による旅客運送などが可能とされたところである。 京都府内では合併前は過疎地域であり、かつ人口3万人未満であった旧丹後町、旧久美浜町(現京丹後市)、旧日吉町、旧美山町(現南丹市)は、合併後市域全域が過疎地域・みなし過疎地域となったが、人口3万人を超えているため、貨客混載が可能な区域として示されている現在の要件を満たさず、対象地域外となっている。 【懸念の解消策】当該地域は、零細なタクシー事業者しか存在しない、又はタクシー事業者がいない地域であり、タクシー事業者による貨物運送、トラック運送事業者による旅客運送が可能になることで移動手段の確保の観点や人材の有効活用の面からも地域の活性化につながるものと考えられる。 (本府の状況) ※①②の要件を満たす京都府内の地域は、京都市旧京北町、福知山市旧三和町・旧夜久野町・旧大江町(福知山市は、旧町単位でみなし過疎の指定がされている。)、宮津市、笠置町、和東町、南山城村、京丹波町、伊根町	この要件の撤廃により、貨客混載が可能となる地域が拡大し、事業者の取入量の確保につながることで、ドアツードアの移動手段の継続的な確保や輸送人材の確保が期待される。	道路運送法第4条 貨物自動車運送事業法第3条 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(平成29年8月7日 国自安第97号 国自旅第128号 国自貨第64号)	国土交通省	京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	次のとおり平成29年に同様の提案がされており、国は、「検討の上、平成31年中に結論を得る。」と回答している。 ●平成29年の提案内容(鳥取県、法務省、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、堺市等)「市町村合併により合併する前より市町村の面積は広くなっており、一つの市町村内でも地域により貨物・旅客の輸送量や輸送手段には大きな差異があることから、当面の実施状況や関係者の意見を踏まえた上で、今後、適用を「過疎地域等」とし、過疎法で規定する過疎地域に加え、各地方公共団体が規定する中山間地域の区域も対象地域にすべく考える。」 ●平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)「一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法2条1項に規定する過疎地域又は法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわれないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」	宮城県、愛媛県、宮崎市	○合併により、交通空白地が混在する地方によっては要件緩和により事業者の収益増が見込まれ、輸送事業の担い手の確保が期待できる。 ○当県においても2市が該当し、中山間地域も抱えているため、今のところ支障はないが、いずれは同様の事象が生じる可能性がある。 ○宅記事業者からは、将来的にタクシーによる貨客混載を検討する場合は、周辺部の過疎地域となっている旧市町村単位での適用を求めている。
105	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公共施設等総合管理計画に基づき補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなどの基準の緩和	人口減少や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化に対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなどの措置を講ずること。	当県の所管する施設の事例では、社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)において実施した耐震補強工事から10年未経過のため除却する際に国庫納付が発生する見込みとなっている。 また、社会資本整備総合交付金に限らず、公共施設の改修や修繕に交付金を活用した場合も、同事例のように国庫納付が発生することが支障となり、迅速な意思決定ができず、統廃合が進みにくい事例がある。	総合管理計画の柱の一つである公共施設等の総量の適正化(集約化、複合化、除却など)を計画的に推進することが可能となる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて(平成20年12月22日国住総第67号国土交通省住宅局長通知)	総務省、国土交通省	秋田県、鹿角市、湯沢市、鹿角市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、羽後町、東成瀬村	青森県、白河市、石岡市、厚木市、綾瀬市、魚沼市、山県市、稲沢市、京都市、伊丹市、出雲市、大村市、宮崎市	○公共施設総合管理計画には、具体的な目標値を記載しているが、各種補助事業を活用した公共施設の廃止・解体等について、計画策定時点で関係機関に協議したものはない。施設の集約の際に必ずネットワークとなるのが、地域住民の総意と補助金返還である。地方分権の流れにあつて、地域住民の総意は当然必要と考えるが、今後の行政運営を見据えて総合管理計画を策定したものであり、スムーズに計画を実行し目標達成することで、持続可能な行政運営が成るものとする。 ○国のインフラ長寿命化基本計画及び本市の公共施設等総合管理計画に基づき、施設保有量の最適化に取り組んでいるところ、対象施設が国の補助金を受けている場合において、補助金等の国庫納付が最適化の支障となるときがある。 ○本市においても、文部科学省学校施設環境改善交付金を活用した耐震補強工事・大規模改修工事後10年未経過の施設があり、公共施設総合管理計画で示す公共施設の総量適正化を推進する支障となっているため、本提案事項に賛同する。 ○本市においても、公共施設等総合管理計画などの市の方針に基づき、公共施設の廃止や民間譲渡の取組を進めており、これまで民間譲渡にあたり、財産処分の事前協議や承認手続に時間を要する事例があった。また、譲渡にあつて、国庫納付の対象とならないよう無償譲渡とした事例もある。 ○本市では、建築後30年以上経過した施設が約半数を占め、今後市役所本庁舎や教育施設などの大規模な改修や更新を行う必要があるため、制度改正の必要性を感じる。 ○本市においても国庫補助を活用して建設・改修している公共施設は数多い。今後、公共施設の適正配置を進めていこうと、施設の早期除却実施時に国庫補助の返還が求められるとなると、さらなる財政負担を強いられることとなり、公共施設マネジメントの推進の弊害となると考えられる。公共施設等総合管理計画、施設の個別計画に基づいて実施される施設の除却については、特例的に国庫補助金の返還対象外とする等の制度創設が必要と考える。 ○本県においても、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の保有総量の最適化の取組を進めているところであるが、個別の施設の処分を検討するにあたり、国への返納が生じる可能性もあるため、提案の趣旨には賛同する。 ○人口減少や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化が顕著で、地方公共団体では、公共施設の維持等に係る経費なども踏まえ、その統廃合などを行う必要が生じている。一方で、対象となる公共施設は、国庫補助対象財産(不動産)であり、一定期間を経過していない補助対象財産(不動産)を処分する場合には、国庫納付が発生することから、統廃合などが進みにくい事例となっている。人口減少や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、電気通信格差是正事業費補助要綱に基づく補助対象財産を処分する場合、財産処分(不動産)に係る国庫納付を求めず承認するなどの措置を講ずること。 ○本県では、同交付金を活用し、県立高校の体育館耐震補強工事を実施している。今後、学校規模の標準を踏まえた計画的な学校配置を推進する上で、統合による閉校(用途廃止)とする際、同様の支障事例が生じ、施設整備に関する迅速な対応が困難となることが懸念されることから、財産処分に係る基準緩和を求めている。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
168	A	権限移譲	運輸・交通	自家用自動車で行う高齢者移送ボランティア活動で収受可能な経費の範囲の緩和及び自家用有償運送登録要件の設定権限の都道府県知事への移譲	交通不便地または交通空白地において、市の認める高齢者移送ボランティア団体が、地域公共交通会議に報告の上で行う自家用無償運送に限り、自家用有償運送の登録を受けずに収受できる経費の範囲を緩和すること。あわせて、交通不便地または交通空白地における自家用有償運送事業の要件の設定権限を都道府県知事に移譲すること。	【現状】 自家用自動車は原則として有償の運送の用に供してはならず、公共交通空白地有償運送や福祉有償運送などの国の登録又は許可を受ける必要がある。地域ボランティアが行う外出支援活動等において許可を要しないのは、ガソリン代、道路使用料、駐車場代のみを収受する場合に限定され、運送による反対給付があるものは、たとえ少額でも自家用有償運送の登録が必要とされている。 【支障事例】 地域ボランティアによる自家用無償運送は、自家用有償運送と同様、公共交通を補充する有効な手段である。しかし、ガソリン代、道路使用料、駐車場代以外の余剰の収受が認められていない現状では、地域ボランティアに個人負担が生じることから担い手確保が困難になったり、利用者が無償でサービスを受けることに抵抗を感じたりしており、導入、継続が厳しい状況となっている。一方、自家用有償運送の登録にかかる手続きや日常の運行管理は、地域団体等にとって煩雑であり、意欲があっても導入に至らない。 【川西市】小規模な自治会(350世帯)から相談が寄せられているものの、金銭面の課題があり実施には至っていない。 【三田市】無償でボランティアを受けることに抵抗のある高齢者が遠慮なく利用できるように利用料(100円)を収受し、謝礼としてボランティアに給付しようとしたところ、道路運送法上の反対給付にあたるとして、自家用有償運送の登録を求められ実現に至らなかった。	現在認められている実費に加えて、活動継続に必要な経費の収受が可能となることにより、高齢者移送ボランティアの導入促進と継続実施を図ることができ。	・道路運送法第78条、第79条 ・平成30年3月30日付国土交通省自動車局旅客課長通知(道路運送法における許可又は登録を要しない運送の趣旨について)	国土交通省	兵庫県、川西市、和歌山県、鳥取県、徳島県		石岡市、上越市、京都市	○前段については、本市においても、活動継続に必要な経費の収受が可能となることにより、高齢者移送ボランティアの導入促進と継続実施を図ることが期待できるため、有益と考える。 ○交通空白地において、高齢者の移送を行いたいという意向をもつ団体があるが、ガソリン代等の実費の計算が煩雑であることや、人件費の収受が認められないと活動継続が困難であるため、実施に至っていないことから、登録又は許可を受けずに収受できる経費の範囲を緩和されたい。 ○高齢者の外出支援のためのサロンの無償送迎に地域団体が保有する車両を使用している。地域では、この車両を地域内の通院や買い物などに有効活用したい意向があるものの、ガソリン代のほか、車検や自動車保険も含め、車両の維持管理に係る経費の確保が厳しい状況であることから、その活動に制約を受けている。収受できる経費の対象範囲の拡充や要件が緩和されることにより、持続性が高まり、地域団体による高齢者移送の活動が活発化するものと期待される。 ○自家用自動車で行う高齢者移送ボランティア活動では、収受可能な経費が限定されているが、公共交通を補充する有効な手段であることから、個人負担を強いられる現状等を鑑みても、活動における経費の範囲の緩和が必要と思われる。 ○本県においても、自治会等による地元住民の輸送サービスの導入を検討しているが、費用の面で踏み切れないといった事例がある。提案が認められると、自治会やボランティアによる輸送サービスの導入促進を図ることができ、交通空白地の解消に資すると考えられる。 ○本市内にて、住民の自家用車を使用した無償運送(ガソリン代のみ収受)による移送の実証実験を行っているが、住民側には「無償では申し込めない」との気持ちがあり、利用拡大に向けた課題となっている。ドライバーへの対価が増加すれば、こうした気持ちが緩和され利用の拡大が見込まれる。ドライバーの担い手確保も課題であり、収受できる経費の範囲が拡大されれば、より確保しやすくなる。 ○社会福祉協議会が行っている、有償サービス事業の中で、要介護認定のある高齢者等の病院送迎等があります。需要が多く供給が不足している状況です。また公共交通手段が少なく移送サービスの拡充は必要な状況です。体制づくりにおいては、ボランティアの年齢層や事故等の対応体制、研修等も考慮していく必要があると思われます。
186	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の制度の見直し	生活交通確保維持改善計画の認定手続きを要しない制度へ改正する。	【現状】 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付は、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会において、地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供などの取組等を内容とする「生活交通確保維持改善計画」策定を必要としている。 国は、計画認定の申請を受け、補助対象期間(10月1日～9月30日)前に計画を認定し、補助対象期間経過後、交通事業者から計画記載額を上限とした補助金交付申請を受け、交付決定を行うものとされている。 【支障事例】 計画の認定は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条1項において、補助対象期間の開始前に認定を行い、都道府県協議会等に通知するものと定められている。しかし、平成28年度分(H27.10.1～H28.9.30)は平成28年3月下旬、平成29年度分(H28.10.1～H29.9.30)は平成29年6月下旬、平成30年度分(H29.10.1～H30.9.30)は5月23日時点で認定前と、補助対象期間前の計画認定がなされていない。 また、県が構成員であり、事務局となっている協議会としては、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事象が発生することが多く、認定されることを前提とした協議会運営を余儀なくされるとともに、国からは書類の一部を空欄での提出を指示されるなど、適正な手続きができない状況にある。	計画認定手続きが早期化され、事業開始前に認定されることにより、交通事業者において計画に基づく事業としての運行ができ、協議会が策定した計画の実効性が確保されるようになる。 また、協議会の運営に関し、計画変更等についての適正な協議、手続きができるようになる。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第4条・第5条・第8条・第9条・第10条	国土交通省	岐阜県		千葉県	○本県においても、認定の通知がないまま補助対象機関に突入しており、本来であれば補助対象期間に入る前に運行業者に対し県から通知をしなければならぬが、国に引きずられる形で県も遅延して通知をせねばならない。 ○本県においても、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事象が発生する事例が生じている。認定されることを前提とした協議会運営や国から認定番号をメールや口頭にて確認するという対応をとっているところ。
188	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	過疎地域以外における貨客混載運送の規制緩和	平成29年9月1日より申請受付が開始した過疎地域における乗用タクシーやトラック等での貨客混載の運送について、現行、当該運送が行える区域は過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であり、かつ人口が3万人に満たないものと限定されていることから、各地域毎の現況を踏まえ、対象区域の拡大を求める。	【支障事例】 少子高齢化や人口減少に伴う輸送需要の減少が深刻な課題となっている過疎地域等では、旅客や貨物の輸送量が限られ、事業の経営が成り立ちにくく、人流・物流サービスを確保することが困難となっている。 昨年、地方分権での議論も踏まえ、平成29年9月1日より過疎地域における乗用タクシーやトラック等での貨客混載の運送が可能となったが、現行、当該運送が行える区域は過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとされている。 本市のように過疎地域に認定されていない、なおかつ人口が3万人以上のため、当該運送の対象区域とならない市は全国でも多くある。 3万人以上の市においても住民の移動手段、配送手段のサービスの低下は深刻で、3万人という人口数で線引きするのは好ましくないと考える。 人口が3万人を超えていても、地域公共交通会議において協議し、承認された際には貨客混載が認められるようにされたい。	旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者が各々の資産・人材を活用し、互いに補充しあうことで生産性の向上を図り、過疎地域全体における人流・物流の持続可能性を確保できる。	道路運送法第78条第3号、第82条 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(平成29年8月7日 国自安第97号 国自旅第128号 国自貨第64号 自動車局長通知)	国土交通省	いすみ市		宮城県、秋田県、兵庫県、愛媛県、宮崎市	○合併により、交通空白地が混在する地方にとっては要件緩和により事業者の収益増が見込まれ、輸送事業の担い手の確保が期待できる。 ○人口減少と少子高齢化が進む本県では、公共交通や物流体制の維持確保が課題となっている。このため、多くの市町村で貨客混載が検討されているが、合併により人口が3万人を上回っている市町村では、過疎地域や交通空白地を抱えているにもかかわらず、取り組みが進んでいない。具体的には、タクシーで貨客混載を検討した例があるが、条件に合致せず、実施を断念している。 ○事業者の収入確保及び地域資源の有効活用による地域公共交通の確保につながる。 ○当県においても2市が該当し、中山間地域も抱えているため、今のところ支障はないが、いずれは同様の事象が生じる可能性がある。 ○宅配事業者からは、将来的にタクシーによる貨客混載を検討する場合は、周辺部の過疎地域となっている旧市町村単位での適用を求めている。
189	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	人口3万人以上の過疎地域における貨客混載運送のための規制緩和	過疎地域における乗用タクシーやトラック等での貨客混載の運送について、平成29年8月7日付で各地方運輸局長あてに発出された通知により、運送が行える区域は過疎地域自立促進特別措置法2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であり、人口が3万人に満たないものと限定されているため、「人口が3万人に満たないもの」という許可条件の撤廃を求める。	本県の大野市は、市営バス和泉線(大野駅・九頭竜湖駅)等の運行を、地域で唯一のタクシー業者であるいすみタクシー(合名会社)に委託している。 昨年、佐川急便大野営業所から大野市およびいすみタクシーに、「市営バス和泉線(大野駅・九頭竜湖駅)による宅配荷物の運搬」および「九頭竜湖駅を発地とするタクシー車両による和泉地区内の宅配」を委託できないかの提案があった。 これを受けて、大野市から中部運輸局(上記区間における貨客混載の可否を照会したところ、「市営バス和泉線による貨物運搬」は可能だが、「タクシー車両による宅配」については、3万人未満という人口要件(3万3109人(平成27年国勢調査))を満たさないで不可との回答があった。	地域を支える交通・運送事業者等の生産性が向上し、過疎地域における交通・物流の持続可能性が高まる。	道路運送法第78条第3号、第82条 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(平成29年8月7日 国自安第97号 国自旅第128号 国自貨第64号 自動車局長通知)	国土交通省	福井県、大野市		宮城県、兵庫県、愛媛県、宮崎市	○合併により、交通空白地が混在する地方にとっては要件緩和により事業者の収益増が見込まれ、輸送事業の担い手の確保が期待できる。 ○事業者の収入確保及び地域資源の有効活用による地域公共交通の確保につながる。 ○当県においても2市が該当し、中山間地域も抱えているため、今のところ支障はないが、いずれは同様の事象が生じる可能性がある。 ○宅配事業者からは、将来的にタクシーによる貨客混載を検討する場合は、周辺部の過疎地域となっている旧市町村単位での適用を求めている。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>			
	区分	分野									団体名	支障事例		
													団体名	支障事例
231	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合への移譲を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。しかしながら、現在の「関西広域地方計画」については、策定するに当たって関西広域連合として意見を申述する場を設けていただき、その趣旨を踏まえていただいた部分はあるものの、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。また、関西広域連合に正式な提案権は付与されなかった。この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲するべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。そのため、国土形成計画法による広域地方計画の策定権限を地方に委ねることにより、東京圏の視点に基づいて策定されている全国版の国土形成計画の制約を受けず、地域の実情、地域性、独自性を反映した策定が可能となり、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む地方創生に寄与し、東京一極集中の是正が図られる。	国土形成計画法第9条	国土交通省	関西広域連合				
232	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、提案権の付与を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。しかしながら、現在の「関西広域地方計画」については、策定するに当たって関西広域連合に意見を申述する場を設けていただき、その趣旨を踏まえていただいた部分はあるものの、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。また、関西広域連合に正式な提案権は付与されなかった。この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲すべきであるが、これが困難である場合、近畿圏広域地方計画協議会への参画を認める。あるいは現在協議会のメンバーでない計画区域内の市町村に認めていると同様の提案権を関西広域連合に付与すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。そのため、関西広域連合に国土形成計画法による広域地方計画への提案権を付与することは、同計画に対し広域行政からの視点による関西の実情、地域性、独自性を反映した計画の変更を提案することが可能となり、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む地方創生に寄与し、東京一極集中の是正が図られる。	国土形成計画法第11条	国土交通省	関西広域連合				
233	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求める。また、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。しかしながら、現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たって関西広域連合への意見照会が行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたもの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、近畿圏広域地方計画は福井県、三重県対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能であるほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化を図るために国同意を廃止するべきである。	関西のことは関西で決める。そのことにより東京一極集中を是正することにつながる。近畿圏における地方創生を実現していくため、関西地域の実情にに応じ、関西地域の特性をいかして、関西広域連合が自主的・主体的に企画・立案し、近畿圏整備計画の決定等を行うことにより、インフラ整備等の視点だけでなく、あらゆる分野を総合的に見て判断することができ、秩序ある発展を図っていくことが可能となる。なお、国との関係においては、移譲した権限について、事前協議に改めることとする。また、広域連合は、一部事務組合とは異なり、一部の事務のみならず企画調整機能も有しており、国から直接権限を移譲されることも可能であるため、当該事務の受け皿になり得る。さらに、福井県、三重県についても、連携県として調整は十分可能である。	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条	国土交通省	関西広域連合				
234	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。しかしながら、現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たって関西広域連合への意見照会が行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたもの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、近畿圏広域地方計画は福井県、三重県対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能であるほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化を図るために国同意を廃止するべきであるが、これが困難である場合、現在、関係府県・関係指定都市に付与されている意見聴取の機会を、関西広域連合にも付与すべきである。	関西広域連合に近畿圏整備法による近畿圏整備計画への意見聴取の機会を付与することは、同計画に対し広域行政からの視点による関西の実情、地域性、独自性を反映した計画の変更を提案することが可能となり、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む地方創生に寄与し、東京一極集中の是正が図られる。	近畿圏整備法第9条、第10条	国土交通省	関西広域連合				

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>			
	区分	分野									団体名	支障事例		
235	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。 都市計画区域の指定については、現在、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているものの、二以上の府県の区域にわたる場合は国の権限となっており、これまでの間、実際には、一体的に発展している地域であっても府県域を超える場合においては、国が関与することのないよう、府県単位で区域指定が行われてきた。 本来一体である地域が区域指定によって分断されることが望ましくないことは言うまでもないところ。設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、府県域を超える区域指定についても、地方の目線に立ってそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。 したがって、複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限を関西広域連合に移譲すべきである。	広域連合は、地方自治法第284条に基づき、「広域にわたる総合的な計画を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理する」総合的な権限を持ち、同法第291条の2第4項に基づき、「国の行政機関の長の権限に属する権限の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請する」権限を持つ、安定的な団体である。そのため、一部事務組合とは異なり、一部の事務のみならず企画調整機能も有し、防災や観光・文化、産業、医療、環境などの各行政分野も踏まえた関西の将来像を示した広域計画を現に策定しており、各行政分野との調整を一元的に行うことは可能である。 したがって、現在は、広域連合域内で複数府県に跨がる都市計画区域はないが、今後、複数府県を跨いで都市計画区域を指定した方が良いと考えられる場合に備え、予め当該指定権限を関西広域連合へ移譲し、地方が主体となって指定できることとなれば、一体的に調和のとれたまちづくりを効率的に進めやすくなる。 また、区域指定に当たり国の関与が必要ということであれば、府県が都市計画区域を指定する場合と同様に、国土交通大臣への協議・同意を行うこととすることにより、その懸念は払拭されると思われる。	都市計画法第5条第4項	国土交通省	関西広域連合				
239	A	権限移譲	産業振興	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	農林水産省、経済産業省、国土交通省	関西広域連合				
247	A	権限移譲	土木・建築	建設業法に係る事務・権限の移譲	建設業法に係る事務・権限のうち、建設業の許可、営業停止、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	建設業法第3条第1項、第3条の2第1項、第5条、第7条、第11条第1～5項、第12条、第13条、第15条等	国土交通省	関西広域連合				
248	A	権限移譲	土木・建築	宅地建物取引業法に係る事務・権限の移譲	宅地建物取引業法に係る事務・権限のうち、宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	宅地建物取引業法第11条第1・3項、第3条の2第1項、第4条第1項、第6条、第8条第1・2項、第9条、第10条、第11条第1項、第25条第4・6・7項 等	国土交通省	関西広域連合				
249	A	権限移譲	土木・建築	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限の移譲	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	不動産の鑑定強化に関する法律第23条第1項、第24条、第25条、第26条第3項、第27条第2項、第28条、第29条第1項、第30条、第31条第1・2項、第32条第2項、第41条 等	国土交通省	関西広域連合				

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
250	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	土地収用法に係る事務・権限の移譲	土地収用法に係る事務・権限のうち、事業の認定、申請書の提出の受理・申請書の欠陥の補正及び却下のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	国土交通省	関西広域連合		交野市	—
251	A	権限移譲	土木・建築	建築基準法に係る事務・権限の移譲	建築基準法に係る事務・権限のうち、建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査員の選任等の届出受理のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	国土交通省	関西広域連合		—	—
252	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限のうち、大深度の使用認可のように府県域を跨ぐために国土交通省の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	国土交通省	関西広域連合		—	—
258	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	広域地方計画協議会の事務局機能の移管	広域地方計画協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。しかしながら、現在の「関西広域地方計画」については、策定するに当たって関西広域連合として意見を申述する場を設けていただき、その趣旨を踏まえていただいた部分はあるものの、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。また、関西広域連合に正式な提案権は付与されなかった。この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲するとともに、広域地方計画協議会の事務局機能についても移管すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。協議会の事務局機能を広域連合に移管することにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり行政の効率化を図ることができる。	国土交通省	関西広域連合		—	—
259	A	権限移譲	その他	港湾広域防災協議会の事務局機能の移管	港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところであり、港湾については、広域インフラ検討会の中に港湾部会を設置し、大阪湾港湾の連携や関西主要港湾の「防災機能」等の連携の方向性を取りまとめ、第3期広域計画においても「機能強化の観点から連携施策の方向性の検討していく。」としているところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、関西広域連合には日本海側に港を有する京都府及び鳥取県も参画しており、当該地域をも対象としたより広域的な観点から港湾機能の継続の検討が可能となることから、港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合に移管すべきである。なお、協議会の事務局機能を関西広域連合に移管することにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり(関西広域連合の分野事務の1つには防災も含まれている)、行政の効率化を図ることもできると考える。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。協議会の事務局機能を広域連合に移管することにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり行政の効率化を図ることができる。日本海側に港を有する京都府及び鳥取県を構成団体としており、関西広域連合が事務局機能を担うことにより当該地域をも対象としたより広域的な観点から港湾機能の継続の検討が可能となる。	国土交通省	関西広域連合		鳥取県	—

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
269	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	大阪府では、通常5年毎に区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)の見直しを行っており、その際、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に整合する区域区分変更の基本方針を定めている。しかし、市が独自のまちづくりを進めようとする中、区域区分の見直しの時期や基本方針により、市が進めようとするまちづくりは、限定されたものとなっている。 区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の権限を市に移譲することで、市独自のまちづくりが展開でき、開発事業等の計画に合わせた迅速な対応が可能となると考えている。	都市計画法第15条第1項	国土交通省	松原市			
272	B	地方に対する 規制緩和	土木・建築	国庫補助事業を活用して取得した財産の目的外使用の承認基準緩和について	国庫補助事業を活用して取得した道路用地等を目的外に使用する場合は補助金適正化法第22条に関する国土交通省基準の緩和を求める。現行の基準では、貸付等により収益がある場合、収益は補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額を除き国庫に納付することとなっているが、これを緩和し、整備前においても将来の整備費等に充当する目的の基金に積み立てることを条件に、地方公共団体の歳入にできるようにすることを求める。	【緩和の必要性】 国庫補助事業を活用して取得した財産を目的外で使用するケースとして、例えば道路事業用地を取得した場合で、全ての道路予定地を取得完了するまでの間、先行して取得した土地を暫定的にコインパーキングやモデルルームなどに有償で貸し付け、といったことが考えられる。 しかしこの場合、また整備工事を行っていないため、施設整備費や維持管理費等は発生しておらず、収益発生額を国庫に納めなければならないと解された。地方公共団体としては活用しても十分な歳入が得られないため、閉鎖管理したほうがよいという判断をせざるを得ないのが実情である。 結果として土地のポテンシャルが活かされないことない未利用地となり、不合理である。緩和により土地利用を推進するよう求めたい。	土地を有効活用することで土地利用の推進及び税外収入(管理・整備費等の確保)に寄与する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条 国土交通省通知「都市局所管補助事業等にかかる財産処分承認基準」について(国都総第2448号、H20.12.22)	国土交通省	特別区長会		甘日市市、熊本市	○本市では、国庫補助事業を活用して広場整備を実施しており、第一期整備、第二期整備に分けて整備を行っている。第一期整備後の現在においてバスターミナルの発券所として貸付し、目的外使用を行っており、「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領」に基づき、その収益は施設整備費、維持管理費を除き国庫に納付している。しかし、将来の第二期整備でも整備費が発生するため、整備前においても将来の整備費を施設整備費の対象とできるように求めるもの。 ○収益を国庫に納付する必要があることから、目的外使用は市にとってメリットがなく、積極的な土地利用にならない。財政状況が厳しい市町にとって貴重な税外収入となるよう緩和を求める。

環境省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞			
	区分	分野									団体名	支障事例		
90	地方に対する規制緩和	環境・衛生	「犬」に対する二重規制の緩和	一部の動物取扱業者が二重規制を強いられている状況を解消するため、化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除すること。	【現行制度】 化製場等に関する法律は、獣畜の肉、皮等を原料として肥料、皮革等を製造するために設けられた施設等に対し、公衆衛生の保全を目的とした規制を課している。 化製場等に関する法律第9条に基づく知事指定地区内の「動物の飼養又は収容の許可等」については、「犬」を扱うペットショップ等「動物取扱業者」も許可が必要となる場合がある。これは、化製場等に関する法律施行令により定められている許可が必要な動物に「犬」が含まれるからである。なお、他に許可が必要な動物は牛や馬などの家畜であり、一般的にペットショップ等で販売されている「猫」や「うさぎ」などは含まれない。 動物取扱業者については、動物の愛護及び管理に関する法律により都道府県に登録等を行わなければならないが、化製場等に関する法律と趣旨で規制が行われている。 【制度改正の必要性】 一部の動物取扱業者のみ二重規制を強いられている状況であることから、化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除することを求めるものである。 【懸念の解消策】 動物の愛護及び管理に関する法律には衛生面や生活環境の保全義務があり、化製場等に関する法律が目的とする公衆衛生の保全についても担保可能である。	動物取扱業者にとっては、化製場等に関する法律に基づく許可と動物の愛護及び管理に関する法律に基づく登録の二重規制が解消され、負担軽減に繋がる。また、県にとっても事務負担の軽減となり、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指導等に専念することができる。	化製場等に関する法律第9条、化製場等に関する法律施行令第1条、動物の愛護及び管理に関する法律第10条	厚生労働省、環境省	埼玉県、秋田市、所沢市、小川町		福島県、新潟市、大府市、徳島県、高松市	○動物の愛護及び管理に関する法律で定める第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者の事業者は、飼養施設において「犬」を取り扱う場合に、化製場等に関する法律が定める一定の条件を満たすとき、「動物を飼養又は収容する施設」の許可を併せて取得する必要がある。このことが、事業者にとって2重の規制となり、過分の負担となっていることから、化製場法の当該許可について、動愛法に基づく「第1種及び第2種動物取扱業者」をその対象から除外する措置が妥当である。 ○本市においても、「犬」に対する二重規制の緩和がなされれば同様の効果が得られると考える。 本市では生活衛生課と動物愛護ふれあいセンターの2課にて化製場と動物取扱業者の監視・検査等を行っているが、化製場等に関する法律に「犬」が記載されているため、対象の21施設中17施設が重複している。また、生活衛生課と動物愛護ふれあいセンターの窓口が離れており、業者負担や届出不備が生じている。 今回の規制緩和により、重複している事務を分けることによる事務負担の軽減や、業者負担の軽減につながることを期待する。 ○化製場法施行令で定める動物のうち、動愛法による規制を受ける施設にとって二重規制となる。また、個人の愛玩動物に対する規制にもつながり、過度な負担となる恐れがあるため、緩和すべきであると考える。 ○提案自治体と同様の支障が生じているが、次のとおりとのおおよしと考える。 「犬」を除外するのではなく、「動物取扱業者」を除外対象とする。 理由 「犬」を除外してしまうと、10頭以上の犬を飼養している一般飼い主も化製場等に関する法律の規制対象から外れてしまうため。 補足 なお、動物取扱業者を畜舎の許可対象から除外する際には、畜舎の許可基準は各自治体の条例で定めていることから、動物取扱業者に対する規制内容を、現在の各自治体の条例の畜舎への規制内容を十分にカバーしている必要がある。 ○犬については、動物の愛護及び管理に関する法律により「愛護動物」として規定され、動物取扱業者への規制の他、周辺環境の保全等、一般の飼い主の責任も明記されていることから、化製場法第9条、同法施行令第1条から除外いただきたい。		
158	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	自然公園法施行規則における第二種特別地域での行為の許可基準の緩和	災害発生等の緊急時に市民の安全を確保するために、デジタル防災無線設備を整備する場合には、通常の許可基準に特例を認め、必要最低限の設備については許可されるよう基準の緩和を求める。	自然公園法第20条第3項により、国立公園内において一般建築物の新築を行う場合には環境大臣の許可を受けるとしており、同条第4項には環境省令で定める基準に適合しない場合には許可をしないこととなっている。 本市ではデジタル防災無線設備の整備事業としてアンテナの設置を検討しているが、本市の地域の特性上地形は南北に長く、半島及び島嶼部もあるために基地局(中継局)を標高の高い場所に設置し、かつ3箇所整備しなければ市内全域を網羅することができず、本市においては第二種特別地域以外に適当な建設予定地がない。 しかし、上記地域に設置しようとする場合、自然公園法第20条第3項により、環境大臣の許可が必要となるが、その許可基準では建築物の地上部分の最高部が13m以下と定められているため、周辺の地形等を考慮し有効なアンテナ設置位置を計画したが、上記基準を遵守することができないために、省令の基準内である13m以内に計画変更した。計画変更により、今回は代替地の標高が当初予定地より高い場所であったために問題はなかったが、低い場合は通信機能に支障が生じる恐れがある。	デジタル防災無線設備が促進され、市内全域で防災通信が可能となり、災害発生等の緊急時に市民の安全の確保に資する。	自然公園法第20条第3項、同条第4項及び自然公園法施行規則第11条第2項	環境省	三豊市		山梨県、広島県、愛媛県	○自然公園内に、必要な手続きを経て通信設備を設置している箇所がある。現在、具体的な支障事例が無いが、同様の制度改正の必要性等が認められる。 ○本県では、すでに国立公園内に建設している中継局があるが、今後、電波法の改定などにより、新たに国立公園内への中継局の増設も考えられる。防災無線設備は災害発生等の緊急時に県民や市民の安全を確保することから、提案に賛同する。		
237	A 権限移譲	環境・衛生	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(連合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1～2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。 この点について、設立から7年が経過し、広域環境保全を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。 したがって、国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限を関西広域連合に移譲すべきである。	国立公園の特別地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、一定の限られた範囲内の軽微な地方環境事務所長権限の案件であり、国立公園の保護と適正な利用の推進を適切かつ迅速に処理する観点から、開発と保護のチェック&バランスを確保した運用をすべきであり、総合行政を担う地方公共団体が処理することにより、地方環境事務所長が担うよりも、効率的に処理できるばかりか、保護と利用の適切な推進に資する。 特に、観光客を国立公園に呼び込もうと商業施設の開設規制を緩めようとしており、観光行政を担う地方公共団体が処理することにより、迅速、かつ、保護と利用のバランスを考慮した効率的・効果的な対応が可能となる。 なお、許認可事務の執行については、地方公共団体が実施している他の許認可と同様、環境省における許可に関する審査基準や全国的・国際的な見地による環境省の技術的助言に基づき、適切に運用することは当然、可能であり、国が一義的に責任を負って行われる国立公園の管理を促すものではない。 また、総合行政を担う地方公共団体が処理する意義は大変大きく、法定受託している府県では、保護と利用の適切な推進に係るきめ細かな対応と事務処理の効率化に大きく寄与している。	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	環境省	関西広域連合					
238	A 権限移譲	環境・衛生	国立公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブなしには充実した管理運営は望めない状況にある。 しかしながら、現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなり、地方自治体の自主性・主体性が発揮しにくいものとなっている。 また、例えば平成18年に兵庫県が氷ノ山後山那岐山国立公園について温泉・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う軽微な計画変更を行うおとしたところ、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)から決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要したほか、現地状況の説明のために詳細な資料作成、調査等が必要とされたように、軽微な公園計画の見直しを躊躇せざるを得ない状況にあり、機動的な対応ができていない。 この点について、設立から7年が経過し、広域環境保全を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。 なお、自然公園を指定する主体が公園計画を決定する必要性はなく、公園計画を作るものが管理することで、より主体的で責任ある管理が可能となる。 また、関西広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することにより、一定の国の関与を残す必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。	国立公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がる国立公園については、関西広域連合に権限を移譲することにより、構成府県の迅速かつ効率的な調整のもと、国立公園の適切な保護と利用促進、きめ細やかで、より高い水準の維持が可能となる。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省	関西広域連合					

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
253	A	権限移譲	環境・衛生	土壌汚染対策法に係る事務・権限の移譲	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	土壌汚染対策法第3条第1項、第35条、第36条第3項、第37条第1項、第39条、第40条、第43条、第44条、第54条第1・5項、第56条第1	環境省	関西広域連合				